

大阪市社会福祉研究

第 44 号 2021. 12

〔巻頭言〕

市民館創設 100 周年とこれからの地域共生社会の実現をめざして

..... 出 海 健 次 (1)

〔論文及び実践報告〕

介護老人福祉施設における高齢者ボランティアの支援方法に関する研究

..... 守 本 友 美 (3)

障害者スポーツを取り入れた小中学校向け障害理解教育の効果

～質的データを用いた事業評価の試み～ 山 脇 功 次 (13)

修 田 翔 / 由 浅 悠

福祉サービス事業者による支援の質の向上に関する研究ノート

～福祉ビジネスから真の社会福祉事業へ～ 松 藤 栄 治 (21)

地域活動を支える専門職の役割

～学び合い助け合うマンションコミュニティ～ 佐々木 さやか (37)

忌 部 周

児童福祉施設内児童問性問題に対する職員への再発防止支援

..... 高 下 洋 之 (49)

〔資料〕

同心会社会福祉研究奨励賞選考一覧 (63)

同心会について (69)

大阪市社会福祉研修・情報センター

〔運営主体：社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会〕



市民館創設 100 周年とこれからの 地域共生社会の実現をめざして

大阪市福祉局長

出 海 健 次

令和 3（2021）年は、大阪市立市民館（後に北市民館に改称）が開館して 100 年となる年です。市民館は、大正 10（1921）年、天神橋筋六丁目に日本で初めての公立セトルメントとして創設されました。当時の大阪市は、社会経済の変化、急激な都市化等に伴う市民生活の困窮を背景に、職業紹介所や住宅・浴場・簡易食堂・託児所や乳児院・児童相談所など様々な社会事業が実施され、市民館もその一環として 14 館が整備されました。北市民館では、地域の課題をもとに、身上相談・社会教育講座・授産講習・信用組合・診療など多様な取組みが行われていました。また、母親自らが参画する保育事業、クラブ活動など、取組の企画・運営の多くに住民が主体的に携わるなど、住民が地域課題を解決していく力を高め、共に支え合う関係を築いていく拠点として重要な役割を果たしていたと感じます。

その後、福祉サービスの発展や分化、社会情勢の変化等に伴い、市民館はその役割を終え、さきがけとなった「北市民館」も昭和 57（1982）年に閉館となりました。

現在では、指定管理事業で運営する西成市民館を残すのみとなりましたが、市民館における実践は、住民一人ひとりが生活課題を共有し、ともに解決に向けて力を合わせ、助け合うことの大切さとして受け継がれ、現代の地域活動に生かされています。また、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会の実現は、現代における「地域共生社会」の考え方にもつながるものであり、市民館で培われてきたこの地域福祉の精神を受け継ぎ、取り組みを進めていく必要があると考えています。

国においては、平成 29（2017）年、令和 2（2020）年の社会福祉法改正により、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備を進め、地域福祉の理念として地域共生社会（地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会）の実現をめざすことが明記されました。

本市においても、令和3（2021）年からの「第二期大阪市地域福祉基本計画」において、地域共生社会の実現に向けた基本理念として「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を掲げ、取り組みを進めています。

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」では、令和元（2020）年に市内全333地域へ名簿を提供し、この名簿に基づく見守り活動の活発化に向けた支援を進めています。複合的な課題を抱えた世帯等への支援に向けては「総合的な相談支援体制の充実事業」において、それぞれの相談支援機関が支援方針を検討・共有する場を設け、連携して支援を行うしくみづくりを進めています。また、障がいや高齢などにより判断能力が不十分となっても、安心して地域で暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用促進にも引き続き取り組み、市民後見人の養成等にも力を入れています。

昨年来の長期間に及ぶ新型コロナウイルス感染症は、生活に大きな影響をもたらしました。家族、学校、社会活動など様々なつながりが絶たれるなど、当たり前のことが当たり前でなくなる生活が続くなか、私たちは、人と人とのつながりの大切さ、お互いに気かけ合うといった支え合いの地域づくりの重要性に、改めて気づき始めています。今こそ、地域住民や行政、様々な機関が一致団結し、誰も地域から孤立することなく、活動に参加し、支え合う地域づくりを進めることが重要です。地域に暮らすすべての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らし続けることのできる地域福祉の推進に向け、取り組みを進めなければなりません。

市民館創設100年という節目の年を迎え、改めて、住民主体の地域福祉の推進に向けた決意を新たにしながら、引き続き、各施策の推進に努めるとともに、多様な活動主体との連携を通じ、地域共生社会の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

介護老人福祉施設における 高齢者ボランティアの支援方法に関する研究

守本友美

サマリー

近年着目されている「地域共生社会」の実現のために、地域住民の福祉意識の向上や相互の助け合いなどの行動が求められている。特に、高齢化が急速に進む中で、地域における高齢者の役割は高まってきている。本研究では、高齢者が「地域共生社会」において実践活動の契機となる福祉施設での活動に焦点を合わせ、高齢者ボランティアの意識及び活動の展開・発展につながる支援方法を提示するために、高齢者ボランティアを受け入れている介護老人福祉施設の職員への半構造化インタビューを実施した。その結果、高齢者ボランティアに求められる支援内容を、①活動を継続できる環境整備、②負担を軽減する経済的支援、③意欲を引き出す職員からの働きかけに分類することができた。すなわち、ボランティアマネジメントを実施し、ボランティアの受け入れ体制を整備することが高齢者ボランティアの活動継続や展開につながるという示唆を得ることができた。

キーワード

高齢者ボランティア、介護老人福祉施設、ボランティア支援、ボランティアマネジメント

目次

- 1 はじめに
- 2 研究方法
 - 2-1 調査対象と方法
 - 2-2 分析方法

- 2-3 倫理的配慮
- 3 調査結果
 - 3-1 分析対象者A
 - 3-2 分析対象者B
 - 3-3 分析対象者C
- 4 考察
 - 4-1 組織として的高齢者ボランティアの受け入れ体制について
 - 4-2 高齢者ボランティアへの支援の内容
- 5 結びにかえて

1 はじめに

近年、地域社会で生活する人々が直面する生活課題は複雑化・多様化しており、いくつもの生活課題を同時に抱えることも少なくない。人々がすぐに専門の相談窓口に向いていくことができれば課題解決へと迅速に進むことができる。しかしながら、そのような専門窓口の詳細を知らない人、出向いていくのに躊躇や遠慮、あるいは恥ずかしさを感じる人もいるだろう。その際に、身近に親身になって相談に乗ってくれる人や、具体的な助言はできないが窓口を紹介してくれたり同行してくれたりする人がいれば、生活課題を抱えた人の不安も軽減され、課題解決への意欲も湧いてくるかもしれない。

2016年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に

創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱された。各自治体においても、本人「丸ごと」、世帯「丸ごと」の生活課題を把握し、解決していくことができるような包括的な相談支援体制が構築されている。この体制は行政の力だけではなく、専門の相談支援機関や地域住民が一つになって実現できるものである。そのような「地域共生社会」の実現に向けては、地域住民の福祉意識の向上がより一層必要となってくる。福祉意識の向上といっても、地域生活の中で「困っている人の力になりたい」という気持ちを持つだけでは、どのような人がどのようなことで困っているのか、困っている人を助ける方法はどのようなものなのか、といった具体的な行動内容が想像できずに、実行したい気持ちが行動として結実しないことも考えられる。意識を向上させ、具体的な行動に移すことで「他人事」が「わが事」に近づいてくるのではないだろうか。その具体的な行動としてのボランティア活動、特に固定された利用者と専門職の支援のもとに体験できる社会福祉施設でのボランティア活動は接近しやすい体験だと思われる。また、高齢者福祉施設での活動は、施設そのものがイメージしやすい施設であり、近い将来の自分の姿、あるいは自分の親の世代の利用者である高齢者に対して親しみやすさも感じられると考えられ、ボランティア活動の初心者であっても取り掛かりやすい活動だろう。

「地域共生社会」を実現させるための取り組みの一つとして、国が「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」を挙げていることから、地域住民が地域福祉活動に含まれるボランティア活動に参加するための環境整備は古くて新しい課題といえる。これに関して先行研究をレビューすると、田端・岩井⁽¹⁾、南條・小田⁽²⁾、石井⁽³⁾は、社会福祉施設におけるボランティアの受け入れの実態と環境整備上の課題を明らかにした。また、岩井・高橋・中島⁽⁴⁾、高木⁽⁵⁾は、社会福祉施設がボランティアを受け入れることが、施設の社会化を進めることにつながったことを明

らかにした。このように、社会福祉施設ではボランティアの受け入れが進み、ボランティアの受け入れ体制も整備されていることは明らかにされてきたが、高齢者ボランティアへの受け入れに言及している研究は管見では見当たらない。

そこで、本研究では、「地域共生社会」の一翼を担う役割を期待されている地域住民、特に増加する高齢者に焦点を合わせて、高齢者が「地域共生社会」において実践活動を進めるために、高齢者ボランティアの意識および活動の展開・発展につながる福祉施設、とりわけ高齢者にとって身近な施設である介護老人福祉施設による支援方法を提示することを目指す。

2 研究方法

2-1 調査対象と方法

高齢者ボランティアを受け入れている介護老人福祉施設の生活相談員3名を対象とした半構造化インタビュー調査を実施した。インタビューに要した時間は各50～60分であり、調査期間は2019年11月～12月であった。

2-2 分析方法

インタビュー内容を逐語記録として整理し、その内容について、4ステップコーディングによる質的データ分析手法SCAT (Steps for Coding and Theorization) を用いることにした。大谷⁽⁶⁾によると、この手法では、観察記録や面接記録などの言語データをセグメント化し、そのそれぞれに、<1> データの中の着目すべき語句、<2> それを言い換えるためのデータ外の語句、<3> それを説明するための語句、<4> そこから浮き上がるテーマ・構成概念の順にコードを考案して付していく4ステップのコーディングと、そのテーマや構成概念を紡いでストーリー・ラインと理論を記述する手続きとからなる分析手法である。また、同じく大谷によると、「この手法の意義は、分析手続きの明示化、分析の諸段階への円滑な誘導、分析過程の省察可能性と反証可能性の

増大、理論的コーディングと質的データ分析の統合である」⁽⁷⁾と述べられている。

2-3 倫理的配慮

本研究は、「日本社会福祉学会研究倫理規程」および「日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」を遵守して実施した。調査研究を実施するにあたり、以下のような配慮を行った。

- ① 調査対象者に対して事前に研究概要と依頼内容を説明し、調査協力の同意書に署名していただいた。
- ② 調査対象者が特定されないように、調査対象者の氏名や所属先などの属性などが明確にならないように配慮した。
- ③ インタビュー調査は、対象者の勤務先の一室など音声が入り込まない場所で実施した。

3 調査結果

SCATのフォームを用いて、インタビュー内容の分析を行い、ストーリー・ラインと理論記述を導き出した。3名のフォームをすべて掲載する。

3-1 分析対象者 A

①ストーリー・ラインの概要

この職員が所属している施設はボランティアの受け入れに積極的であり、職員一人ひとりがボランティアへの支援を行っているほか、ボランティア保険の施設側の負担など、組織としての受け入れも整っているといえる。ボランティアの形態もグループ活動が主となっているが、自治体独自の制度を活用している個人ボランティアも活動している。ただし、グループ活動では活動についてグループで協議や確認ができるのに対して、個人ボランティアは頼ることができるのは職員だけになるため、個人ボランティアへの支援の方法の確立や職員間の共有が求められるといえる。また、介護予防ポイント事業がボランティア活動推進の要因となるかど

うかは、まだ明言できない状態である。この点についての検証は必要であろう。なお、ボランティア活動でもなく、いわゆる「有償ボランティア」でもない、雇用契約を結ぶ短時間パートという新たな形態を取り入れていることは、高齢者の新たな社会参加の形態として注目すべき点である。

②理論記述

- ・社会福祉施設としてボランティアの受け入れは特別なことではないが、組織としての受け入れ体制は整えておく必要がある。
- ・受け入れ体制、すなわちボランティアマネジメントのあり方が、施設でのボランティア活動の充実にも影響を与える。
- ・いわゆる「有償ボランティア」ではない有給の活動（業務）と、ボランティア活動との共存の可能性を探ることが必要である。

3-2 分析対象者 B

①ストーリー・ラインの概要

この職員が所属する施設では、法人全体で受け入れ体制を統一させている。ボランティア募集は法人が担い、ボランティア開始に当たっては、明文化されているボランティア規程の説明があり、活動希望者の了解を取っている。このことによって利用者の人権を擁護することのみならず、ボランティア自身も安心して安全な環境の下で活動できるという効果が期待できる。また、ボランティアへの感謝の気持ちを言葉だけではなく、「年賀状」という形に残るもので示している。このこともボランティアにとっては、励みとなると考えられる。さらに、ボランティアの「独り善がり」にならないように、活動内容を職員と打ち合わせ、利用者のニーズに合わせられるように留意している。そして、将来は職員に対して実施されている勉強会にボランティアも参加してほしいという新たな支援策も考えており、法人のボランティアマネジメントの方針が職員にも浸透していることがうかがえる。

表1 2019年11月 高齢者ボランティア受け入れに関する調査
インタビュー：筆者 インタビュー：介護老人福祉施設職員（1）

	テキスト	<1>テキスト中の注目すべき語句	<2>テキスト中の語句の言い換え	<3>左を説明するようなテキスト外の内容	<4>テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	<5>疑問・課題
1	ボランティアを定期的に受け入れており、クラブやサークルの補助をお願いしている。募集は社協を通じてお願いしている。簡単な記録は書いてもらっている。	定期的、クラブやサークルの補助、社会福祉協議会、記録	職員ではできない領域での活動、社会福祉協議会との連携	定期的に続けられる活動内容 他機関との連携	グループ活動の継続性の高さ 活動内容の充実	グループの関係性に職員はどれだけ介入できるのか？
2	介護予防ポイント事業を活用している傾聴ボランティアの方は個人で活動している。ただし、個人のボランティアに対しては職員の関わりが薄いことが反省点ではある。今は見守り程度。	介護予防ポイント事業、個人のボランティア、職員の関わり	制度を活用した個人ボランティアと職員との関係性	職員としてボランティア関連制度の理解、当該ボランティアのニーズ把握	自治体独自の制度の効果測定、個人ボランティアへの支援の方法	個人ボランティアにとって介護予防ポイント事業がインセンティブになっているのか？
3	介護補助に近いようなボランティアの受け入れは、職員とのコミュニケーションがとれなかったところもあって、途中でストップしている。そのことから、クラブ活動でも必ず職員が1名付いている。	介護補助はボランティアには依頼しない、職員とのコミュニケーション、職員が付く	現場でのボランティアへの支援	利用者もボランティアも心地よく過ごせるような支援	ボランティアは職員の補助ではなく、職員ではできないことを提供する	職員とのコミュニケーションの図り方
4	ボランティアには普段感謝の気持ちは言葉で述べているが、ボランティアと意見交換をできる時間を設けたいとは思っている。	感謝の気持ち、意見交換	ボランティアに対する直接支援	ボランティアマネジメントの内容	職員のボランティアマネジメントについての理解とその実施体制	組織としてのボランティアマネジメントのあり方
5	ボランティアには施設を知ってほしい。イベントにも参加してもらっている。通常のボランティア活動以外にイベントでも使える保険は施設が負担している。	イベント、保険	ボランティアの負担軽減	ボランティアへの間接的支援	ボランティア受け入れに関する予算化	予算に大きな変動はあるのか？
6	高齢者の方でもボランティアという形ではなく、短時間のパートさんとして募集もさせてもらっている。	パートとしての活動	無給の活動ではなく有給の活動	従来の有償ボランティアとは異なる概念	新たな形態での高齢者の社会参加の方法の模索	職員の負担は増えないのか？

ストーリーライン（現時点で言えること）	この職員が所属している施設はボランティアの受け入れに積極的であり、職員一人ひとりがボランティアへの支援を行っているほか、ボランティア保険の施設側の負担など、組織としての受け入れも整っているといえる。ボランティアの形態もグループ活動が主となっているが、自治体独自の制度を活用している個人ボランティアも活動している。ただし、グループ活動では活動についてグループで協議や確認ができるのに対して、個人ボランティアは頼ることができるのは職員だけになるため、個人ボランティアへの支援の方法の確立や職員間の共有が求められるといえる。また、介護予防ポイント事業がボランティア活動推進の要因となるかどうかは、まだ明言できない状態である。この点についての検証は必要であろう。なお、ボランティア活動でもなく、いわゆる「有償ボランティア」でもない、雇用契約を結ぶ短時間パートという新たな形態を取り入れていることは、高齢者の新たな社会参加の形態として注目すべき点である。
理論記述	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設としてボランティアの受け入れは特別なことではないが、組織としての受け入れ体制は整えておく必要がある。 ・受け入れ体制、すなわちボランティアマネジメントのあり方が、施設でのボランティア活動の充実にも影響を与える。 ・いわゆる「有償ボランティア」ではない有給の活動（業務）と、ボランティア活動との共存の可能性を探ることが必要である。
さらに追究すべき点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設におけるボランティアマネジメントのあり方の再考 ・ポイント制度はボランティア活動のインセンティブになり得るのかの検証 ・地域における高齢者の社会参加に介護老人福祉施設はどのように貢献できるかの検討

表2 2019年11月 高齢者ボランティア受け入れに関する調査
 インタビュアー：筆者 インタビュイー：介護老人福祉施設職員（2）

	テキスト	<1>テキスト中の注目すべき語句	<2>テキスト中の語句の言い換え	<3>左を説明するようなテキスト外の内容	<4>テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	<5>疑問・課題
1	開設当初からボランティアの受け入れ体制は整えている。募集は主に法人本部で行い、コーディネートも行っている。	ボランティアの受け入れ体制、法人本部	施設単体ではなく、法人全体としての受け入れ体制の整備	法人の方針としてボランティア受け入れをどう考えているかを明確にする。	法人の方針が明確であれば、職員のボランティアに対する意識も一定レベルを保つことができる。	法人の研修内容にボランティア関連が含まれているのかどうか？
2	個人で来られる傾聴ボランティアとクラブ活動を補助するイベントボランティアと2種類に分けている。	個人ボランティア、グループ活動のボランティア	個人ボランティアとボランティアグループとの区別	個人ボランティアとボランティアグループとの対応の異同の明確化	利用者のみならずボランティアに対しても個別対応の必要性の理解	個別対応の留意点とは？
3	施設に照会があったボランティア希望者はすべて法人本部に上げるという形になっている。イベントボランティアに対しては交通費程度の謝礼は渡している。年賀状も送っている。	法人本部に上げる、交通費程度の謝礼、年賀状	組織としての感謝の気持ちの表し方	組織としてのボランティアマネジメントの確立	組織の方針とボランティアマネジメントの内容との同定	法人設立当初からボランティアマネジメントは意識されていたのか？
4	法人としてボランティア活動規程を作成している。活動の際にはその規程を説明し、承諾をいただいている。	ボランティア活動規程、承諾	ボランティア活動におけるルールの明文化	利用者のみならずボランティア自身の人権を擁護するという目的	明文化することの意義	規程のモデルとなったものはあるのか？
5	クラブ活動の内容も職員とボランティアと打ち合わせをして決めている。単なる「お披露目会」になりそうな場合は、修正してもらるように伝えている。	職員とボランティアの打ち合わせ、お披露目会、修正	独善的なボランティアの回避	職員とボランティアとの関係形成、ボランティア活動の意義の再確認	ボランティア活動は「誰のために」「何のために」行われるのかを職員とボランティアが共に考える。	ボランティア活動参加の動機や目的の多様性をどこまで許容するか？
6	施設の職員は様々な内容の勉強会を実施しているので、その情報をボランティアに発信して参加してもらいたいという希望はある。	勉強会、参加	ボランティアの学びの場の提供	ボランティアの育成、意識向上のための支援	法人の取り組みが職員の考え方を発展させることにつながる。	職員の意見は法人にどのような経緯で取り入れられるのか？

ストーリーライン（現時点で言えること）	この職員が所属する施設では、法人全体で受け入れ体制を統一させている。ボランティア募集は法人が担い、ボランティア開始に当たっては、明文化されているボランティア規程の説明があり、活動希望者の了解を取っている。このことによって利用者の人権を擁護することのみならず、ボランティア自身も安心して安全な環境の下で活動できるという効果が期待できる。また、ボランティアへの感謝の気持ちを言葉だけではなく、「年賀状」という形に残るもので示している。このこともボランティアにとっては、励みとなると考えられる。さらに、ボランティアの「独り善がり」にならないように、活動内容を職員と打ち合わせ、利用者のニーズに合わせられるように留意している。そして、将来は職員に対して実施されている勉強会にボランティアも参加してほしいという新たな支援策も考えており、法人のボランティアマネジメントの方針が職員にも浸透していることがうかがえる。
理論記述	<ul style="list-style-type: none"> 法人全体でボランティアマネジメントの方針が確立されており、新設の施設でも受け入れ体制が整えやすい。 ボランティアが陥りやすい「独善性」を未然に防ぐように職員とボランティアとの話し合いの機会が設けられている。 組織におけるボランティアマネジメントが推進されることで、職員のボランティアに対する意識も向上する可能性がある。
さらに追究すべき点・課題	<ul style="list-style-type: none"> 法人全体でボランティアマネジメントの方針を確立させることができたのはどのような経緯からか？ 現在のボランティアマネジメントの内容の検討 ボランティア対象の勉強会のみならず、地域住民対象の企画についての検討

表3 2018年11月 社会福祉士の専門性に関するインタビュー
 インタビュアー：筆者 インタビュイー：社会福祉施設の施設長（3）

	テキスト	<1>テキスト中の注目すべき語句	<2>テキスト中の語句の言い換え	<3>左を説明するようなテキスト外の内容	<4>テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	<5>疑問・課題
1	ボランティアも受け入れているが、シルバー雇用という契約で65歳以上の方を短時間パートで採用している。洗濯物の整理や食器洗いなどの業務で、最低賃金は保証している。	シルバー雇用、最低賃金の保証	いわゆる有償ボランティアではない、社会参加の方法	組織と雇用契約を結ぶことによる緊張感、責任感	ボランティアではない、職員としての位置づけが高齢者にもたらす意味	ボランティア、介護予防ポイント事業の利用者、パート労働者、各々への関わりの方法
2	受け入れているボランティアグループはハーモニカの演奏をしてもらっている。区社協から紹介してもらった。介護予防ポイント事業の利用者である。	ボランティアグループ、区社協、介護予防ポイント事業	ボランティア活動推進施策の活用及び区社協との連携	制度利用によるボランティア、施設、それぞれのメリットとデメリットの確認	ボランティア活動推進施策の展開と発展	介護予防ポイント事業の成果
3	ボランティアグループは活動前に近くで練習をしているので、そこまで送迎を行っている。	ボランティアの送迎	ボランティアグループへの支援	交通費を支給するという形態ではなく、職員が直接支援を行う。	施設に来所してもらうための支援方法の検討	交通アクセスの悪い施設は、ボランティアの送迎も止むを得ないのか？
4	ボランティア専用の部屋はないが、活動日は会議室を控え室とし、茶菓は提供している。	控え室、茶菓の提供	ボランティアに対するハード面の整備	ボランティアマネジメントにおける物理的側面	ボランティアマネジメントにおける物理的側面の整備の範囲	ボランティアへの茶菓の提供は必要十分条件と捉えるか？
5	ボランティアには継続的に活動してほしいので負担がないように常に考えている。声掛けも積極的にを行い、ボランティアの側に職員も配置するようにしている。	継続的な活動、負担の軽減、声掛け、職員の配置	ボランティアに対するソフト面の整備	ボランティアマネジメントにおける精神的側面	ボランティアマネジメントにおける精神的側面の充実方法	ボランティアは職員に対してどこまで期待しているのか？
6	施設の生活はどうしても刺激のない生活になってしまうので、少しでも利用者の生活の張りになればと思い、今のグループ以外にも積極的に受け入れたいと思っている。	刺激のない生活、生活の張り、積極的な受け入れ	施設生活における利用者の楽しみを創出する。	利用者のニーズに応じた活動を提供するボランティアの受け入れ	多様なボランティアを受け入れることによる地域社会との関係形成	ボランティアコーディネートの方法と他機関との連携の方法

ストーリーライン（現時点で言えること）	この施設では、従来のボランティア、介護予防ポイント事業の利用者、パート労働者といった異なる基盤をもった高齢者が社会参加している。各々が各々の目的をもっていると考えられるが、施設側としては利用者の生活の質の向上につながるのであれば、参加の形態にはこだわらないと考えられる。ボランティアマネジメントのハードの側面は今後の課題ではあるが、送迎を行っていることから、交通アクセスの悪い施設がボランティアを受け入れる際の支援方法を示唆するものとする。また、現在のボランティア以外にも利用者のニーズに応じたボランティアの受け入れを考えており、それを通して地域社会との関係を深めていくことも目指している。
理論記述	<ul style="list-style-type: none"> 異なる目的、異なる形態で社会参加しようとする高齢者のニーズや思いを理解することが重要である。 ボランティアマネジメントのハード面、ソフト面について必要十分条件を検討する必要がある。 ボランティアの開拓に当たっては、既存のグループを活用するだけでなく、施設で養成するという側面も必要である。
さらに追究すべき点・課題	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の社会参加の目的や方法の理解 ボランティアが期待するボランティアマネジメントと職員が期待するボランティアマネジメントの異同 ボランティアマネジメントを担う職員の専門性

②理論記述

- ・法人全体でボランティアマネジメントの方針が確立されており、新設の施設でも受け入れ体制が整えやすい。
- ・ボランティアが陥りやすい「独善性」を未然に防ぐように職員とボランティアとの話し合いの機会が設けられている。
- ・組織におけるボランティアマネジメントが推進されることで、職員のボランティアに対する意識も向上する可能性がある。

3-3 分析対象者 C

①ストーリー・ラインの概要

この施設では、従来のボランティア、介護予防ポイント事業の利用者、パート労働者といった異なる基盤をもった高齢者が社会参加している。各々が各々の目的をもっていても考えられるが、施設側としては利用者の生活の質の向上につながるのであれば、参加の形態にはこだわらないと考えられる。ボランティアマネジメントのハードの側面は今後の課題ではあるが、送迎を行っていることから、交通アクセスの悪い施設がボランティアを受け入れる際の支援方法を示唆するものとする。また、現在のボランティア以外にも利用者のニーズに応じたボランティアの受け入れを考えており、それを通して地域社会との関係を深めていくことも目指している。

②理論記述

- ・異なる目的、異なる形態で社会参加しようとする高齢者のニーズや思いを理解することが重要である。
- ・ボランティアマネジメントのハード面、ソフト面について必要十分条件を検討する必要がある。
- ・ボランティアの開拓に当たっては、既存のグループを活用するだけでなく、施設で養成するという側面も必要である。

4 考察

4-1 組織として的高齢者ボランティアの受け入れ体制について

近年、ボランティアを受け入れている施設は特別な存在ではなく、いずれの施設においてもボランティアの受け入れ体制は整っていることが分かった。特にB氏が勤務している施設では、ボランティアの受け入れ窓口が法人本部に一本化され、また、ボランティア活動規程も作成されており、初めてのボランティアでも活動を始めやすい環境が整備されている。さらに、クラブ活動の補助といった内容に関しては、ボランティアと職員との打ち合わせを行い、単なる「お披露目会」にならないように留意している。

倉田⁽⁸⁾は、施設ボランティア経験者を対象として調査を行い、活動者の施設側に対する問題の指摘を整理し、その問題を解決するための方策を検討した。その結果、ボランティアからボランティア活動システムに関して、活動の受け付けから希望やニーズに応じて内容を調整するなど一連の過程を効率化することへの指摘が示されていることを明らかにした。また、同調査において、ボランティア活動を展開するなかで、①ボランティア活動者同士、②ボランティア活動者と施設職員との意思の疎通を図りたいとの意見が示された。90年代で問題点として指摘されたボランティア活動システムも、近年ではボランティアマネジメントとして確立していることが分かる。

一方、高齢者が施設で活動する形態として、ボランティア活動のみならず、いわゆる「有償ボランティア」でもない「有給」の活動も出現していることが明らかになった。施設側は、元気な高齢者を雇用することによって職員の補助的役割を担ってもらえることができる。そして高齢者は、自分のできる範囲の労働に従事し、責任を任せられ、賃金を得ることができる。長時間の労働は身体的にも負担が多いと感じる高齢者にとっては、短時間（2～3時間）の労働が無理のない範囲で継続できるものだと思う。内閣府の『平成29年

版高齢社会白書』によれば、現在仕事をしている高齢者の約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答し、70歳くらいまでもしくはそれ以上との回答と合計すれば、約8割が高齢期にも高い就業意欲を持っている様子がうかがえる。つまり、就業意欲の高い元気な高齢者に対して、短時間労働者として受け入れる可能性が示唆できる。その際に、職員の補助としての労働と、職員とは異なる立場でのボランティア活動との範囲を明確にしておく必要があるだろう。

4-2 高齢者ボランティアへの支援の内容

① 高齢者ボランティアが活動を継続できる環境整備

まず、環境面の整備として、C氏は控え室の準備を挙げている。専用のスペースではないが、ボランティアが活動する日には会議室を控え室とし、茶菓の提供も行っているということであった。先述の倉田⁽⁹⁾の調査でも、ボランティア活動を展開するにおいて設備的施設環境の整備を指摘する内容として、より具体的な要求の一つにボランティア活動者専用スペースの確保を求める意見が示されている。専用のスペースがあることは、ボランティアも施設を構成する成員として承認されていることを意味する。承認され、評価されることが活動のやりがいや継続性につながるのである。

次に、C氏の施設ではボランティア・グループの送迎も行っている。そのグループは活動前にメンバーたちが近隣の会館で練習を行っており、楽器等を運ぶ必要もあることから、送迎を行っているということであった。送迎は施設の備品である自動車を使うことになり、運転する人手も取られることになる。それでも送迎を行っていることで、C氏の施設はボランティアを大切に扱い、承認していると考えられる。前述の倉田⁽¹⁰⁾も、活動者の居宅から施設までの移動条件はボランティア活動を大きく作用していることが回答からもうかがうことができると

し、移動手段の確保は活動を促進する要因として位置付けられようと述べている。

② 高齢者ボランティアの負担を軽減する経済的支援

ボランティア活動は基本的には無給の活動であり、その活動の対価として報酬が支払われないう「無償性」が原則である。しかしながら厳格に「無償性」を強調しすぎると、活動に参加する人を制限することになる。近年では、新崎⁽¹¹⁾が述べているように、「無償性」の解釈の幅が広がり、活動の継続性を担保するうえで食事代や交通費等の実費弁償程度は認めていくことになっている。

インタビュー調査から得られた具体的金銭支援としては、ボランティア保険の保険料の負担、交通費程度の謝礼が挙げられた。このような経済的支援については、ボランティアが活動を継続する際に必要な要素だと考えられる。活動への対価を求めないとしても、活動の際には施設までの交通費が発生したり、活動内容によっては材料費等も必要となる。また、ボランティア保険の加入も求められる。特に、高齢者ボランティアの多くは就労による賃金を受け取らなくなる世代であることから、活動を継続するための経済的支援は必要となると考える。

③ 高齢者ボランティアの意欲を引き出す職員からの働きかけ

A氏はボランティアと職員との関わりが薄いことを気に掛けていることから、ボランティアが活動をする際には、職員を配置するようにしていると回答した。そして、活動が終わった時には常に感謝の言葉を伝えているということであった。また、C氏もボランティアへの積極的な声掛けを行い、ボランティアの側に職員も配置していると回答した。このように、施設は環境整備や経済的支援といったハードな側面を整えることのみならず、職員からの直接的な働きかけも心掛けている。石井⁽¹²⁾は社会福祉法人がその存在意義を発揮し、他の運営主体との

格差を顕著にしたボランティア受け入れを検討するうえで、考えられる課題の一つとして「専門職としての対人援助スキルを活かしたボランティアへの支援」を挙げている。介護老人福祉施設の職員は高齢者への支援に際して、対人援助スキルを活用して関わっている。援助を必要としている要介護度の高い高齢者ではなく、援助する側のボランティアに対して同様のスキルは活用できないかもしれないが、傾聴や共感、励ましなどの基本的なスキルは活用できるであろう。

一方、山本は、「福祉施設にボランティアを受け入れる際には、ボランティアと施設利用者或いは職員、施設そのものと不協和音なく、いい関係でつなぐ役割をボランティアコーディネーターが担っている」⁽¹³⁾と述べている。また、ボランティア活動への援助者、活動内容の開発、そして、活動の発展性を引き出す役割をも担っているとしている。さらに、鈴木ら⁽¹⁴⁾はホスピスボランティアの活動継続要因を調査し、ボランティアコーディネーターの存在は、ホスピスボランティアを継続するうえで重要な役割を持っているという結果を導き出した。調査対象者の3名からは、ボランティアコーディネーターという用語は発せられなかったが、いずれも受け入れ担当者として、退職・子どもの自立などで社会的喪失感を持ちやすい高齢者ボランティアが主体的に活動できるように率先して声掛けを行い、職員全体にボランティア受け入れの意識付けをおこなうといった役割を担っているといえる。

5 結びにかえて

介護老人福祉施設の職員のインタビュー調査から、高齢者のボランティアに対して行われている支援内容が明らかになった。いずれの施設でも、ボランティアが継続して活動できるようにボランティアマネジメントを実践していることも明らかになった。あらためてボランティアマネジメント

とは、桜井によると、「ボランティアの管理というよりも、ボランティアという特殊な人的資源の開発・活用と、それにより、事業を成果へ導く方法を探索した体系」⁽¹⁵⁾と定義している。ボランティアマネジメントが実施されていることによって、ボランティアも安心して活動できると考える。

ところで、野上は、「ボランティア活動者にとって施設の存在はボランティア活動の中核にあるといわれ、ボランティア活動を始めるに当たって一番参加しやすい入り口として施設があり、関与すればするほど高度となり、奥深くなり、一定の責任と機能が求められ際限なく至高のものとなっていく」⁽¹⁶⁾と述べている。特に、中年期までにボランティア活動を経験していなかった高齢者にとっては、福祉施設の中でも入所者がイメージしやすい介護老人福祉施設は活動の入り口になり得ると考えられる。

また、石井は、「社会福祉施設でのボランティア活動体験は、地域福祉活動の新たな担い手として期待される地域住民が、こうした活動に関心を寄せるための事前体験となり、そこから活動の担い手へといざなう契機になるのではないか」⁽¹⁷⁾と述べている。そして川崎は「地域活動を増やすことで、他者や地域に対する信頼などの認知的ソーシャル・キャピタルや、地域活動への参加、地域参加の程度、地域におけるネットワークなどの構造的ソーシャル・キャピタルが醸成され、健康に良好な影響をもたらすことが期待される」⁽¹⁸⁾と述べている。このように高齢者がボランティア活動をはじめとする地域活動に参加することは、高齢者自身の健康増進を期待できるとともに、地域活動の担い手として地域福祉推進に貢献することも期待できる。しかしながら、高木⁽¹⁹⁾が述べているように、ボランティア受け入れにおける支援方法としてのコーディネーションやマネジメントについては、受け入れ組織において理解が深まり多くの実践が展開されているが、組織がボランティア支援を単なるボランティアの受け入れのための手法としか捉えず、組織の地域に対する態度のあ

り方と捉えることを怠るとボランティア活動の広がりは見られない。

社会福祉施設は「施設の社会化」の議論が始まって以降、地域福祉推進のための社会資源としての役割を期待されている。本研究では言及することができなかったが、今後の課題として、ボランティア活動の広がりを考察するに当たり、ボランティア活動の展開として地域活動を捉えるのか、ボランティア活動と地域活動とは並行して行われているのかを明らかにすることを通して、社会福祉施設によるボランティア活動及び地域活動の支援方法を提示するとともに、社会福祉施設による地域福祉推進のあり方を検討することを目指したい。

謝辞

本研究にご協力くださった介護老人福祉施設の職員の皆様に心より感謝申し上げます。

付記

本研究は2019年度大阪ガスグループ福祉財団「調査・研究助成」による研究成果の一部である。

(もりもと とみみ：学校法人佐藤学園大阪バイオメディカル専門学校)

引用文献

- (1) 田端和彦、岩井克央(2016)「兵庫県下の特別養護老人ホームにおけるボランティア受け入れの実態と課題」『兵庫大学論集』21、pp.215-239
- (2) 南条正人、小田幹雄(2015)「社会福祉施設におけるボランティアの受け入れの現状と課題」『東北文教大学短期大学部教育研究紀要』6、pp.87-97
- (3) 石井祐理子(2014)「社会福祉施設におけるボランティア受け入れのあり方に関する研究」『京都光華女子大学研究紀要』52、pp.121-130
- (4) 岩井一広、高橋順一、中島望(2013)「高齢者施設の社会化とその社会的効果の関係」『関

- 西福祉大学社会福祉学科研究紀要』17(1)、pp.83-90
- (5) 高木寛之(2010)「福祉施設におけるボランティア受け入れの方法に関する研究—ボランティア支援を通じた地域福祉推進のあり方」『大妻女子大学人間関係学部紀要』12、pp.85-97
- (6) 大谷尚(2007)「4ステップコーディングによる質的データ分析手法SCATの提案—着手しやすく小規模データにも適用可能な理論化の手続き—」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学)』54(2)、p.27
- (7) 同上書、p.27
- (8) 倉田康路(1996)「施設ボランティア/ボランティア活動者の施設側に対する問題の指摘と対応策」『日本の地域福祉』10、pp.44-65
- (9) 同上書、p.55
- (10) 同上書、p.56
- (11) 新崎国広(2005)「第1章ボランティア活動とは」岡本栄一監修『ボランティアのすすめ』ミネルヴァ書房、p.25
- (12) 石井祐理子(2013)「社会福祉施設における運営主体とボランティア受け入れに関する一考察」『京都光華女子大学研究紀要』51、p.48
- (13) 山本浩史(2003)「施設ボランティアコーディネーターの役割」『社会福祉士』10、p.135
- (14) 鈴木聖子、山本克彦、吉田清子ほか(2012)「ホスピスボランティア活動における継続要因と関連要因の検討」『社会福祉学』52(4)、pp.54-65
- (15) 桜井政成(2007)『ボランティアマネジメント』ミネルヴァ書房、pp.104-405
- (16) 野上芳彦(1996)『実践ボランティア講座』柏樹社、p.127
- (17) 石井(2014)前掲書、p.121
- (18) 川崎千恵(2018)「高齢者にとって地域活動に参加するということ—離島の地域におけるエスノグラフィー—」『日本公衆衛生看護学会誌』7(3)、p.111
- (19) 高木(2010)前掲書、p.95

障害者スポーツを取り入れた小中学校向け 障害理解教育の効果 ～質的データを用いた事業評価の試み～

山 脇 功 次 修 田 翔
 由 浅 悠

サマリー

本研究では、障害者スポーツを取り入れた小中学校向け障害理解教育の効果をテキストマイニングの手法を用いて分析した。分析対象者は、中学校4校、小学校1校のうち、福祉体験学習（車いす・アイマスク体験）か障害者スポーツ体験を実施した169人とした。テキストマイニングによるカテゴリー化の作業は、共起ネットワークにおいて関連が認められた単語によりカテゴリー化を行い、各カテゴリーに含まれる語彙が使われている文章の割合を算出した。福祉体験学習の上位3カテゴリーは、「障害のある人の気持ち」(70.7%)、「疑似体験を通しての怖さ」(23.8%)、「日常生活との環境の違い（生活の難しさ）」(14.2%)であった。障害者スポーツ体験の上位3カテゴリーは、「障害があってもなくても楽しめるスポーツ」(56.4%)、「障害者スポーツのルールの工夫」(26.2%)、「競技を通してのチームワーク」(9.2%)であった。福祉体験学習では、疑似体験を通しての恐怖心や、障害者が日常生活を送ることが困難であると考えられるネガティブな効果があった。障害者スポーツ体験では、障害の有無にかかわらず、インクルーシブな視点を促進する効果や障害に対する正しい知識を得る効果があった。

キーワード

障害者、障害理解教育、障害者スポーツ、

小中学校、テキストマイニング

目次

- 1 はじめに
- 2 研究方法
 - 2-1 分析対象と調査方法
 - 2-2 福祉体験学習会の内容
 - 2-3 データ収集
 - 2-4 分析方法
 - 2-5 倫理的配慮
- 3 結果
 - 3-1 福祉体験学習（車いす・アイマスク体験）の結果
 - 3-2 障害者スポーツ体験の結果
- 4 考察
 - 4-1 福祉体験学習について
 - 4-2 障害者スポーツ体験について
 - 4-3 今後の障害者スポーツを取り入れた小中学校向けの障害理解教育への示唆
- 5 本研究の限界
- 6 まとめ

1 はじめに

わが国において、障害の有無にかかわらず、全ての人が平等に生きる社会の実現を目指している⁽¹⁾。また、学校教育における取組として、障害のある

幼児児童生徒と、障害のない幼児児童生徒や地域の人々が活動を共にすることは、全ての幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で意義があるだけでなく、地域の人々が障害のあるこどもに対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機会となっている⁽¹⁾。学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習の機会を設けることにより、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っている⁽¹⁾。これらの交流及び共同学習の推進として、障害理解教育の充実が重要である⁽²⁾。障害理解教育とは、障害のある人に関わるすべての事象を内容としている人権思想、とくにノーマライゼーションの思想を基軸に捉えた教育のことであり、障害に関する科学的認識の形成を目指すものである⁽³⁾。近年、障害理解教育の報告において、障害理解教育の概念に関する報告や実施方法に関する報告がされており、知見が蓄積されつつある。

障害理解教育の実践において、従来の障害疑似体験を取り入れた福祉体験学習では、障害者のネガティブな固定観念を形成する危険性があり⁽²⁾、多様で複雑な障害を正確に体験することができず、逆に障害者への否定的な見方が強調されやすいことが報告されている⁽³⁾。

近年、交流及び共同学習の教科の一つとして、障害者スポーツが注目されている。1945年英国のLudwing Guttmannにより始められた障害者スポーツは、1952年国際ストックマンデビル大会で世界的に認知されるようになった。わが国においては、1964年東京パラリンピックが開催され、身体障害者の社会復帰にスポーツが役立つことが認識された⁽⁴⁾。本研究における大阪市西成区では、福祉体験学習会において、誰もが同じ目線で楽しむことができ、また東京パラリンピックにより機運が高まり学校でも教材として取り上げられている「障害者スポーツ」に着目し、プログラムに取り入れることとした。障害者スポーツ体験を通じて、ルールや環境を整えることで誰もが活躍できる場があることを学び、また障害者の社会

参加といったテーマについても、理解を深めることを目指した。

障害者スポーツを小中学校対象の障害理解教育に取り入れた報告はなく、また、障害者スポーツを取り入れた障害理解教育の効果については明らかにされていない。本研究では、西成区社会福祉協議会とヒューマンライツ福祉協会が共同実施した福祉体験学習会で参加後に収集した感想文における記載内容をテキストマイニングの手法を用いて分析し、分析結果を踏まえて事業を向上するための検討を行った。

2 研究方法

2-1 分析対象と調査方法

西成区社会福祉協議会では、『「ともに生きる力」を育む』ことを目的とした福祉教育を、西成区内の各小・中学校を対象に実施している。西成区社会福祉協議会が実施する福祉教育の中の障害理解教育では、車いす介助の体験、アイマスクを使用した視覚障害者手引きの体験などの福祉体験学習会や、障害当事者からの講話を通じて、自分たちの生活するまちに障害者などさまざまな人が生活していることを知り、福祉への理解を深め、地域の福祉課題を我が事としてとらえ、次世代の福祉の担い手となる人物を育成することを目指している。さまざまな人と「ともに生きる」ことを目指していくために、児童・生徒がより具体的にイメージしやすい新しいプログラムの創出を目指し、2020年度より西成区社会福祉協議会と社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会にて検討を重ねた。

2020年度に西成区社会福祉協議会が実施した福祉体験学習会のうち、西成区社会福祉協議会とヒューマンライツ福祉協会が共同実施した5校（中学校4校、小学校1校）を対象とし、福祉体験学習会を受講した学生とした。調査期間は2020年11月から2021年3月であった。5校の福祉体験学習会を受講した学生数は計338人（TN中学校84人、I中学校59人、TM中学校126人、

TR 中学校 32 人、K 小学校 37 人)であった(表 1)。感想文未実施の TN 中学校を除き、感想文を提出した学生のうち、西成区社会福祉協議会へ郵送のあったのは 223 人であった。分析対象者は、福祉体験学習(車いす・アイマスク体験)か障害者スポーツ体験を実施した 169 人とした。

調査方法として、福祉体験学習会に受講した学生が記載した感想文を用いた。各学校より学生が感想文を提出後、まとめて西成区社会福祉協議会へ送付された。

表 1 福祉体験学習会の実施内容

学校名	学年	実施日	福祉体験学習	障害者スポーツ体験
TN 中学校	2 年生	2021 年 11 月 19 日・ 11 月 20 日	車いす アイマスク体験	ボッチャ
K 小学校	4 年生	2021 年 2 月 15 日	無	ボッチャ
TM 中学校	1 年生	2021 年 2 月 16 日・ 2 月 18 日	車いす アイマスク体験	ボッチャ
TR 中学校	1 年生	2021 年 3 月 5 日	アイマスク体験	ゴールボール
I 中学校*	1 年生	2021 年 1 月 29 日	無	無

*緊急事態宣言発出に伴い、福祉体験学習と障がい者スポーツ体験が未実施となった。
なお、福祉体験学習会に代わり障害理解講座を実施した。

2-2 福祉体験学習会の内容

福祉体験学習会では、「福祉体験学習」と「障害者スポーツ体験」の 2 つのプログラムを実施した。「福祉体験学習」では車いす体験とアイマスク体験を実施、「障害者スポーツ体験」ではボッチャ体験またはアイマスク体験を実施した。プログラムの実施組み合わせについては、各学校の担当教職員と打ち合わせを行い、各学校ごとに教育内容に沿ったプログラムの種類を選択した。

「福祉体験学習」

車いす体験は、基本的な操作方法を学び、2 人から 3 人で 1 台の車いすを使用し、それぞれが搭乗者、介助者、見守り役となり、体育館や校舎内に設置したコースを移動した。コースは公道上を想定し自転車等の障害物を配置した道、スロープの昇降体験、体育用マットを使用した段差の昇降体験を用意した。

アイマスク体験は、2 人 1 組となり手引きの基本姿勢、歩く際の声掛けの方法、視覚障害者に配

慮すべき事項を伝え、普段生活している校舎内を歩き、段差の乗り越え、階段の昇降、いすへの着席など基本的な生活動作を行った。

「障害者スポーツ体験」

ボッチャ体験は、学生を 1 チーム約 3 人にわけて、2 チームで対戦した。ジャックボール(目標球)と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ 6 球ずつのカラーボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競った。投球の際、学生は車いすに乗った状態で、車いす操作や投球位置の調節を行った。

ゴールボール体験は、鈴の入ったボールを転がすように投げ合って、味方ゴールを守りながら、相手ゴールにボールを入れて得点を競う競技である。ボールがゴールに入ると 1 点が入る。最後に得点の多い方が勝ちになる。ゴールボールのゲーム参加学生全員にアイシェード(目隠し)をつけた状態で行った。

2-3 データ収集

福祉体験学習会を受講した感想文(自記式アンケート)で質的データを収集した。感想文の内容として、「福祉体験学習(車いす・アイマスク体験)」と「障害者スポーツ体験」に分けて、自由回答方式にて学生の感想を聞いた。

2-4 分析方法

自由回答はテキストマイニングのためのソフトウェア KH Coder を用いて分析を行った⁽⁵⁾。自由回答の文章を入力してテキスト形式で保存して頻出語をリストし、先行研究において育児支援事業や保健師研修事業での意見交換を分析した際と同様の手法で分析を行った⁽⁶⁾⁽⁷⁾。感想文の内容の「福祉体験学習」と「障害者スポーツ体験」のそれぞれ 5 回以上使われている単語をカテゴリー化した。

カテゴリー化の作業は、KH Coder が提示する共起ネットワークを行った。共起ネットワークでは、自由回答の文章を形態素解析することで頻出

単語を抽出し、単語の共起性についてジャカード距離を測定した。共起ネットワークにおいて関連が認められた単語によりカテゴリー化を行った。カテゴリー化の結果を量的に提示するために、各カテゴリーに含まれる語彙が使われている文章の割合を算出した。

2-5 倫理的配慮

本研究は無記名のデータ分析であるため、文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」における「既に連結不可能匿名化されている情報」のみを用いる研究に該当し、倫理審査の除外対象であった。また、学生より教職員へ感想文が提出されたのち、教職員が感想文の内容を確認した。教職員にて、感想文内に個人が特定される項目についてマスキング後、西成区社会福祉協議会へ送付された。

なお、本研究では「障害」に統一して表記している。

3 結果

3-1 福祉体験学習（車いす・アイマスク体験）の結果

福祉体験学習（車いす・アイマスク体験）の感想文（文章数 598）から共起ネットワークにてカテゴリー化を行った（図1）。上位3カテゴリーは、「障害のある人の気持ち」（70.7%）、「疑似体験を通しての怖さ」

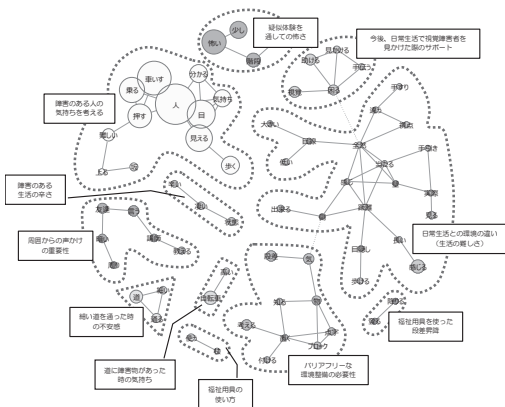


図1 福祉体験学習（車いす・アイマスク体験）の共起ネットワーク図

験を通しての怖さ」（23.8%）、「日常生活との環境の違い（生活の難しさ）」（14.2%）であった（図2）。上位3カテゴリーの記載例を以下に示す。

「障害のある人の気持ちを考える」

“僕は車いす体験で障害者の気持ちを体験しました。（中学生）”

“アイマスク体験では、目の見えない障害の人たちの気持ちを考えることができた。（中学生）”

「疑似体験を通しての怖さ」

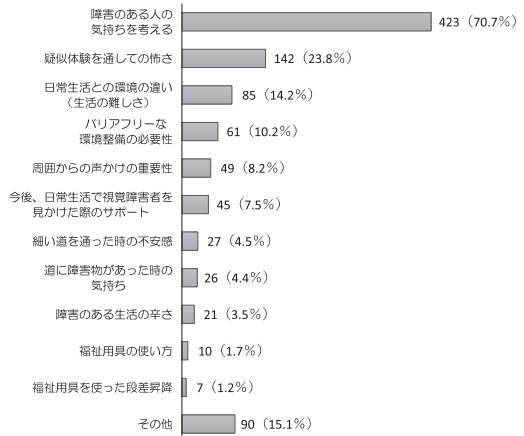
“車いすで坂を行ったら、とても怖かったです。（中学生）”

“目が見えない人は、歩くのがこんなに怖いなんて、初めてでした。（中学生）”

「日常生活との環境の違い（生活の難しさ）」

“いつも歩いているところでも距離が全然分からなくて、どこで何に当たってしまうかも分からなくて怖かったです。（中学生）”

“丁寧の手すりの場所を教えてください前を歩いて安全なことを示してくれましたが、いつもと違うことをしたので慣れませんでした。（中学生）”



*「その他」は、各カテゴリーに含まれない文章である。

図2 福祉体験学習（車いす・アイマスク体験）

3-2 障害者スポーツ体験の結果

障害者スポーツ体験の感想文（文章数 535）から共起ネットワークにてカテゴリー化を行った（図3）。上位3カテゴリーは、「障害があっ

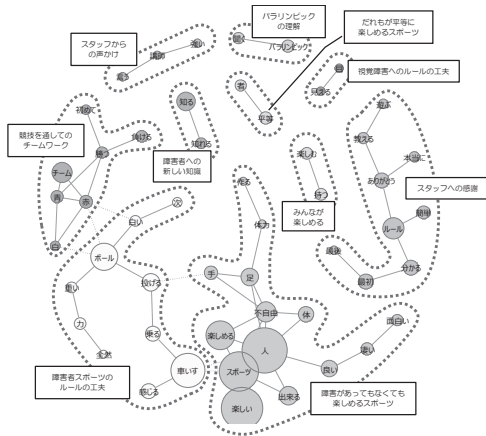
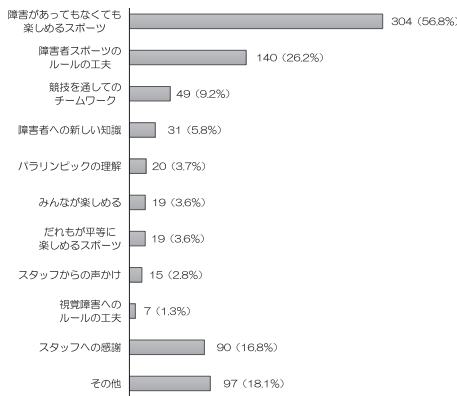


図3 障害者スポーツ体験の共起ネットワーク図



* 「その他」は、各カテゴリーに含まれない文章である。「スタッフへの感謝」については、本研究の結果では言及していない。

図4 障害者スポーツ体験

もなくても楽しめるスポーツ」(56.4%)、「障害者スポーツのルール工夫」(26.2%)、「競技を通してのチームワーク」(9.2%)であった(図4)。

「障害があってもなくても楽しめるスポーツ」

“これなら足の不自由な人や体力のない人でも僕はすごく楽しめるスポーツで、どんな人でも楽しめると思います。(中学生)”

“わたしは、ボッチャをして思ったことは、ボッチャは全いできるスポーツでいろんなルールがあってそして、体が不自由な人、そうじゃない人全いのが楽しめるスポーツだなと思いました。(小学生)”

「障害者スポーツのルール工夫」

“障害者にあった投げ方ができるという点が楽し

める工夫かなと思います。(中学生)”

“足と手の不自由な人でも楽しめるスポーツだし、その人の力かげんでボールの重さもえらべるので1年生にルール説明をしたらすぐ出来ると思います。(小学生)”

「競技を通してのチームワーク」

“今回はチーム戦で、ボールが行き過ぎてしまったとしても、味方がカバーしてくれたり、声かけをしゃえたので、そういうところが楽しめました。(中学生)”

“最初はまけていても白ボールにあたって自分のチームのボールが1番近くなったりするところがおもしろくてよかったです。(中学生)”

4 考察

以下、福祉体験学習会の感想文から得られた「福祉体験学習」について、また、「障害者スポーツ体験」について考察し、事業評価にて得られた示唆について述べる。

4-1 福祉体験学習について

福祉体験学習(車いす・アイマスク体験)の感想文では「障害のある人の気持ちを考える」が取り出され、福祉体験学習を通して、実際に車いすやアイマスクを使用した疑似体験によって、参加した学生において障害者がどのような気持ちかを考えることができたことが伺えた。しかし、徳田⁽³⁾は「障害理解」を構成する要素として、①障害に関する正確な「知識」、②知識を基にした適切な「認識」、③認識から形成される「態度」、④態度の発現としての「行動」の4つをあげており、これら4つの要素の観点から、障害理解教育の成果としては不十分であることが考えられる。

「障害のある人の気持ちを考える」に次いで、「疑似体験を通しての怖さ」と「日常生活との環境の違い(生活の難しさ)」についての語彙を含む文章が多かった。先行研究によると、体験的学習は子どもの障害のある人への意識を肯定的に変える働きをもつが、体験のみで終始すると、障害のあ

る人に対する意識を歪める恐れがある⁽³⁾。また、体験的学習のみでは子どもたちが障害特性やそれに応じた適切な関わり方のほかに、障害とは何か、またはわれわれの社会や生活に障害がいかなる影響を及ぼすかについての「障害や障害者問題に関する科学的な認識」を深めきれないことが報告されている⁽⁸⁾。本研究においても、福祉体験学習を通して、障害者の気持ちの理解を深める点においては障害への気づきが伺えるものの、疑似体験を通しての恐怖心や、障害者が日常生活を送ることが困難であると考えられるネガティブな効果が示唆された。

4-2 障害者スポーツ体験について

障害者スポーツ体験の感想文で、「障害があってもなくても楽しめるスポーツ」についての語彙を含む文章がもっとも多かった。障害理解教育はノーマライゼーションの思想を基軸に捉えた考え方⁽²⁾であり、アダプテッド・スポーツがノーマライゼーションの推進に貢献する⁽⁹⁾ことが報告されている。本研究において、スポーツを通して、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめるインクルーシブな視点を促進する効果が示唆された。

「障害者スポーツのルールの工夫」が多かった。先行研究において、障害者スポーツ実習において、「障害があるために～ができない」といった能力障害ではなく、「障害があっても支援や工夫の仕方ですらなんでもできる」といった活動能力の可能性への気づきが促進された⁽¹⁰⁾ことから、本研究においても同様の結果となったことが考えられる。障害者スポーツのルールを通して、合理的配慮からどのような支援や工夫が適切なのかを科学的に認識し、障害に対する正しい知識を得ることの可能性が考えられる。これらのことから、本研究において、障害者スポーツ体験は、障害理解として有用であることが推察される。

4-3 今後の障害者スポーツを取り入れた小中学校向けの障害理解教育への示唆

以上をまとめると、福祉体験学習では、「障害のある人の気持ちを考える」「疑似体験を通しての怖さ」「日常生活との環境の違い（生活の難しさ）」であり、障害者スポーツ体験「障害があってもなくても楽しめるスポーツ」「障害者スポーツのルールの工夫」「競技を通してのチームワーク」と感想文の内容に違いがあった。福祉体験学習では、上位3カテゴリーのうち、2つのカテゴリーにてネガティブな内容となった。それに対して、障害者スポーツ体験では、上位3カテゴリーのうち、全カテゴリーにてポジティブな内容となった。障害理解に関する体験の差異について、障害疑似体験に比べ障害者スポーツ実習は、障害者支援についてポジティブな回答が有意に高く、障害困難イメージについてネガティブな回答が有意に低かった⁽¹⁰⁾ことから、本研究における小中学生においても、同様の結果となったことが考えられる。本研究において、福祉体験学習では「障害のある人の気持ちを考える」カテゴリーについて、障害理解教育として不十分であることが考えられるものの、学生の障害への「気づき」は重要と考える。今後どのように障害理解としての科学的認識へと発展させていくのかの方法を検討する必要がある。また、障害者スポーツ体験では、感想文が障害に関するポジティブな内容であり、障害理解として有用であることが考えられる。今後、障害理解教育として障害者スポーツ体験の意義が希薄化し、スポーツ競技のゲーム性自体の楽しさに偏らないよう留意が必要である⁽¹⁰⁾。これらのことから、小中学校向けの障害理解教育として、障害者スポーツ体験と福祉体験学習等の実施内容のバランスの検討や、障害に関する科学的認識に寄与するプログラムの検討が重要であることが考えられる。

5 本研究の限界

本研究の限界は、第1に、福祉体験学習会のプ

プログラムの実施組み合わせについては、各学校ごとに教育内容に沿ったプログラムの種類を選択していることである。そのため、全ての学校にて「福祉体験学習」と「障害者スポーツ体験」がどちらも行われていないことから、結果の取り扱いには留意が必要となる。第2に、本研究のテキスト解析は記述的な統計手法に留まったため、有意性の評価などは行っていない。今後は仮説検定などにもとづく、より詳細な検証が必要である。第3に、本評価は福祉体験学習会受講後の感想文による効果の検証に留まっている。そのため、福祉体験学習会受講前と受講後の介入効果の検証を行うことが必要である。

6 まとめ

本研究では福祉体験学習会を受講した小中学生の授業後の感想文について、自由記載の質的データをテキストマイニングの手法を用いて分析した。福祉体験学習では、障害者の気持ちの理解を深める点においては障害への気付きが伺えるものの、疑似体験を通しての恐怖心や、障害者が日常生活を送ることが困難であると考えられるネガティブな効果があった。障害者スポーツ体験では、スポーツを通して、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめるインクルーシブな視点を促進する効果があった。また、障害者スポーツのルールを通して、合理的配慮からどのような支援や工夫が適切なかを科学的に認識し、障害に対する正しい知識を得ることの可能性が考えられる。これらのことから、障害者スポーツ体験を取り入れた小中学校向けの障害理解教育は有用であった。

障害者スポーツと障害理解教育はノーマライゼーションの理念が共通の基軸にある。本研究では、障害理解教育に障害者スポーツを取り入れた小中学校の学生からインクルーシブな視点が確認できた。今後は、障害についての科学的認識をより深められるよう、障害者スポーツを取り入れた障害理解教育を工夫して運営・実施することが重要であると思われる。

謝辞

本研究に際し、障害者スポーツを取り入れた障害理解教育の実施にご協力いただきました TN 中学校、I 中学校、TM 中学校、TR 中学校、K 小学校の皆様にご心より感謝申し上げます。また、データ入力等のご協力をいただきました社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会小澤航様、千雨辰様に心より感謝申し上げます。

(やまわき こうじ：社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会 大阪市中部地域障がい者就業・生活支援センター)

(しゅうでん つばさ：大阪市西成区社会福祉協議会 地域支援担当)

(ゆあさ はるか：大阪市西成区社会福祉協議会 地域支援担当)

注、引用文献

- (1) 内閣府 (2020) 「令和 2 年版 障害者白書 (全体版)」 (<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r02hakusho/zenbun/index-w.html>、2021 年 7 月 1 日)
- (2) 金丸彰寿、片岡美華 (2016) 「『交流教育』および『共同教育』と『障害理解教育』の関係性：1960 年代から 2012 年までの歴史的変遷を通して」『特殊教育学研究』 53, 323-332
- (3) 徳田克己、水野智美 『障害理解 心のバリアフリーの理論と実践』 誠信書房、2-9
- (4) 陶山哲夫 (2006) 「障害者スポーツの最近の動向」『理学療法科学』 21, 99-106
- (5) 樋口耕一 (2021 年) 「KH Coder Index Page」 (<http://khc.sourceforge.net/>、2021 年 7 月 1 日)
- (6) Goto, A. et al. (2014) 「Leveraging public health nurses for disaster risk communication in Fukushima City: a qualitative analysis of nurses' written records of parenting counseling and peer discussions」『BMC Health Serv. Res』 14, 129

- (7) 山脇功次、後藤あや、水野美文、津富宏 (2018) 「ノーバディーズ・パーフェクト育児支援に参加した母親の気持ちの変化：質的データの事業向上への活用」『保健師ジャーナル』74, 506-513.
- (8) 大久保哲夫 (1995) 「障害者理解と福祉教育 (<特集> 障害者問題と福祉教育)」『障害者問題研究』23, 100-108
- (9) 草野勝彦 (2004) 「障害者スポーツ科学の社会的課題への貢献」『障害者スポーツ科学』2, 3-13
- (10) 内田若希、大谷まや (2013) 「障害者スポーツ実習と障害疑似体験における障害理解の差異の検討」『障害者スポーツ科学』11, 33-41

福祉サービス事業者による支援の質の向上に関する研究ノート ～福祉ビジネスから真の社会福祉事業へ～

松 藤 栄 治

サマリー

社会福祉基礎構造改革以降、社会福祉事業の「ビジネス化」が進んでいるように見受けられる中、福祉サービスの質の向上が課題となっている。事業者による支援の質の向上を図るために、行政が用いる4つの市場介入手法について、それぞれの効果と限界を考察した。支援の質の一層の向上を図るためには、事業者間で相互に啓発し合う場をつくり、社会福祉事業の担い手としての成長を促すことの必要性が示唆された。

キーワード

社会福祉事業、福祉ビジネス、事業者規制、情報公開、インセンティブ

目次

- 1 はじめに
- 2 行政による〈見えざる手〉の諸形態
 - 2-1 福祉サービス市場へのアプローチ
 - 2-2 〈見えざる手〉の諸形態
 - 2-2-① 事業者規制
 - 2-2-② 情報公開
 - 2-2-③ インセンティブ
 - 2-2-④ その他の手法
- 3 福祉ビジネスから真の社会福祉事業へ
- 4 おわりに

1 はじめに

社会福祉基礎構造改革から20年を経て

利用者本位の福祉サービスの実現を目指して、平成12年の介護保険制度施行を皮切りに、いわゆる「社会福祉基礎構造改革」として市場型の仕組みへの転換が始まってから、20年以上の年月が経過した。筆者は平成9年に大阪市に入職し福祉行政の世界で働くようになった人間であり、基礎構造改革以前の福祉の現場を経験できた最後の世代といえそうだが、この20数年間を振り返って最も強く感じる変化は、社会福祉の世界が市場開放されたことによる、社会福祉事業の担い手(事業者)の数の著しい増加とその主体の変化である。

事業者数の増加については、例えば全国の介護保険サービス事業者数の推移を見ると⁽¹⁾、介護保険法がスタートした平成12年に約7万事業者であった(この時点で既に介護保険施行前から大幅に増えている)のが、平成29年度には約22万事業者となっており約3倍に増えている。このような事業者数の増加は、障がい福祉や保育の分野においても同様である。

また、主体の変化については、介護保険サービス事業者の法人種別の割合(平成29年度)を見ると、通所介護では社会福祉法人38.8%に対して営利法人48.5%、訪問介護に至っては社福法人18.2%に対して営利法人66.2%であり、今や在宅サービスの主たる担い手は営利法人、という状況になっている。社会福祉事業の担い手が、行政と社福法人と一部のNPO法人に限られていた措置

制度の頃からは、隔世の感がある。

この主体の変化という現象は、単に社会福祉事業に参入する事業者の法人格の種類が増えたという話だけではなく、社会福祉事業に対する事業者の姿勢や考え方の変容を意味している。近年、社会福祉事業に対しては、「今後成長が約束されている日本では数少ない市場」「継続的に利用されるため収益が安定している」「公的な事業なので貸し倒れのリスクがほぼ生じない」「〇〇（福祉サービス名）は儲かる」等と喧伝されており⁽²⁾、このような評判に誘われて社会福祉事業に参入してくる事業者も少なくないようである。何か起業しようと思った時に、飲食店や小売店など様々な商売（ビジネス）の選択肢がある中から、経営の安定性など専らビジネス的な観点から、社会福祉事業が選ばれる時代となっている。

また、営利を目的としない社会福祉法人やNPOの事業者においても、ビジネス的なものが浸透してきているように感じられる。報酬体系がサービス提供実績に応じたシビアなものに変わってきたこと等もあり、非営利法人であっても安定的な事業経営のために、経済的な合理性の追求を強く迫られているようだ。

筆者が福祉の世界に飛び込んだ20数年前、商業（ビジネス）活動と社会福祉実践は、真逆の原理で動いているものとして理解されていたと思う。それがこの20数年の間に、事業者の営利・非営利を問わず、福祉業界にビジネス的なものの浸透が進み、「社会福祉事業のビジネス化」とでも呼ぶべき事態が進行しているように感じられる。

市場型のシステムへの転換が行われ、様々な主体の事業参入が可能になったことで、利用者本位の福祉サービスを実現するための必要条件の1つである、供給体制の量的な充実が図られたことは間違いない。しかし、その影で進行している「社会福祉事業のビジネス化」により、質の部分がどうなったのかが問われるところである。なお、あらかじめ誤解がないように明記しておくが、非営

利法人だから福祉に関する意識や援助技術のレベルが高いとか、営利法人だから逆に低い、ということはないと考える。これは個々の事業者ごとに評価されるべきことである。しかしながら、福祉の世界へのビジネス的なものの浸透に対して我々が抱く違和感や不安には根強いものがあり、市場化から20年を経ても未だ完全には払拭されておらず、福祉サービス事業者に関して何か問題が生じる度に、この違和感や不安が再燃し、質の向上を求める声となって回帰するのである。

福祉サービスの質の向上策を求めて

基礎構造改革以降、多様な主体の福祉サービス市場への参入が進み、事業者の同質性が大きく揺らいでいる中、市場で提供されるサービスの質の保障・向上を図ることが、われわれ福祉行政の重要な任務となっている。現代の福祉行政には、対象者にサービスが適切に届くよう、市場環境を整備し、民間の担い手を誘導・支援する条件整備主体（enabler）としての側面が大きくなっているのである。

市場においては、顧客の獲得を巡って事業者間で常に競争が行われており、この競争を通して価格調整（値下げ等）やサービスの向上が自動的に進行する、いわゆる「市場原理」が働くものと通常考えられている。しかし、福祉サービスの市場においては、それが対象者の生活の維持に直結するものであることから、一定水準のサービス供給を確保するために、事業者に対して様々な規制が設けられており——自治体の指定を受けるか届出をしなければ参入できない、提供するサービスの価格や内容が定められている、通常の商業活動であれば認められているビジネス手法の多く（主に利益供与や利用者誘引行為に該当するもの）が禁じられている等——、市場原理が十分に作動するようにはなっていない。18世紀イギリスの経済学者アダム・スミスは、市場における自由競争が社会にとって最適な資源配分をもたらすという、市場の自動調整機能を「神の見えざる手」と呼

んだが、この比喩になぞらえていえば、現代の福祉行政には、市場の神様に代わって「見えざる手」を行使することが要請されているといえるだろう。

福祉サービスの質の問題は、基礎構造改革の検討時から提起されており、20 数年来議論が続けられている積年の課題であるが、特に近年、国において質の向上策の実装が重点的に進められているように見受けられる。介護保険と障がい福祉のサービス報酬改定においては、毎回、質の向上に向けて様々な報酬体系の見直しや加算の創設が多数行われており、直近の令和3年度介護保険報酬改定では「科学的介護情報システム（LIFE）」という新たな仕組みが構築される等、質の向上に向けて一層の拍車がかかってきたように感じられる。

また、質の向上は、国レベルの課題にとどまらず、自治体においても取り組みが求められているテーマである。事業者の指定・指導は自治体の事務であることから、事業者に対する苦情等を通して自治体は質の問題に日々直面しており、その改善・向上は切実な課題となっている。

本稿は、上記のような問題意識から、福祉サービスの質の向上を図るために、われわれ福祉行政が市場に対して、どのような介入（見えざる手）を講じることが有効なのかを考えるための予備作業として、先行研究の知見等を参考に、論点・課題を整理した研究ノートである。

以下では、福祉サービスの質の向上に係る様々な行政手法を検討し（2章）、そこから示唆される課題等について筆者の見解を述べる（3章、4章）。

2 行政による〈見えざる手〉の諸形態

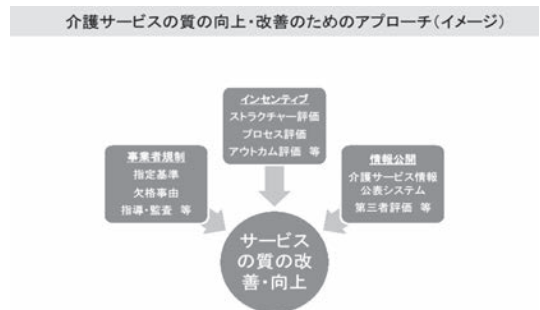
2-1 福祉サービス市場へのアプローチ

上に述べたように、福祉サービスの質の向上は基礎構造改革の検討時から課題となっており、20 年来の研究・検討の歴史がある。行政の取組としては、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会において、調査研究事業のデータを元に長年

にわたり検討が続けられている。本稿においても、この分科会の知見から考察を始めることが効率的であろう。

同分科会では、福祉サービスの質の向上へのアプローチとして、「事業者規制」「情報公開」「インセンティブ」の3つを示している（図1）。これら3つのアプローチは、福祉サービス市場の市場特性——様々な規制による事業者統制、価格によらない事業者間競争、利潤を原動力とする事業者行動——にそれぞれ対応しており、市場への介入の切り口として首肯できるものとする。

また、令和3年度から介護保険制度において導入された「科学的介護情報システム（LIFE）」は、これら3つのアプローチに当てはまらない新しいものと考えられるため、これを4つ目のアプローチ「その他の手法」として検討したい。



出典：厚生労働省 第123回社会保障審議会介護給付費分科会（平成27年6月25日開催）資料6（抜粋）

図1 質の向上・改善のためのアプローチ

2-2 〈見えざる手〉の諸形態

2-2-1 事業者規制

事業者規制の諸形態

「事業者規制」は、法令等を駆使して事業者の組織体制や行動を、質の向上に向けて直接的に制御しようとするアプローチであり、行政が最も得意とする手法である。事業者規制の手法としては「指定基準」「運営基準」「指導・監査」がある。

指定基準（の設定・改正）は、人員配置や設備等を統制することにより、事業者を質の確保された事業体に成形しようとする取組である。例えば、

放課後等デイサービス（以下、放デイ）においては、児童にテレビを見せているだけ等の質が低い事業者の存在が社会的に問題となったことを受けて、平成29年度から児童発達支援管理責任者には3年以上の支援経験を必須とする、また職員の半数以上は児童指導員又は保育士の配置を義務付ける、という指定基準の見直しが行われた。

運営基準（の設定・改正）は、事業者がサービス提供等にあたり行動規範となる省令やガイドラインを定め、事業者の行動を質の高いものに統制・変容しようとする取組である。再び放デイを例にとると、国は平成27年に『放課後等デイサービスガイドライン』を定め、翌年度から事業者にガイドライン活用の徹底を促している。

指導・監査は、行政が事業者の運営状況を監視・監督することにより、指定基準や運営基準の遵守を確保しようとする取組である。引き続き放デイを例にとると、平成28年の国通知において、監査の強化として、営利法人及び新規の事業所の重点的な実地指導の実施が定められた。

事業者規制の実効性

事業者規制による質の向上の実効性はいかなるものであろうか。

事業者が指定基準や運営基準に規定されている内容や水準を逸脱したり下回ることは、原則的には許されないものであり、行政が基準設定や指定取消等の行政権限を用いて事業者を統制する事業者規制には、後述する他の〈見えざる手〉と比較して、最も強い実効性が期待されていると思われる。

しかしながら、規制の法構造を分析した大沢（2004）によれば⁽³⁾、他の分野（例えば医療機関）の指定・監督事務と比較した場合、福祉サービスに対する事業者規制の仕組み（権限等）は「制度上も運用上も弱められている」。そして「供給量を増大させ、同時に質の維持も図るという指定制度の目的は原理的には両立し難く、制度上および運用上はむしろ供給量を増大させることが優先さ

れている。両目的の調整はこの意味において、制度上も運用上も、また法論理上も破綻しているといわざるをえないのではないだろうか」という。量と質の両方を同時に追求することには根本的な無理があり、不十分なものとならざるをえないのである。

また、膨大な数の事業者に対して、行政組織が密度の高い監視や指導を行うことには、人や予算等の執行リソース上の限界があり、その強化は容易ではない。

法による社会福祉実践の制御の限界

より本質的な論点として、法的な手段による質向上の原理的な限界を指摘できる。

この点を考察するにあたり、先に触れた放デイのガイドラインが参考になる。同ガイドラインは次のように述べる⁽⁴⁾。まず「放課後等デイサービスはこうあるべき」ということについて…具体的に示すことは困難」であるが、「支援の根幹は共通しているはずであり…事業者が、その支援の質の向上のために留意しなければならない事項もまた共通する」ことから、このガイドラインを「基本的事項を示すもの」と位置付ける。そして「ここに記載されている内容を機械的に実行していけば質の高い支援提供が確保されるというような、手取り足取りのマニュアルではない」と明言し、各事業者が「不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めなければならない」としている。ここには事業者規制の手法により制御することが可能な領域が、明確に示されているといえるだろう。

（行政組織を含む広義の）法システムは、基本的に、あらかじめ適正／不適正な行為のレパトリーを設定した上で、社会成員の当該行為の遵守・逸脱を制御することを作動原理とするものである。しかし、質の高い社会福祉実践は、対象者の状況によって様々なかたちをとるものであり、高度な多様性を備えている。それゆえ、質の高い福祉サービスの基準をあらかじめ設定することに

は、本質的に限界があると考えられる。法的基準に可能なことは、全事業者に共通して求められる最低限度の水準の線を引くところまでなのである。社会福祉に関する知識や経験が不十分なまま参入してきた未熟な事業者に対しては、入門書的な機能を一定果たすであろうが、それ以上のものではない。同様の限界は指導・監査にも云えることである。監査等においては、概して基準の遵守状況をチェックし、不遵守が見つければそれを改善指導するところまでとなっており、質のレベルを更に高めるような取組は十分にできていないのが実情である。

端的にいえば、事業者規制の手法では、社会福祉実践の最も大事なコアの部分——福祉の「魂」「哲学」…等々——を扱うことができないのである。このような限界には、われわれ行政職員の力量の問題もあるだろうが、根本には法システムの原理に基づくものがあり、規制の効果はサービスの形式的な部分の改善に留まらざるをえない。

法的統制の逆機能!?

事業者規制を強めることが、かえって福祉サービスの質の低下を生じさせる可能性についても触れておきたい。

福祉サービスの基準は、最低限度の水準の線を引くものであると先に述べたが、この基準をクリアすることで満足してしまい、そこで止まっている（基準以上を目指さない）事業者が少なくないように見受けられる。例えば、グループホームの指定基準において利用者の個室の面積は「7.43平方メートル以上」（約4.5畳）と定まっているが、この面積基準をギリギリで満たしている住宅物件で指定を受けることに、疑問を感じない事業者が存在する。一般的な感覚では少し狭いと感じる面積だと思うが、指定基準上は問題がないということで、その感覚が麻痺してしまっているようだ。似たようなことはハード面だけでなく、運営面でも見られる。

また、運営基準等を遵守することが最優先と

なってしまう（それ自体は行政の立場からは非常にありがたい話ではあるが）、社会福祉実践に求められる柔軟性が失われているように見受けられる事業者も存在する。対応について判断が迷われる場合に、福祉的な観点からの検討が後退し、基準等に縛られすぎてしまう事業者である。

事業者に対して日頃から基準等の遵守を求めている行政の立場から、遵守に努めている事業者を問題があるように論じることは、自己矛盾以外の何物でもないだろう。そうであることを認めつつ、質の向上のために法的な手段で事業者の統制に努めることが、社会福祉実践の豊かな可能性を縮減することにつながる危険性については、行政として常に自覚しておかなければならないことと考える。

2-2-② 情報公開

情報公開の諸形態

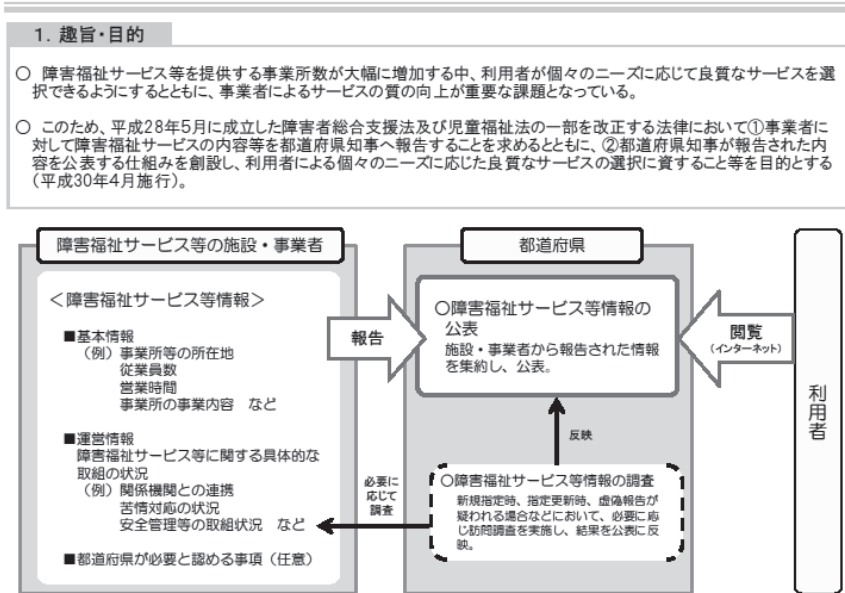
「情報公開」は、利用者が福祉サービス事業者を選択するにあたり必要な情報を入手できる環境を整えることにより、サービスの質をシグナル（指標）とした事業者間の競争を促進し、質の向上を図ろうとするアプローチである。

情報公開の形態としては、運営法人や職員数、サービス内容等の事業者に関する客観的な事実（事実情報）を公開するものと、事業者が提供するサービス等の評価結果（評価情報）を公開するものがある。評価情報には、評価する主体により「自己評価（ただし外部の評価を踏まえた上で自己評価を行うものが一般的）」や「第三者評価」等がある。

事実情報を公開する仕組みについては、分野ごとに構築が進められており、介護保険サービス（平成18年～）、障がい福祉サービス（平成30年～）、子ども・子育て支援（令和2年～）の情報公表システムがある（図2）。

評価情報を公開する仕組みとしては、受審が任意の「福祉サービス第三者評価事業」と、一部の福祉サービス——介護保険の地域密着型サービス

障害福祉サービス等情報公表制度の概要



出典：厚生労働省 第88回社会保障審議会障害者部会（平成29年12月11日開催）資料3（抜粋）

図2 情報公表システム（障がい福祉サービス等）

や、児童福祉の社会的養護施設、障がい児福祉の通所サービス等——において実施が義務付けられている「自己評価／外部評価」がある。

“質をシグナルとした事業者選択”の現実性

公開された情報から、利用者がサービスの質を把握して事業者を選択することで、事業者間の競争が促進されて質が向上していくという、この想定は現実的なものであろうか。福祉サービス市場における「選択」と「競争」に関する諸研究を見よう。

まず、利用者の「選択」についてであるが、経済学においては、利用者と事業者との間でサービスに関する情報量に差（情報の非対称性という）がある場合、利用者は質をシグナルとした事業者選択ができず、質の悪い事業者が市場で淘汰されずに生き残り続けるという「契約の失敗」仮説がある。情報の非対称性がある市場の典型は医療であるが、福祉サービス市場も同様の非対称性があると推測される。

この仮説の妥当性を検証した研究を見てみると、訪問介護事業者へのアンケート調査結果を分析した鈴木（2002）は、営利／非営利によるサービスの質の差は存在していなかったにも関わらず、非営利事業者の方が有意に多くの利用者を獲得できており、「契約の失敗」仮説の正しさが確認できたという。しかし、介護保険グループホームの外部評価のデータを元に検証した角谷（2016）では、利用者は営利／非営利の影響を受けずに事業者選択を行っており「契約の失敗」は認められなかったとのことであり、鈴木（2002）とは異なる結論となっている。

概して福祉サービス市場は、供給よりも需要の方が大きい「売り手市場」であり、仮に利用者にとってサービスの質を評価して事業者を選択する力があっても、そもそも事業者の選択肢が乏しいため、質とは無関係な事業者選びになっている可能性が小さくないと思われる。利用者がどのように事業者を選択しているのかについては、今後の更なる研究が待たれる。

“事業者間の競争による質の向上”の現実性

次に「競争」の方に目を向けて、事業者間で利用者獲得に向けて競争状況にあることが、サービスの質の向上につながるという想定について確認する。

欧米の医療サービスの研究においては、競争が激しい市場では、事業者は利用者を獲得するために、提供するサービスの向上に取り組むのではなく、事業所の宣伝や外観の充実などサービス以外の部分に経営資源を投入するようになるため、サービス自体はむしろ低下するという「腕相撲競争」仮説がある。

この仮説を、訪問介護事業者へのアンケート調査を元に検証した周・鈴木（2004）によると、市場競争度——この種の研究では主に市場規模に対する事業者の数（事業者密度）を代用している——が高いほどサービスの質が向上するかどうかは明確ではないが、ホームヘルパーの能力等いくつかの指標においては競争度と正の関係が見られたという。また、先述の角谷（2016）によると、競争度の高い地域の事業者の方が、低い地域よりも全体的な介護の質が有意に高いとの結果であったという。なお、介護サービス市場の数値モデルを構築して比較静学分析を行った赤木他（2008）によれば、サービスの質を識別して事業者を選択する利用者の割合が高まるほど、質の高いサービスを提供する事業者数を増加させることにつながるという。

これらの研究から、事業者間において競争状況にあることが、質向上の一定の促進要因になると考えてよさそうではある。

“利用者評価による質向上サイクル”の困難性

サービスに関する情報が巷に流通することで、事業者間の競争が活性化されてサービスが向上していくサイクルが見られる市場の例として、飲食業の市場を挙げることができる。飲食業の市場においては、グルメガイドブックや、来店した客の感想・評価のSNSでの公開等、サービスの質の

評価情報（いわゆるクチコミ）が活発に発信されており、それが客の店舗選択に大きく影響することから、店側は客の好評価を得ようとサービスの向上に努め、客はその恩恵を受けることが出来るという好循環が、自然に実現している。この飲食業と似たような状況が、市場化から20年が経過しても、未だに福祉サービスの市場で実現していないのは、なぜだろうか。

その要因として、まず公開される情報それ自体の問題を指摘できる。情報公表システムは、事業者の事実情報（運営法人、職員数、サービス内容等）を公開するものであるが、例えばわれわれが飲食店を探するとき、店の経営者や従業員数の情報が、どれだけ役に立つであろうか。その店で実際に食事をした人の感想（評価情報）こそが、最も役に立つ情報であろう。しかし情報公表システムは、評価情報を扱うものとはなっていない。また、第三者評価事業等の取組については、その評価が利用者にとって具体的にどのような良さを約束するのかが、わかりにくいという点を指摘できる。飲食店やホテルの格付けのようなわかりやすさが無ければ、利用者が評価結果を参照することも、事業者が第三者評価を受審することも、どちらも普及し難いと思われる（もっとも、福祉サービスの「良さ」とは何か、それをどのように「わかりやすく」表現できるのかという、より本質的な問題があるのだが…）。

さらに根本的な話として、福祉サービス市場では、利用者からの評価情報の流れが生じにくいという、構造的な問題を指摘できる。福祉サービスにおいては、概して利用者本人が質を評価して事業者を選択することが困難であるため、主に家族や介護支援専門員等が「利用者」の立場で事業者情報を利用することとなる。これらの人たちは、利用者本人が受けるサービスの質に無頓着というわけではないが、実際にサービスを受ける当事者ではない。加えて、事業者からのサービス提供は1回きりで終わらず関係が継続することや、家族等には概して事業者に「お世話になっている」的

な感覚が強いこともある。これらの要素が重なって、福祉サービスの市場は、飲食業等と比較して、利用者側からの評価情報（クチコミ）の発信が抑制されて、質向上のサイクルが生じにくくなっていると考えられる。

2-2-③ インセンティブ

インセンティブの諸形態

「インセンティブ」は、事業者が基準以上の職員配置（例えば医療職の配置）やサービス提供（例えば医療的ケア）に取り組んだ場合に報酬（加算）を手厚く給付したり、サービス提供の成果（例えば利用者の自立度の向上）に基づき報酬を増減させることにより、事業者が自発的に質の向上に取り組むよう動機づけるアプローチである。ビジネス化が進んだ現在においては、最も実効性のある手法かもしれない。

福祉サービスの報酬体系は、事業者によるサービス提供を、主に「ストラクチャー（構造）」「プロセス（過程）」「アウトカム（結果）」の3つの

観点から評価して、報酬に反映するように変わってきているが、これは事業者に対してインセンティブになることを意図したものである（図3）。

ホモ・エコノミクスの社会福祉経営

経済学が市場の分析を行う際、市場参加者は利潤の最大化を目指して行動する「合理的な経済人（ホモ・エコノミクス）」であると仮定して議論が進められる。実際の福祉サービス事業者において利潤動機100%の者は、例え営利法人であってもほとんど存在しないと思われるが、インセンティブについて考察するための補助線として、ここではホモ・エコノミクスの事業者を仮定し、利潤の最大化を目指すような事業経営となるかを考えてみたい。

まず、福祉サービスのビジネス面での特徴を確認しておこう。事業者が手にする収益は、「売上」と「経費」の差分であり、事業者が収益を上げる方法は、単純化していえば、売上をアップさせるか、経費を抑えるか、その両方を組み合わせるか

2. 基本的な考え方とこれまでの取組(1)

介護サービスの質の評価の視点

○ サービスの質を踏まえた介護報酬については、以下のような3つの視点に分類でき、それぞれの特性に応じた介護報酬が導入されている。【参考3・4】

①ストラクチャー（構造）	・人的配置等（人の加配等）
②プロセス（過程）	・事業者と利用者間の相互作用等（要介護度別の基本報酬、訓練等の実施）
③アウトカム（結果）	・サービスによりもたらされた利用者の状態変化等（在宅復帰等）

介護報酬でのサービスの質の評価の導入経緯

	評価の特徴・考え方	主な介護報酬の例
ストラクチャー評価及びプロセス評価	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度創設時から導入されている。 成果にとらわれず、かけた手間や体制等を客観的に評価できる。 事業者は手間をかけること自体が評価されるため、サービス提供方法を効率的にするインセンティブや、利用者の状態改善等の効果をあげようとするインセンティブが働きにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> <サービス共通> 要介護度別の基本報酬 <訪問看護> 特別管理加算 <特養> 看護体制加算 等
アウトカム評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に介護予防サービスにおいて初めて導入され、アウトカム評価が可能なものについては、加算の見直し・拡充等により、順次導入が進められている。 より効果的・効率的な介護サービスの提供に向けた取組を促すには、利用者の状態改善等のアウトカム（結果）の観点からの評価を活用することが適していると考えられる。 事業者がアウトカムの改善が見込まれる高齢者を選別する等、いわゆるクリームスキミングが起こる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> <介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション> 事業所評価加算（要介護度の維持・改善を評価） <老健> 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（在宅復帰を評価） <訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション> 社会参加支援加算（リハビリテーションによる社会参加を評価）

出典：厚生労働省 第123回社会保障審議会介護給付費分科会（平成27年6月25日開催）資料6（抜粋）

図3 質の評価によるインセンティブ（介護保険サービス）

の、いずれかになる。しかし、福祉サービスにおいては、「価格（サービス報酬額）」が固定されているため、サービスそのものの価値を高め、価格を上げて売上がアップさせるという、通常のビジネス手法が存在しない。また、福祉サービスの「原価」については、主なものは人件費であり、それを下げる（職員の賃金を低く抑える等）には自ずと限界がある。このように、売上と経費を規定する要素がどちらも固定されている中で、どのように運用すれば収益を最大化することができるか、というのがホモ・エコノミクスの事業者が解くべき経営問題となる。

この問題に対して、利用者数に数多く利用してもらうことで売上を増やす、という解決法がまず考えられる。しかし、福祉サービスは一般的に、マンツーマン対応ないし利用者1人に対して配置の必要な職員数が定められているため、サービス提供量を増やすためには職員を増やさざるをえず、飲食業等と異なり、客の増がそのまま収益の増になることが難しい構造となっている。

それゆえ、経済的に最も合理的な経営方針は、1人当たりの客単価の高い利用者を、職員数を増やさずに済む範囲内で大勢集めてくる、というものとなるだろう。この「客単価の高い利用者」には、障がいや重いなど支援の必要性が高い人（基本の報酬単価が高い）や、周囲に支えてくれる人がいない等のため生活の全般にわたり様々な援助を要する人（同一人物に複数のサービスを利用してもらえる）等が考えられる。また、多数の利用者を1か所に集め、同じ場所でサービス提供を行えば、より効率的な運営が可能となろう。以上の内容を総合すれば、身寄りのない多数の重度者を一か所に集めて生活丸抱えの支援を行う、というのが最も経済的に合理的な福祉サービスの経営モデルとなる。これは、数年前に生活保護の世界で問題となった「貧困ビジネス」と同じ構造である。

ここまで極端な儲け主義の福祉サービス事業者はほとんど存在しないと思うが、逆に言うと、薄まった貧困ビジネスのようなことを考えてしまう

事業者は少なくないのかもしれない。例えば、介護保険グループホームの情報公表データを検証した金谷（2017）によると⁽⁵⁾、「サービスの質あるいは介護職員の質が比較的低い事業者が、より高度な介護を要する重介護度の利用者をケアするという矛盾した状況が生まれ」ているという。利潤追求のバランスが崩れると、即座に貧困ビジネス的なものに転じてしまう危険性があることについては、全ての事業者において常に意識しておいていただきたいと思う。

インセンティブが働く機制とその問題

インセンティブは、事業者に対して実際どのように効いているのだろうか。サービス報酬の改定の効果に関して、国は改定の度に調査研究事業を実施しているが、国の社会保障審議会の資料を読む限りでは、報酬改定によるインセンティブの効果があつたのかどうか、筆者には判断できないというのが正直なところである。

ストラクチャーやプロセスの向上に対するインセンティブについては、それを行うことにより利潤が生じるのであれば、事業者は積極的に取り組むであろう。しかし、この種の加算額は概して低めに設定されており、儲けが生じることはまずない。それゆえ、加算等の対象となる質向上の取組を、既に自費で行っているか、前々から実施したいと考えていた（が経費的な問題で着手できないでいた）事業者にしか、インセンティブとして機能しないと思われる（逆からいえば、インセンティブを機能させるためには、事業者の課題意識を高める取組が先行して必要ということである）。

アウトカムに対するインセンティブについては、サービス提供の結果に対する事業者のコミットメントを強化するものである。介護給付費分科会では、ストラクチャーやプロセスに対するインセンティブよりも、質向上の実効性を期待する意見が見られる。自身のサービスが利用者にもたらす結果に無頓着で、その向上の努力を欠いた事業者が少なくないということであろうか。そういう

意識の低い事業者に対しては、一定の動機づけの効果があるだろう。

しかしながら、アウトカムに対するインセンティブの強化に対しては、次の問題を指摘できる。まず、事業者において、支援効果の出やすい利用者を逆選択する傾向を助長しないか、という懸念がある。支援効果の出にくい人ほど支援が必要な人だと思いが、そういう人が取り残される可能性を高めることにならないだろうか。また、より本質的な論点として、社会福祉実践に性急に「成果」を求めること自体の是非、という問題がある。結果を出すことに駆り立てられながら行われる社会福祉実践が（利用者・支援者双方にとって）良いものになるとは想像し難い。アウトカムに意識がとられすぎて、人間の変化（成長等）は人それぞれのスピードで進むものであり、社会福祉実践はそれに粘り強く寄り添うものであるという当たり前のこと（!?）が、福祉の現場において見失われてしまわないか危惧されるのである。

インセンティブの逆機能!?

金銭的なインセンティブを付与することが、かえって社会福祉実践のパフォーマンスを低下させる可能性についても触れておく必要があるだろう。

社会的な意義の認められた無償の行為が、金銭的な報酬の対象となることにより、その行為の公的な意義を薄れさせ、かえって行為者のパフォーマンスを低下させる現象——アメリカの哲学者マイケル・サンデルは、これを「商品化効果」と呼ぶ——については、行動経済学等において様々な調査研究が行われ確認されている。

社会福祉の世界において商品化効果の問題は、これまで主にボランティア活動の有償化の是非として論じられてきた。元より金銭報酬を対価として行われている福祉サービスにおいて、更に金銭的なインセンティブを設けることで、そのパフォーマンスが低下するようなことがあるだろうか。

利潤動機100%の事業者であれば、インセンティブにより発奮することはあっても、パフォーマンスが低下することはないだろう。しかし、社会貢献的な動機に基づき社会福祉事業に参入している（大多数の?）事業者にとってはどうだろうか。提供するサービスとその報酬との結びつき方が緩やかな場合、事業者は「社会福祉実践にあたり必要な経費（費用弁償的なもの）」として報酬を受け取ることが可能であり、公的な役割意識にはあまり影響しないだろう。しかし、インセンティブを重視したメリハリのある報酬体系は、事業者に対して自身の実践を報酬で評価する視点を強化することとなり、事業者において、自分が（利潤に動機づけられることなく）公的な役割を果たしているという意識を保持し続けることが、困難になるのではないだろうか。

支援の困難なケースの場合、利潤動機だけでは関わりを継続できないと思う。事業者に、自分たちが公的な役割を担っているという自覚・使命感があって、はじめてギリギリのところで踏み留まって支援が継続できるものと思われる。しかし、インセンティブを重視した報酬体系は、事業者のそのような役割意識を薄れさせ、利潤が見込めない場合は困難な現場から撤退する、機会主義的なサービス提供を当然とする風潮を広めることにつながらないか、懸念されるのである。

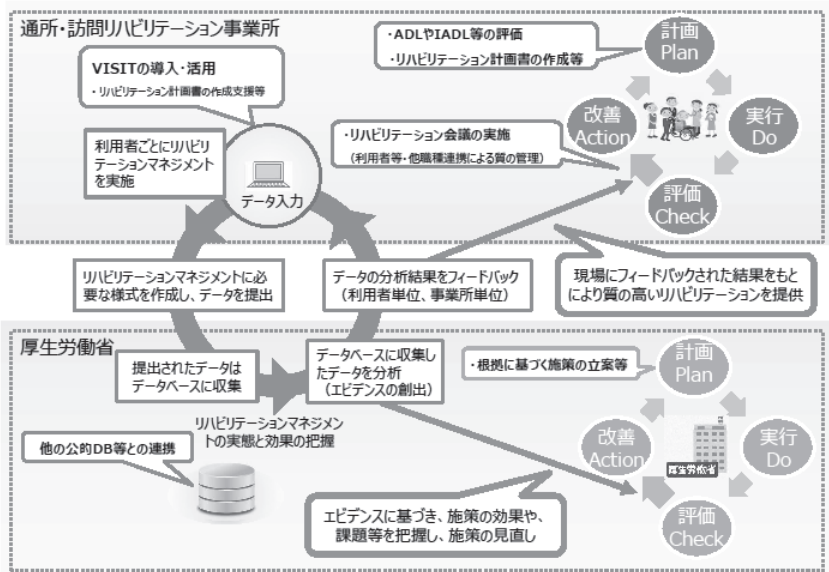
2-2-④ その他の手法

科学的介護情報システム（LIFE）

介護保険において、国は平成28年度から通所・訪問リハビリテーションデータの収集システム（VISIT）を、また令和2年度からは高齢者の状態やケアの内容等のデータの収集システム（CHASE）を運用してきたが、令和3年度からは両者を一体的に運用する「科学的介護情報システム（LIFE）」を開始した（図4）。

このシステムにおいて事業者は⁶⁾、「ケア計画等の情報をLIFEに提出することで、利用者等単位又は事業所・施設単位で解析された結果

VISITを用いたPDCAサイクルの好循環のイメージ



出典：厚生労働省 第178回社会保障審議会介護給付費分科会（令和2年6月25日開催）資料1（抜粋）

図4 科学的介護情報システム（介護保険サービス）

のフィードバックを受けることができ、「このフィードバック情報を活用することで、利用者等の状態やケアの実績の変化等を踏まえたケア計画等の見直し・改善を行うことが可能となり、サービスの質の一層の向上につなげることが可能となる」という。国は新たな加算を設け、事業者がこのシステムの活用を促している。

これは、事業者に対して、人工知能（AI）により効果的なサービス提供方法等を指示し、直接的にサービスの質の向上を図ろうとするアプローチといえる。

社会福祉実践とAI

現在、様々な産業分野において、大量に収集されたビッグデータを元に深層学習を行い、人間以上の知的能力を発揮するAIの導入が進められている。科学的介護情報システムは、福祉分野におけるAIの本格的な導入の試みといえよう。AIに社会福祉実践を指示される時代が来たということである。

今後、全国から多数の症例データが収集されて

分析が一層進むことにより、このシステムによる事業者へのフィードバックの精度が上がり、アウトカムが向上していくことが期待される。

ただし、AIによる質の向上の効果については、本質的な限界があると思われる。このシステムは、機能回復や褥瘡対策など、高齢者介護の中でも医療との結びつきが強い領域で導入されているが、これには、医療は自然科学の一分野であり、データ分析になじみやすい、ということがあるのだろう。しかし、社会福祉実践は人間の生の総体を対象とするものであり、人間の成長やエンパワメントに関して、大量のデータを統計的に分析するだけで、正しい支援の方針を導き出せるものではないと思う。

AI導入による質の向上は、人間の心身機能等の医療的側面に限定した効果となるだろう。福祉サービスの提供にあたり、AIが提供する科学的な知見に従っているだけでは不十分であり、従事する支援者が人間的な視点を補うことで、はじめて社会福祉実践として成立するということは、忘れてはならない視点である。

3 福祉ビジネスから真の社会福祉事業へ

社会福祉事業は「サービス業」なのか

前章では、行政が用いる法令や報酬等の〈見えざる手〉では働きかけることが難しいが、福祉サービスの質を左右する重要な要素——前章では「社会福祉実践の最も大事なコアの部分」等と表現してきた——について、繰り返し論じてきた。本章では、この福祉のコアの部分へのアプローチについて考えてみたい。

ある社会福祉法人の代表者は、自分たちの障がい者支援の実践について、次のように述べている⁽⁷⁾。「われわれは、障がいのある人に「サービス」をしているつもりはさらさらしない。もちろん、対価はあるんだけど、そこはわれわれの思いの世界でね、出会っていく、寄り添っていくことが大事であって。それが「サービス」という言葉で切られると、ほくは違うだろうなという…。このコメントの中に、この問題を考えるための手がかりがあるように思われる。

社会福祉事業は、いわゆる「サービス業」であろうか。社会福祉事業は、法律上は社会福祉法第2条に列挙されている「福祉サービス」の総称であり、サービス業という認識が間違っているわけではない。20年前には、社会福祉事業におけるサービス業としての自覚の不足が、むしろ問題とされていたぐらいである。

しかしながら、基礎構造改革前からこの世界で働いている筆者には、社会福祉事業を他のサービス業と同じように「お客様へのサービス提供」——そういう側面もあることは間違いないが——だけで成立しているかのように論じることには、上に引用したコメントと同様、強い違和感がある。

筆者が（限られた経験を通してではあるが）理解している社会福祉事業（実践）は、マニュアルに従い利用者の注文通りにサービスを提供できればそれでオッケー、というようなものではない。

それは、社会生活上の様々な悩みや苦しみ等を抱えた対象者の人生に介入し、その人の生がよりよいものとなるよう、支援者の方もがき苦し

つつ、対象者と組んずほぐれつしながら関わり続ける、人間の実存に関わる活動であり、それゆえ「サービス」として商品化できるような性質のものでは本来ないだろう（なお、これは支援困難ケースだけではなく、程度の差はあれ全ての社会福祉実践に共通する構造であると思う）。

そして、「質が高い社会福祉実践」ということで、具体的にイメージするものは人によって様々であろうが、それらに共通する要素として、事業者（支援者）が「サービス」を超えた姿勢でもって取り組まれている、ということがあると思う。人が人を支える営みであることを本態とする社会福祉事業（実践）には、「サービス」の範疇を超えた人間としての関りの部分が不可欠であると考えられる。

真の社会福祉事業の担い手へ

以上のような筆者の（古くて泥臭い!?）社会福祉事業観が少しは正しいのであれば、サービス業（福祉ビジネス）として参入してきた事業者に対して、このような意識をもってもらうこと、つまり福祉ビジネス事業者から真の社会福祉事業の担い手に成長してもらうことは、いかにして可能かが次に問われるだろう。その方策を今ここで提示することは筆者の能力では難しいが、今後の検討の手がかりになりそうなことを以下では記しておきたい。

事業者に、サービス業を超えたものとして社会福祉事業に取り組んでもらうには、行政による啓発の取組はあまり効果がないように思われる。このような意識は、外から言われて身につくものではなく、当事者の胸中に自発的に生じるものでなければ意味がないだろう。これを促すものは、事業者同士の相互啓発的な取組しかないと思う。職業倫理的なものは、その職業の従事者たちによる自己研鑽の取組の中からしか生み出されないものである。

自らの社会福祉実践を、相互に評価し啓発し合う、福祉サービス事業者の横のつながりによる質の向上。このようなことは非現実的だろうか。こ

のイメージに近いものとして、例えば国家資格の専門職による様々な職能団体が挙げられる。これらの団体では、専門職としての自負の下、自分たちの資質向上等に向けて、研修その他の活動に取り組まれている。筆者がイメージするものは、このような職能団体的つながりの社会福祉事業者版である。事業者間の横のつながりが、メンバーに対して啓発的に作用し、公的な役割意識を刺激することは、現実的に期待できる作用である（その事例については城東区地域自立支援協議会有志・松藤（2011）参照）。区や地域によっては、事業者の連絡会等が既に存在しているが、そこでの取組を、情報連携や交流等から、社会福祉事業者としての自己啓発・研鑽（困難事案に共同で関わり、支援の経験値を高める取組等も含む）を主眼としたものに変えていくことが、着手しやすい進め方のように思われる。

もっとも、事業主体が多様化し同質性が失われた現在の福祉サービス市場において、事業者間の職能団体的なつながりを形成・維持することは容易ではない。おそらく、筆者と同じようなことを考えて事業者間のネットワーク作りに取り組んだものの、上手くいかなかった事例は少なくないであろう。どうすれば上手くいくのか、筆者にも今のところ答えはないが、はじめから地域の事業者全体を対象とした場を作ろうとするのではなく、まずは社会福祉実践の質に対する意識の高い事業者で集まって取組をスタートし、少しずつ参加者の輪を広げていく「小さく生んで大きく育てる」式の進め方が現実的なように思われる。その取組自体が高い質を保障するシグナルとして機能するようになれば、合流する事業者は自然に増えていくはずである。

そして、このような事業者主導の質向上の取組を、側面から促し育成していくことが、これから福祉行政が取り組むべき課題の1つとなるだろう。例えば、福祉サービス事業者が集まる場に行政職員も参加して、その交流の中で参加者に社会福祉事業の担い手としての自覚や使命感を抱いて

もらうよう働きかける、ある種のファシリテータ的な取組が考えられる。しかし、このような事業者に対する取組は、従来の指導・監査・啓発等とは性質の異なるものであり、行政においては未だ習熟していない領域であると思う。福祉サービス事業者による支援の質の向上を図るためには、われわれ福祉行政による支援（enabling）の質の向上もまた、同時に求められるのである。

4 おわりに

新型コロナウイルス禍を経て

最後に、今この時期（令和3年7月）に福祉サービス事業者論を書く以上は避けて通れない話題である「新型コロナウイルス禍と社会福祉事業」について、少し述べさせていただく。

新型コロナウイルスの感染リスクの中で、どのように社会福祉実践を継続していくのかについては、昨年来、全ての福祉関係者が思い悩んでいる問題である。福祉サービスは、有事であっても市民生活の維持に欠くことができない「エッセンシャルワーク」であることが改めて認知され、大多数の事業者においては、感染の不安と戦いながらサービス継続を死守していただいている。しかし、中には撤退を判断した事業者（従事者）もあり、コロナ禍を通して全ての関係者において、この仕事に対する（サービス業を超えた）覚悟のようなものが問われることになった（今も問われ続けている）のではないだろうか。

コロナ禍が今後どのように推移していくのか予断は許されないが、この覚悟を問う試練の経験を通して、福祉サービス市場（事業者）がどのように変化（成長または後退？）していくのか、注視していきたい。

結語

本稿では、福祉サービスの質の向上を図るために、行政が市場に対して用いる〈見えざる手〉について、その効果と限界を概観してきた。〈見えざる手〉は、いずれも国が定めた取組であり、自

治体でやり方を大きく変更することは難しいが、それぞれにどのような効果や限界、逆機能の可能性等があるのかを、われわれ行政と事業者の双方があらかじめ理解しておくことは、〈見えざる手〉が市場で適切に機能するうえで不可欠と考える。本稿が、この趣旨に適ったものとなっていれば幸いである。

本稿では示唆するに留まった多数の論点・課題等については、同僚の皆さんや事業者の皆さんと共に引き続き考えていきたい。

(まつふじ えいじ：大阪市福祉局地域福祉課)

注

- (1) 事業者数と（次段落で述べる）法人種別割合については、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」に拠る。
- (2) カギカッコ内は、筆者がインターネット上で見かけた文章である。
- (3) この段落のカギカッコ内は、大沢（2004）613頁、615頁からの引用。
- (4) この段落のカギカッコ内は、厚生労働省『放課後等デイサービスガイドライン』からの引用。
- (5) カギカッコ内は、金谷（2017）57頁からの引用。
- (6) この段落のカギカッコ内は、厚生労働省通知「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」からの引用。
- (7) カギカッコ内は、社会福祉法人そうそうの杜のYouTube動画『そうそうの杜とは』における同法人理事長 荒川輝男氏の発言からの引用。

参考文献

赤木博文・稲垣秀夫・鎌田繁則・森徹（2008）「介護サービス市場における情報の非対称性とサービスの質－介護サービス供給政策の比較静学分析とその実験経済学的検証－」『医療経済研究』

第19巻3号

岩間大和子（2005）「介護・福祉サービスの質保障のための政策の展開と課題－監査、第三者評価及び情報開示を中心に－」『レファレンス』第55巻4号

宇山勝義（1993）「民間社会福祉事業に対する行政監督の態様と効果」『社会福祉研究』第57号

江口厚仁（1994）「法システムと市場の論理－システム制御の問題を中心に－」『法哲学年報』1994

遠藤久夫（1995）「医療・福祉における営利性と非営利性－民間非営利組織とサービスの質－」『医療と社会』第5巻1号

大沢光（2004）「介護保険法における指定制度の法的意味」神永勲他編『公共性の法構造』勁草書房

角谷快彦（2016）『介護市場の経済学－ヒューマン・サービス市場とは何か』名古屋大学出版会

金谷信子（2017）「準市場における非営利・営利事業者のサービスの質と経営戦略的行動－介護保険グループホームの場合」『広島国際研究』第23号

北村喜宣（2008）「規制改革時代における行政執行過程の課題」『法社会学』第68号

佐橋克彦（2006）『福祉サービスの準市場化－保育・介護・支援費制度の比較から－』ミネルヴァ書房

サンデル、マイケル（2014）『それをお金で買いますか－市場主義の限界』早川書房

志賀弘幸（2017）『ビジネスとしての介護施設－こうすれば職員が定着する』時事通信社

周燕飛・鈴木亘（2004）「日本の訪問介護市場における市場集中度と効率性、質の関係」『日本経済研究』第49号

城東区地域自立支援協議会有志・松藤栄治（2011）「ローカルガバナンスによる福祉コミュニティの創造－城東区地域自立支援協議会の事例を通して－」『大阪市社会福祉研究』第34号

鈴木亘（2002）「非営利訪問介護業者は有利か？」

『季刊社会保障研究』第38巻1号

谷口泰司 (2008) 「介護事業の経営にとって大事なことは何か? - 経営の安定とサービスの質 -」 新村聡編 『介護福祉のための経済学』 弘文堂

永島健一・松藤栄治 (2009) 「〈基礎構造改革〉とは何だったのか - ケアマネジメントの日本的な定着と社会福祉業界の変容 -」 『想創奏』 第23号

宮崎文彦 (2009) 「「新しい公共」における行政の役割 - NPM から支援行政へ」 『公共研究』 第5巻4号

吉田初恵 (2010) 「介護サービスを供給する非営利法人の抱えるジレンマ - 効率性、有効性のはざまで揺れる非営利法人 -」 『総合福祉科学研究』 第1号

ルグラン, ジュリアン (2010) 『準市場 もう一つの見えざる手 - 選択と競争による公共サービス』 法律文化社

Donabedian, Avedis (2007) 『医療の質の定義と評価方法』 健康医療評価研究機構

地域活動を支える専門職の役割

～学び合い助け合うマンションコミュニティ～

佐々木 さやか 忌 部 周

サマリー

社会が多様化、複雑化し、急激な変化を遂げている現代において、地域における問題の変化に行政や専門職が追いつくことができなくなってきている。そういった状況では、問題が深刻になって初めて対応しなければならない。このような課題に対して、介護保険サービスの充実や行政による住民支援サービスの拡充、住民主体の地域の助け合い、などの解決方法が考えられる。

日本はこれまでに類をみない超高齢社会となっている。医療・介護費の上昇と財政逼迫の中、今まで以上の介護保険サービスの充実や行政による住民支援サービスの拡充は望めないという現状がある。そのため、今回我々は住民主体の地域の助け合いについて研究を行い、住民主体となる地域活動を支援する専門職としての関わり方を、社会福祉法人と医療法人というそれぞれの立場で考え、地域活動の支援者として協働で実践したのでここに報告する。

キーワード

住民主体、地域づくり、ともに学ぶ、マンションコミュニティ

目次

- 1 はじめに
 - 1-1 研究背景と問題意識
 - 1-2 本論の目的と研究方法
 - 1-3 本論の構成

- 2 大阪市都島区の現状と課題
 - 2-1 大阪市都島区の歴史と現状
 - 2-2 大阪市都島区社会福祉協議会の生活支援体制整備事業の現状と課題
 - 2-3 大阪市都島区における在宅医療・介護の現状と課題
- 3 学び合い助け合うマンションコミュニティ
 - 3-1-① 毛馬コーポの歴史的背景と課題
 - 3-1-② 毛馬コーポゆうゆうクラブの成り立ち
 - 3-2 住民主体となるための組織のあり方、専門職の関わり方
 - 3-3-① 「ちょっと楽しい在宅医療勉強会」
 - 3-3-② コーラス
 - 3-3-③ 有償ボランティア
 - 3-3-④ コロナ禍での支援
- 4 新たな展開に向けての提案
 - 4-1 毛馬コーポゆうゆうクラブの成果と課題
 - 4-2 これからの毛馬コーポゆうゆうクラブへの提案
- 5 おわりに
 - 5-1 本論文のまとめと貢献
 - 5-2 本論の限界と研究課題

1 はじめに

1-1 研究背景と問題意識

ガワンデ(2016)は、現代の特徴を次のように

述べている⁽¹⁾。「昔は、高齢まで生きながらえるのが珍しく、長く生きたものは伝統や知識、歴史の擁護者として特別な役割を持つことができた。一家の主として地位や権威を死ぬまで保つことが多かった」が、現代では高齢者の割合が20%を超え、「高齢者は希少価値を失った」のである。「高齢者による知識と知恵の独占もくずれていく。情報伝達技術の発展」のせいである。「最も重要なことは、平均寿命の延長によって高齢者と若年者の関係がシフトしたことだ。伝統的には、安心を求める若い家族に対して上の世代の親が安定した基盤と助言、経済的支援を提供していた」。しかし、「親が著しく長寿になることで緊張関係が生まれ」、「伝統的な家族制度は安心装置というよりもトラブルの種になった」(9-12頁)のだ。そこで、加齢と介護は、多世代で共同して責任を持つというシステムから、個人的な問題になり、個人が福祉や医療・介護サービスの助けを借りながら、過ごすものになった。家族から個人への転換、そこに多職種が協働し、家族のように寄り添い考えていく必要性が生まれたのである。

このように現代では、加齢と介護は多世代で共同して責任を持つシステムから、個人的な問題に変化してきた。その中で専門職は特に重要な役割を担うようになってきているが、我々は専門職が主導して関わるのではなく、専門職が緩やかにつながった住民主体の地域活動が必要と考えている。広石(2020)はこのように述べている⁽²⁾。

「それぞれが自分の限界を認識した上で、改めて、地域の助け合い・支え合い、住民の協力による活動の意味を見直し、『まちを生きる人』を支える多層的な仕組みを再構築しないといけない。それに踏まえて、『専門職と住民の連携の形も変化しなければ、様々な場面で社会が立ちいかなくなる』という危機感が、『住民主体』への期待感につながっているだろう」(23頁)

このように我々も、緩やかにつながりながら住民を多層的に支える仕組みを再構築しなければならない、という問題意識を抱え、専門職も住民と

協働して社会を支えていく必要がある。

しかし、社会が多様化、複雑化し、急激な変化を遂げている現代においては、地域における問題の変化に行政や専門職が追いつくことができなくなってきている。そういった状況では、問題が深刻になって初めて対応しなければならない。このような課題に対して、素早く気づき対応することができるのは、地域の助け合いである。

だが、住民が主導で行っている地域活動は、必要な知識が得られないために継続的な活動にならず、専門職の支援を必要としている場合が多い。一方で、専門職が主導して立ち上げた地域活動は、専門職の関わりがなくなると、継続性がなくなり消滅するような事態が現実としてある。また、専門職が強く関わりすぎると住民の主体性が保てなくなり、地域の問題に素早く対応できなくなる、という矛盾が生じる。住民が主体的に活動し、専門職が支援するような社会資源の在り方が必要と考えられるが、実際にはそのような活動報告は少ない。

さらに、住民が主体となることが必要になってきているのは、医療・福祉・介護分野においても同様である。日本はこれまでに類をみない超高齢社会となっている。医療・介護費の上昇と財政逼迫の中、一部の医療組織の利潤追求のために、専門職が知識、地位の差を利用し患者(利用者)を支配することにより、医療や福祉サービスが浪費されてしまっている現実がある。医療や福祉サービスの患者価値を向上するとともに、医療や福祉サービスが浪費されないようにするためには、まずは与え手と受け手の間にある上下関係を、対等な関係に変えることが必要である。つまり、住民が主体的に医療に関わりを持つことが重要となる。

我々は、住民主体となる地域活動を支援する専門職としての関わり方を、社会福祉法人と医療法人というそれぞれの立場で考え、地域活動の支援者として協働で実践したのでここに報告する。

以下、本論の目的、研究方法、本論の構成について述べる。

1-2 本論の目的と研究方法

本論文の目的は、社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会（以下、都島区社会福祉協議会）、医療法人福愛会いんべ診療所（以下、いんべ診療所）を研究対象とし、住民主体の社会活動という視点から、専門職の個人行動を始めとして、組織の構築を検討し、地域住民の価値を高めることである。そのために、住民主体の地域活動ができるように専門職として支援する必要がある、ということを実践報告する。

1-3 本論の構成

第1章では、本研究の背景と問題意識、本研究の目的を明らかにする。第2章では、都島区社会福祉協議会、いんべ診療所が位置する大阪市都島区の歴史的経緯、社会状況という視点から、生活支援体制整備事業や在宅医療・介護の現状と課題を検討する。第3章では、学び合い助け合う地域づくりと専門職の支援のあり方を明らかにする。第4章では、新たな展開に向けての提案を記載する。第5章では、本論文のまとめとしてその内容を要約し、本論文の実践的貢献を明らかにするとともに、その限界と今後の研究課題を具体的に検討する。

2 大阪市都島区の現状と課題

2-1 大阪市都島区の歴史と現状

大阪市都島区は、大阪市の北東部に位置している比較的小さな区である。1943年4月1日、22行政区制実施により現在の区域として誕生した。明治時代から産業地として発展し、戦後は大規模な集合住宅が建設された。南部は京橋駅を中心とした繁華街で、北中部は住宅地で、新旧のマンションが混在している。高齢化率は23.6%（2015年）で、大阪市内では平均的な高齢化率である。

区内は9つの連合町会に区切られており、今回

我々が研究を行った毛馬コーポがある毛馬町は、淀川連合町会（以下、淀川地域）内にある。淀川地域は、都島区の北部に位置し、俳人と謝蕪村の生誕の地であり、淀川と大川に囲まれた地域である。高齢化率は28.7%（2015年）で、都島区内の9地域の中では2番目に高い高齢化率である。

高齢化が進むにつれて、都島区では「高齢者の孤立」が地域課題となっている。地域とのつながりをもたない高齢者が、体力や認知力の衰えとともに生活が困難になっても誰にも気づかれないケースが増加している。また淀川地域は、「高齢者の孤立」に加えて「区内の主要施設へのアクセスの悪さ」「買い物弱者の増加」などが地域課題となっている。

2-2 大阪市都島区社会福祉協議会の生活支援体制整備事業の現状と課題

生活支援体制整備事業（以下、体制整備事業）とは、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせる体制を整備することを目的とした介護保険事業である。大阪市では、各区社会福祉協議会が受託している。平成27年から体制整備事業を推進し、段階的に各区に生活支援コーディネーターの配置を進めている。

生活支援コーディネーターは、地域住民や、関係機関と協力しながら、高齢者の「介護予防」（健康づくり、居場所づくり）や、「生活支援」（困りごとへの助け合い）の充実をめざして、次のような役割を担っている。（1）高齢者が参加できる活動、利用できるサービスの把握・整理、情報発信、（2）高齢者を中心とした集いの場や、助け合い活動などの立上げ・継続等への支援、（3）住民・関係機関による話し合いの場の運営など、である。

都島区では、2017年10月に生活支援コーディネーターが配置された。生活支援コーディネーターが支援をした結果、新たな活動の立ち上げや既存資源の拡充などに至ったケース数は以下の通りである。

表1 都島区生活支援体制整備事業実績（2017年10月～2021年7月）

	介護予防 (就労、地域貢献、趣味、運動、 学習、交流)	生活支援 (買い物、家事、 外出、その他)	合計
新規立ち上げ	29	3	32
既存資源の拡充	16	1	17
継続支援 (2021年4月～7月)	4	0	4
合計	49	4	53

出所) 筆者作成

都島区における体制整備事業の課題は、「新型コロナウイルスの影響で活動を中止しているグループが多く、再開のめどが立ちにくくなっている」「生活支援サービスの創出数が少ない」「専門職主導で立ち上げたサービスは、継続が困難」などである。また、体制整備事業では、仕様書に「立ち上げ創出数」や「維持・継続支援数」(大阪市独自の年間目標数)が記載されており、生活支援コーディネーターは年度毎に数での成果を求められている。住民主体とは住民が自分で考え、決めて、行動することである。生活支援コーディネーターが数を重視すると、住民を動かそうとしてしまう恐れがあり、そうなると住民主体を崩してしまうことになり、もはや支援ではなくなる。広石(2020)は次のように述べている⁽²⁾。

「専門職は住民を指導する立場でも、自ら定めた課題、解決策に効果的に導くでもない。住民の話し合いたいこと、納得できる進め方やペースを大切に、行動も住民が決める」(99頁)

時間をかけて住民の思いに耳を傾け、住民のペースに合わせて支援を進めていくことが体制整備事業の本来のあり方である。生活支援コーディネーターが住民主体を支えるためには、大阪市の評価基準に何らかの改善が必要である。

2-3 大阪市都島区における在宅医療・介護の現状と課題

都島区の住民からは、「医師はなかなか相談にのってくれない」、「介護サービスのことがよくわからない」などの話を何度か伺うことがあった。都島区では、医師、看護師などの専門職が参加する住民に対する定期的な勉強会も行われているが、そのような場では、専門職が相談にのって問題を解決してしまうこととなる。結局、専門職が主体になってしまい、相談活動を媒体に、専門職をトップとした階層構造を再構築することとなる。また、勉強会の内容は、専門職を主体に決められており、結局そのような勉強会では、地域の問題に素早く対応できなくなることは先に述べた。次章で詳しく述べるが、本研究は専門職が地域にアウトリーチし、バウンダリーオブジェクトなどを使用し、リーダーシップによる一体感を生み出しつつ、住民を支援することで住民と専門職の協働を可能とすること、また住民主体の組織づくりは、結果として地域住民が主体となり住民の価値を向上すること、につながることを明らかにする。

3 学び合い助け合うマンションコミュニティ

3-1-① 毛馬コーポの歴史的背景と課題

毛馬コーポは1979年3月築の地上11階建てのマンションで、総戸数198戸である。2021年1月現在で400人余りが暮らしており、そのうち約半数が70歳以上である。独居高齢者世帯数も36世帯となり、増加傾向にある。以前は、マンションで運動会などの行事が行われたり、屋上の共同物干し場が主婦たちのコミュニケーションの場となっていたりと住民コミュニティは存在していた。しかし、子供世代が転居するなど高齢化が進むにつれて行事はなくなり、住民同士の付き合いが希薄化していた。

3-1-② 毛馬コーポゆうゆうクラブの成り立ち

住民同士の付き合いが希薄化する中、助け合える関係性を求めて、毛馬コーポの住民Aさんを中心とした有志数人が2013年にカフェ形式の集まりを始めた。当時を振り返ってAさんは、「きっかけは、2025年問題を知ったこと。2025年には後期高齢者が増えて大変なことになると聞いた。私はその時は80歳を過ぎる。在宅医療が進むというけど、私たちはどう暮らせばいいのか全然わからない。仲間と勉強しなければと思った。市や区などに相談したが、具体的な提案はもらえなかった。それなら自分たちで考えて行動しようと、まずは数人で遊ぶことを主としたグループを作った。遊びながら仲良くなっていけば、いざという時に助け合える関係になれると思ったから」と語った。

Aさんをはじめとした数人で話し合い、グループ名は「毛馬コーポゆうゆうクラブ」（以下、ゆうゆうクラブ）に決定した。会長や会計などの係を決めず、皆ができることをしながら参加することを約束し、住民が自由に使えるマンション集客室に集まれば、おしゃべりをしたり、ビアパーティを開いたりするようになった。参加者も徐々に増え、ピラティスや、主に男性の参加を狙った

囲碁将棋などのサークル活動も始まった。

その後、活動の中心となる世話人会を組織し、Aさんが世話人代表になり、10人ほどの世話人がゆうゆうクラブの運営に関わっている。我々専門職もこの世話人会に途中から参加しているが、ゆうゆうクラブは住民が多数を占める組織であり、住民が主導的な立場を取り組織を運営している点が、次に述べるArnstein（1969）の言う「住民の権利としての参加」という意味において非常に重要な点となっている。

3-2 住民主体となるための組織のあり方、専門職の関わり方

ここでは、住民はどのように主体的に参加すべきであるか、を考えていきたい。住民参加の概念については、図1に示すように、米国の社会学者のArnstein（1969）が「参加の梯子」という表現で以下のように説明している⁽³⁾。8段から成る梯子の最下段に位置する1段目は、「世論操作」の段階であり、最上段に位置する8段目は「住民主導」とされている。1段目は、「住民参加」の名を借りた権力者による支配・統制の状態を示す。その1段上の「住民の不満を減らす操作」とともに、実質的には参加不在の状態を意味する。3、4、5段目は、「一方的な情報提供」、「形式的な参加機会拡大」、「形式的な意見聴取」などの形式だけの参加があり、6段目の「共同作業」から「部分的な権限移譲」へと続く段階で、ようやく住民の権利として参加が認められる。8段目は住民が主導する段階とされている（pp.216-224）。このように、Arnstein（1969）は、「住民の参加とは、住民に対して目標を達成できる権力を与えること」（pp.216-224）と定義している。これを地域づくりや都市開発に当てはめれば、住民が住みたいと思いい、こうあって欲しいと考える目標の実現について、住民に対し一定の実行力を与えることを指している。



出典) Arnstein (1969)、pp.217、Figure2 をもとに筆者作成

図1 住民参加の梯子
(A Ladder of Citizen Participation)

住民が主体となるためには、Arnstein (1969) の言う、可能な限り住民が主導的な立場を取り、組織を運営していく必要がある。

また、住民と専門職がコミュニケーションを取る際には、多様なタイプの境界を超えてコミュニケーションをはからなければならない、という隠れた困難を克服する必要がある。エドモンドソン (2014) は、以下のように述べている⁽⁴⁾。

「マネジャーとチームメンバーは自分たちが多様な見方を持って集まっていることを、しばしば

自分の信念や価値観にとって『正しいもの』を当たり前だと思ってしまうことを認識しなければならない。つまり、団結しようと言うだけで万事がうまくいくわけではないということだ。ともに頑張ろうという気持ちがどんなに強くても、境界はしばしば目に見えない、しかし強力な方法で協働を制限するのである」(253頁)

ここで、連携を妨げるよくある境界と協働を可能にする方法を述べる。下記の表2に示すように、エドモンドソン (2014) は、境界は(1)物理的距離、(2)地位、(3)知識に基づくものであり、それぞれの解決策として、(1)他のメンバーの職場を定期的に訪問、共通目標に集中する、知識を保存・交換する、(2)リーダーシップにより一体感を生み出し、経験される地位による相違を最小限にする、(3)一人ひとりの考え方を明確に共有する、組織それぞれが持つ価値を重視する、共通の目標を集中する、専門技術に基づく知識を事前対策的に共有する、図面、モデル、試作品などバウンダリー(境界)・オブジェクトを使う、などと述べている⁽⁴⁾。

表2 連携を妨げるよくある境界と協働を可能にするもの

境界のタイプ	物理的距離	地位	知識に基づくもの	
原因	地理的に分散	ピラミッド型組織	多様な組織による協働	さまざまな専門家による協働
チーム構成	地理的に分散されたチームメンバー	様々な権力や地位の人々	異なる企業の人々あるいは同じ企業の異なる部署の人々	教育上あるいは職務上の多様なスキルと専門知識を持つ人々
チームにとってのチャレンジ	誤解、意思の疎通が図れない協働できない	権力に服従という社会的規範	組織目標・価値観から生じた当たり前になっている思い込みによる対立、動機の内対立	専門知識をもとにしたサブグループに対するチームメンバーの忠実さ
協働を可能にするもの	他のメンバーの職場を定期的に訪問 共通目標に集中する 知識の保存・交換する	リーダーシップにより一体感を生み出し、経験される地位による相違を最小限にする	一人ひとりの考え方を明確に共有する 組織それぞれが持つ価値を重視する 共通の目標を集中する	専門技術に基づく知識を事前対策的に共有する 図面、モデル、試作品などバウンダリー(境界)・オブジェクトを使う

出典) エドモンドソン (2014)、264頁、表6-1より筆者作成

このように、住民が主体となるために専門職が地域にアウトリーチすることが重要ではあるが、ただアウトリーチするだけでは住民主体となることは難しい。アウトリーチすることに加え、専門職の振舞い方が重要になってくる。つまり、専門職の権限を振りかざすのではなく、あくまでも住民の意思を尊重する形で、意思決定を支援する必要がある。ここで、サーバントリーダーシップを述べる。

金井 (2014) は、グリーンリーフ (2014) が述べた「サーバントリーダーシップの属性」をスピーアーズが10に整理したものを、さらに以下のように要約している⁽⁵⁾。(1) 傾聴、(2) 共感、(3) 癒し、(4) 気づき、(5) 説得、(6) 概念化、(7) 先見力、予見力、(8) 執事役、(9) 人々の成長に関わる、(10) コミュニティづくり、である。これらが、サーバントリーダーシップにおける重要な点である(金井、2014、572-573頁)。その中でも特に、専門職は傾聴し、共感し、気づき、それによって、視野を広げる能力を身につけなければならない。筆者らはそれらに加え、心理的な安全を担保できるように、服装(普段着で参加する)や話を聞く姿勢にも特に注意を払った。

3-3-① 「ちょっと楽しい在宅医療勉強会」

このようなことを踏まえ、ゆうゆうクラブの「ちょっと楽しい在宅医療勉強会」では、レゴ®ブロックを用いたワークショップを行った。テーマは「認知症」とした。これは、平均寿命が80歳を超え、誰もが認知症になる可能性が高い時代となっているが、偏見などの問題もあり地域では認知症当事者がなかなか声を上げにくい状況となっている、と考えられるためである。まず、ワークショップでは、本などを通じて認知症当事者の語りや想いを共有した上で、認知症になっても住み続けるためにはどうしたら良いか、実際にどのように地域を変えられるのか、を住民も専門職も一緒にレゴ®ブロックを用いて考え表現してもらった。「監視しない」、「緩やかに見守る」、「声

をかける」、「挨拶する」など地域で実施すべき課題を、住民や専門職が発表し、さらに視覚を用いることで言語化できない知識を参加者全員で共有する事ができた。

このことは、それぞれの住民や専門職の思いを、共通する言葉や視覚で感じることができた最初の体験となった。ワークショップの際に、特に印象的であった場面は、「実は私は認知症です」と自分の経験や思いを、レゴ®ブロックを用いて参加者全員の前で話された住民の方がいた。これは、このワークショップが心理的に安全な場となり、なんでも話して良いのだ、と感ずることができたからこそではないかと考える。

このワークショップがきっかけとなり、自分の体験を話される住民の方も増え、専門職も含め、「ちょっと楽しい在宅医療勉強会」を通じた学びを、相互交流を通じて深めていくコミュニティになったのではないかと考える。



出所) 筆者作成
図2 認知症をテーマにしたレゴ®ブロックを用いたワークショップの様子

3-3-② コーラス

2019年、ゆうゆうクラブでは新たな取り組みがスタートした。「高齢になり行動範囲が狭くなっても、以前からの趣味を継続したい」という住民のために、毛馬コーポの集会室で「コーラス」が

始まった。

Aさん（世話人代表）が中心となり、筆者（生活支援コーディネーター）に相談を繰り返しながら立ち上げに至った。Aさんが、いんべ診療所で開催されている「歌声サロンそよ風」という集まりを主催している住民（歌手）に、講師を依頼した。また、電子ピアノ購入にかかる費用に関しては、筆者（生活支援コーディネーター）が都島区社会福祉協議会の「善意銀行運営事業 居場所・つどいの場立ち上げ助成」を情報提供し、世話人たちが申請した。

一般的に助成金の申請は、手続きが煩雑であり、必要書類を揃えたり物品購入後の手続きが必要だったりするために、申請をためらう住民も多い。

そこで筆者（生活支援コーディネーター）は次のような支援を行った。（1）助成を受けることのメリットを住民に伝える。（2）今後、支援なしでスムーズに申請手続きが行えるように、わかりやすく手続き方法を伝える。

これらの支援を行った理由は、活動が継続性を持つために長期的な視点で支援をする必要があるからである。生活支援コーディネーターからの支援がなくても申請できるようになれば、住民の課題解決能力が向上し、より住民主体の活動になることを期待できると考えたからである。

コーラスは、緊急事態宣言中以外は筆者（医師）から感染予防対策の助言を受けながら活動を継続しており、常に30～40人ほどの住民が参加している。悪天候でもエレベーターで1階に移動するだけで集会室にアクセスできるため、高齢者にとっては参加しやすい活動の場となっている。また、短距離の移動でも介助が必要な住民には、住民から自然発生的に介助の手が差し伸べられている。

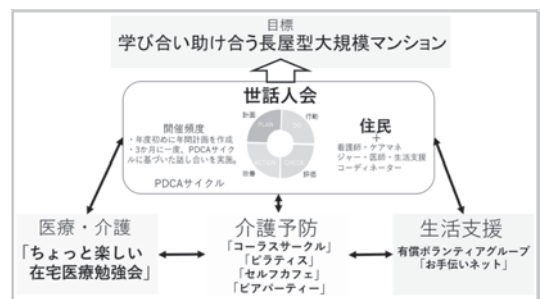
3-3-③ 有償ボランティア

前に述べたレゴ®ブロックを用いたワークショップでは、「将来の毛馬コーポ」について住民同士が意見を出し合った。「認知症になってもここで暮らしたい」「ちょっとした手助けがあれ

ば、最後まで暮らせるのではないか」「監視ではなく見守りがあれば、暮らしやすいマンションになるのではないか」など、活発な意見交換が行われた。そしてそれは、そのようなマンションにするために必要なことが具体的に見え始めた瞬間でもあった。

以前から世話人会では助け合いの仕組みづくりについて話し合われていたが、具体的な進め方を議論するまでには至っていなかった。そこで筆者（生活支援コーディネーター）がBさん（世話人・大学教授）に「ゆうゆうクラブで有償ボランティア活動を立ち上げる時期なのではないか」と提案し、他の地域で活動している有償ボランティアグループの情報を提供し、より具体的な住民ニーズの把握を勧めた。Bさんを中心とした世話人たちがアンケート調査を実施し、住民の困りごとを把握した。そして2019年6月に有償ボランティアグループ「お手伝いネット」が立ち上がった。

世話人たちは、現在も普段の立ち話などから住民の困りごとを把握し、きめ細かく対応している。例えば、マンションの大規模修繕工事期間中、配管工事のため台所のシンク下に収納している物を出す手伝いをしたり、新型コロナワクチン接種ができる医療機関の情報をマンション掲示板に張り出したりした。「誰に尋ねればいいのかわからない」「こんなこと頼めるのかわからない」という住民の戸惑いを世話人たちが受け止められるのは、同じ場所に住む住民同士の気安さはもちろん、「困った時はお互い様」という意識が醸成されつつあるとも言えるだろう。



出所) 筆者作成

図3 ゆうゆうクラブ組織図

3-3-④ コロナ禍での支援

2020年春、新型コロナウイルスの影響で、ゆうゆうクラブの活動は中止が続いていた。住民同士のコミュニケーションが激減したことに危機感を覚えたAさんから専門職に「このままでは大切なコミュニティが壊れてしまう。なんとかできないか一緒に考えてほしい」と相談があった。そこで、2020年5月に生活支援体制整備事業協議体会議で「コロナ禍におけるゆうゆうクラブの活動を継続するためには」という議題で、ゆうゆうクラブのAさん、Bさん、専門職などで協議した。この中で専門職から「オンライン会議システムZoom[®]を使って活動（「ちょっと楽しい在宅医療勉強会」）を継続してみてもどうか」と提案があった。当初Aさんは、「世間ではZoom[®]を使っている人が多いらしいが、ゆうゆうクラブのメンバーは高齢者ばかり。使える人はいない」と否定的であった。しかし、専門職から「Zoom[®]の使い方を学ぶ方法やZoom[®]を使って活動を継続する方法を、私たちと一緒に考えてみてはどうか」と提案すると、「やってみようかな。何もかも止まってしまうよりか、ましかもしれない」と最終的に提案を受け入れた。

後日、Aさんに「なぜ専門職からの提案を受け入れたのか」と尋ねると、「それまでに支援してもらっていて、信頼関係ができていたから。それがなければ、いくら良い提案でも受け入れていなかったと思う」との回答であった。

専門職からの提案の内容とタイミングについては、(1)住民と十分な信頼関係を構築してから提案する、(2)住民が課題解決に向けて話し合い意見が出ている時には、提案をしない、(3)継続が見込めない提案はしない、(4)提案した結果、専門職主導になることが予想できる場合は、提案をしない、という4つの点に気を付けた。

コロナ禍での支援に限らず、ゆうゆうクラブに関わる専門職は、支援の結果を意識し、住民へ提案する際には事前に他の専門職と相談、協議をしながら慎重に進めた。結果、「ちょっと楽しい在

宅医療勉強会」では、コロナ禍でもZoom[®]と対面を組み合わせたハイブリッドでの開催を継続している。また、住民である19歳の大学生Cさんが活動に加わり、パソコンなどの機器操作を担当したり、住民へZoom[®]やLINE[®]の使い方を教えたりと、新たな活動の担い手となっている。Cさんに、若い人に活動の担い手になってもらうヒントを尋ねると、「ただ漠然と『手伝って』と言われても、世代の違う人の中には入りにくい。今回のように、『パソコンの使い方を教えて』と具体的に手伝う内容を伝えてもらえると、自分の役割がはっきりわかるので入りやすい」との回答であった。

また、Zoom[®]での参加が可能となり、世話人の遠方に居住する子や孫、これまで参加していなかった男性住民、毛馬コーポの住民ではない近隣住民などの参加が増加し、参加者に多様性が生まれた。

4 新たな展開に向けての提案

4-1 毛馬コーポゆうゆうクラブの成果と課題

ゆうゆうクラブは、これまでの活動が高く評価され、2020年11月に第9回健康寿命をのばそう！アワード（介護予防・高齢者生活支援分野）厚生労働大臣最優秀賞を受賞した。オンラインで行われた授賞式で、審査委員長のさわやか福祉財団会長堀田力氏が以下のように講評を述べた。

「大阪市の毛馬コーポゆうゆうクラブは、都市型の大規模マンション。一般的に都市部のマンションでは、温かい関係は結べていないが、毛馬コーポゆうゆうクラブでは、どこからの補助金もなく住民が動き出し、コーラスに男性、若年者が参加する。医療問題の勉強会は専門職の協力を得て学び、また有償ボランティアをマンション内で展開している。非常にきめ細かく、分厚い活動、重層的な活動を展開している。これから進む介護予防の到着点の姿を見せはじめている。これからの行く先を示す素晴らしい活動である」

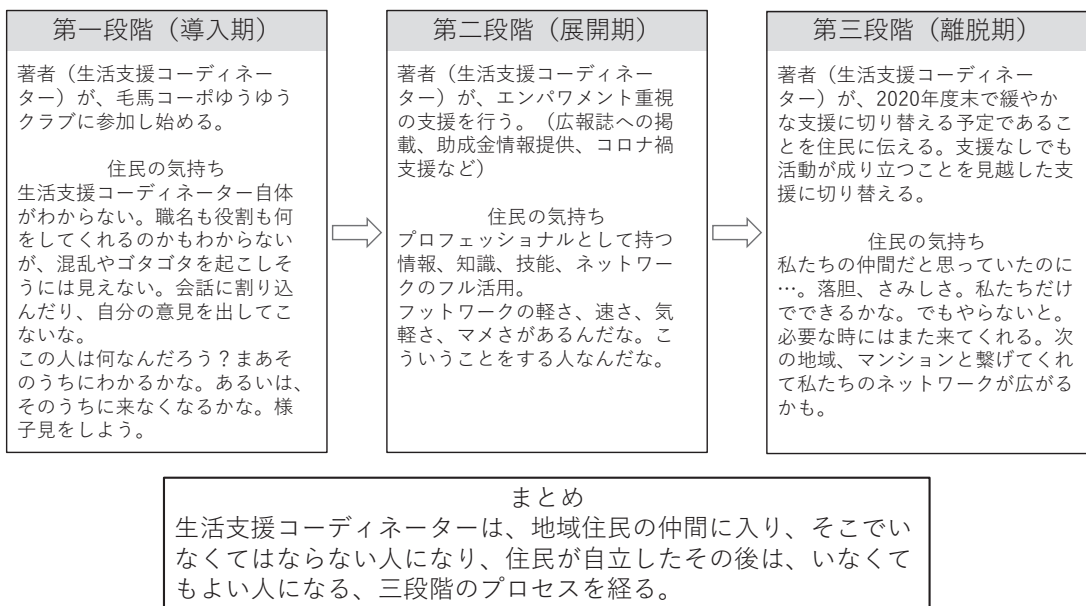
受賞を機に、様々なメディアから取材を受け、

AさんBさんは研修会などで登壇する機会もあった。脚光を浴びることで、これまで興味を示していなかった住民の参加につながった。また、生活支援コーディネーターの元にも問い合わせが数多くあり、大阪市以外での研修などでも「専門職が住民主体の活動を支援する方法」を話す機会に恵まれた。そして、何よりの成果は、外部から評価されたことにより、ゆうゆうクラブのメンバーが自分たちの活動に自信と誇りを持ったことである。受賞の知らせが届いたときは、喜びより戸惑いが大きかった印象があるが、今では世話人たちの間で「もっと良いものにしていきたい」という機運が高まっているようである。

課題は、(1) 男性の参加が少ない、(2) 次の世代の世話人の確保、である。(1)に関しては、コロナ禍で「ちょっと楽しい在宅医療勉強会」にZoom®を取り入れて活動するようになり、男性の参加者が増えた。自宅からZoom®を使って参加している男性は、継続して参加する一方で、画

面に自分の顔を写さない「ビデオオフ」で参加する傾向がある。

活発に発言する男性参加者はまだ少数であるが、Zoom®を取り入れたことで、今後も男性参加者の増加は期待できる。(2)に関しては、現在世話人会のメンバーのほとんどが70歳代、80歳代である。Aさんは「あと5年もしたら、世話人会のみんなが頑張れるかどうかわからない。そうなる前にもっと若い世代の人に世話人を担ってもらいたい」と常々話している。その課題を解決するために、世話人たちは、押し付けにならない程度に住民にゆうゆうクラブへの参加を呼びかけている。ポスターやチラシを見るだけでは参加に至らなかった住民も、直接声をかけられる事が参加へのきっかけとなるからである。世話人たちの「住民の誰かが通いの場が欲しかったときに選択肢の一つでありたい」という思いが、緩やかであるが若い世代の参加につながっている。



出所) 筆者作成

図4 住民から見た生活支援コーディネーターの存在

4-2 生活支援コーディネーターの支援あり方

Bさんが住民と生活支援コーディネーターの関わりを以下のように表現した。

生活支援コーディネーターが地域住民の活動を支援する手法は数多くあるが、筆者(生活支援コーディネーター)は、伴走型支援を心掛けた。いつでも気軽に相談や雑談ができて、課題があれば一緒に考えてくれる、そんな存在を目指した。具体的には、図4の第一段階(導入期)では、住民の意見や気持ちを時間をかけて聴くように心がけた。「そういう考え方があるのか」「その思いは大切にしたい方がいいな」と、住民への関心を持ちながら話を聞いた。第二段階(展開期)では、対話を心掛けた。住民から意見を求められると、住民の意見を尊重しながら生活支援コーディネーターとしての経験や思いを語ったり、違う職種の専門職(医師、ケアマネジャー、看護師)と互いの支援のあり方を振り返る機会を設けたりした。

そして、住民に力がついたら第二段階のような支援は不要である。手厚い支援から緩やかな支援へと移行する第三段階(離脱期)に入る。現在は第三段階であるが、ゆうゆうクラブの活動を外部に発信する支援を行っている。具体的には、研修会や交流会でAさん、Bさんとの登壇や、メディアからの取材対応である。発信することで、新たな団体やグループとのネットワークができて、ゆうゆうクラブは外部からの良い刺激を受けて、さらなる住民主体の活動へとつながっている。また、筆者(生活支援コーディネーター)はゆうゆうクラブでの学びを次の地域やグループへの支援に活かしている。Bさんの言う離脱期の次の段階は、住民にとっても生活支援コーディネーターにとっても「発展期」と言えるのかもしれない。

4-2 これからの毛馬コーポゆうゆうクラブへの提案

これからのゆうゆうクラブに生活支援コーディネーターとして期待することは、「他の地域や集合住宅への波及」と「さらなる住民主体の活動」

である。受賞をきっかけに、ゆうゆうクラブを知った都島区内の他のマンション住民から、「自分のマンションでも何かできないだろうか」という相談が、専門職の元に複数寄せられている。住民の感じている課題や地域特性はそれぞれ違うので、全く同じ活動が進むわけではない。しかし、今まで何をどうすればいいのかわからなかった住民が、都島区内で成功している事例を目の当たりにし、「自分でも何かできるかもしれない」と思えるようになってきている。専門職から「地域のために何かやりませんか」と呼びかけるのではなく、住民が自ら考え、相談し、行動すると、より住民主体の活動に結びつきやすい。今後、ゆうゆうクラブと他のマンションがネットワークを作り、ともに考える関係になると双方の発展が期待できるだろう。

5 おわりに

5-1 本論文のまとめと貢献

住民が主体的に行動するために、専門職がどのようにあるべきかを本論で述べた。専門職の関わり方次第では、住民が心理的安全を感じることで、各々の境遇をコミュニティの中で理解し合い、互いを思いやり、さらには学びを深め、コミュニティを維持し拡大することができる。今回は、結果として、コーラスや有償ボランティアなどの共助活動につながった。

5-2 本論の限界と研究課題

はじめに述べたように、社会が多様化、複雑化し、急激な変化を遂げている現代において、地域における問題の変化に行政や専門職が追いつくことができなくなっている。このような課題に対して、素早く気づき対応することができるのは、地域の助け合いである。本研究では大阪市都島区という地域における特徴を考え、マンションコミュニティに対して本論のような実践を行った。

当然のことながら、地域ごとにその地域の特徴があり、今回のような実践が成果を結ぶかどうか

はわからない、ということが本論の限界である。

今後はその他のマンションでも、住民が主体となるように専門職が働きかけ成果を結ぶ事ができるかどうか、をこの研究の課題としたい。

(ささき さやか：社会福祉法人 大阪市都島区社会福祉協議会)

(いんべ しゅう：医療法人福愛会 いんべ診療所)

本実践報告で扱った毛馬コーポゆうゆうクラブの事例については、事例を発表することの了解を、毛馬コーポゆうゆうクラブ世話人会代表者から文書でいただいています。

引用文献

- (1) アトゥール・ガワンデ (2016) 『死すべき定め』 みすず書房、9-12 頁。
- (2) 広石拓司 (2020) 『専門家主導から住民主体へ (場づくりの実践から学ぶ「地域包括ケア×地域づくり」)』 地産知縁ライブラリー、23. 99 頁。
- (3) SherryR. Arnstein (1969) "A Ladder of Citizen Participation," *Journal of the American Planning Association*. Vol.35, No.4, pp.216-224.
- (4) エイミー・C・エドモンドソン (2014) 『チームが機能するとはどういうことか』 英治出版株式会社、253. 257-283 頁。
- (5) 金井壽宏 (2014) 「スピアーズによるサーバント・リーダーの属性」『サーバントリーダーシップ』 英治出版株式会社、572-573 頁。

参考文献

都島区ホームページ (2019 年 10 月 23 日、人口世帯数)

(<https://www.city.osaka.lg.jp/miyakojima/page/0000482867.html> 2021 年 7 月 12 日)

都島区ホームページ (2009 年 10 月 2 日、位置・地勢)

(<https://www.city.osaka.lg.jp/miyakojima/page/0000000950.html> 2021 年 7 月 12 日)

大阪市福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (2021) 「大阪市地域福祉基本計画 令和3年度から令和5年度」

児童福祉施設内児童間性問題に対する 職員への再発防止支援

高 下 洋 之

サマリー

児童福祉施設内児童間性問題は、どこの施設でも起きうるといえるが、職員が性問題について話しあうことは、抵抗や否認等、職員個々の感情反応の強さから難しくなることが多い。結果的に性問題が起きた要因や、再発が起きにくい対策まで話し込むことが難しく、同じ問題が継続し、職員が疲弊し自信を失うことも少なくない。

本報告では、児童間性問題について、参加型継続研修を通し、職員間で率直に話しあうコミュニケーションを作り出し、職員がワン・チームとなって再発防止に取り組めるよう支援した。それは性問題に困窮する職員に、解決の糸口と、子どもを理解し支援する施設文化の醸成をもたらし、職員のエンパワメントにつながったといえる。

キーワード

児童福祉施設（児童養護施設・障がい児入所施設）、児童相談所、児童間性問題職員支援

目次

- 1 問題提起
 - 1-1 施設内児童間性問題に対する従来の対応
 - 1-2 施設入所児童の育ちの過程における心の傷
 - 1-3 子どもらの安心で安全な生活を作り出す重要性
- 2 実践報告

- 2-1 目的
- 2-2 対象施設
- 2-3 本報告での性問題
- 2-4 施設支援の内容
- 2-5 参加者の反応と子ども支援における変化
- 3 考察
 - 3-1 施設支援の取り組みを通じた私自身の気づき
 - 3-2 問題解決の鍵は風通しの良い施設文化の醸成
 - 3-3 ピンチはチャンス
 - 3-4 性問題についての施設職員への期待

1 問題提起

1-1 施設内児童間性問題に対する従来の対応

虐待など親からの不適切な関わりや、経済的理由などで養育することが難しくなり児童福祉施設に入所する子どもの児童間性問題は、現在どこの施設でも起きうる課題として認識されるようになってきている。平成29年度に実施された全国調査（みずほ情報総研2019）によれば、1年間に1施設において1.2件発生する計算になる（表1）。性問題は発見自体が遅れやすく把握されにくい暗数を多く含むため、現実にはもっと深刻な状況が潜在的にあると考えられる。

施設内児童間性問題は、適切な対処がなされない状態が続けば、児童福祉法で被措置児童等虐待

表1 H29年度に施設で生じた子どもの問題のうち性的問題が見られた件数

施設種別	児童養護施設
発生件数	544件
回答施設数	445
1施設当たりの発生件数	1.22件
関与する子どもの数	1005人

として捉えられる。児童相談所（以下、児相とする）と施設の主管部局（大阪市の場合こども青少年局や福祉局）は、施設と協働し問題発生の要因と再発防止を検討し改善に努めることが求められている。

しかし遠藤ら（2017）の調査によれば、こういった取り組みに対する施設職員の実感は、『時間的余裕も与えられず、事故報告、原因の特定と改善策の提示を文書で求められ、さらには調査・監査により運営体制の不備を指摘され、その対応に膨大な時間と労力を取られる』『十分な検証を行う時間が持たないため、「加害児の個人病理」や「職員の勤務体制、専門性」「施設の物理的条件」等、ステレオタイプな原因論に基づいた、抽象的な解決策に帰結している』と報告され、拙速で再発防止の有効な手立てが検討されていないといえる。また施設では問題が起きたからといって、子どもの日常ケアを止めることはできないため、問題発生後の上記作業や細かい情報は施設長や管理職に集中し、結果的に子どもの支援にあたる現場職員と情報共有がされにくい状況も起きていたといえる。

また性問題は、一般的に抵抗の起きやすい話題で、職員個々の感情反応や捉え方の違いも大きく、話し合い共通理解を持つことの難しさがある。そのため職員間の理解のずれから、施設全体で解決に向けた取り組みがなされてきたとはいえない。大半の職員は性問題に対し「どうしていいかわからない」という不安を強く抱え、個々に一貫性のないバラバラな対応から性問題の再発が起き、施設の安心・安全が崩れるということは珍しいことではない。

これまで施設で性問題が起きた際どう対処されてきたのかといえば、加害児童の持つ個人的課題や特異性が問題発生の要因とされ、被害児童の安全を優先するという名目で、加害児童を施設から分離する措置変更が取られてきた。

被害児童の安全を優先することは理解でき得るが、本来それで終わりなのではなく、なぜそういった問題が生じたのか、今後同様のことが起きないようにしていくために、どうすればいいのかという根本的なことについて十分検討し、改善の手立てを打たなければ、単なる対処療法でしかなく、第二、第三の問題が発生しても不思議ではない。

施設内性問題は、その問題を契機とし、子どもへの理解や職員の関わりを振り返り、子どもの育つ場の安全の見直しや支援する技術の向上につなげる必要がある。しかし施設としては、振り返りたくない「失敗」や「汚点」として刻印されやすく、時間がたつと日々の業務に追われ、また同じような問題が繰り返されてきたといえる。

1-2 施設入所児童の育ちの過程における心の傷

児童福祉施設に入所する児童は、虐待相談件数の増加と並行するよう、被虐待体験が高率で、児童養護施設では入所児童の65.6%になる（厚生労働省2018）。

親から躰と称し暴力を受けることや、十分な関わり（ケア）が受けられない状態が続くと子どもは自分自身が尊重されていないと感じるようになる。当然自分自身や相手も尊重することが難しくなる。不適切な養育の中で傷つけられた子どもが、施設内で自分が受けてきた対応を他者にしてしまう。相手の物や境界線を勝手に侵害することや、暴力を用い相手を支配しようとするのが、対職員そして児童間で起きてくる。

また、子どもたちの中には「不適切な関わり（暴力・ネグレクト）を受けた自分の方がなぜ施設に入所させられているのか」という疑問と怒りを抱え、「自分が頑張ったところで、この先家で生活

できる見通しはあるのか」という将来への不安や報われない思いから、大人への不信を募らせ、不安定になる子どもも少なくない（高下ら 2012）。

施設内で起きる性問題は、上記理由等を考慮すれば、単に性的関心にに基づき起きると捉えるより、子どもたちが育ちの中で尊重され十分なケアを受けることができなかつた負の体験が、性問題として表面化していると考えた方が実態に即しているといえよう。

1-3 子どもらの安心で安全な生活を作り出す重要性

施設内で性問題があると、子どもらの正しい性知識が不足しているからと「性教育」に取り組む施設が少なくなかつた。その取り組み自体を否定するつもりはないが、入所している子どもたちの背景を考えると、そう簡単なことではないといえよう。

暴力や暴言などにより自分の境界線を侵害され、安心や安全を脅かされ続けてきた子どもらにとっては、「性」に特化した取り組みの前に必要なことがある。

それは、まず施設環境が子どもに安全で安心を感じさせることが最優先されよう。具体的には、職員からの細やかな日常的な世話や思いやりのある関わりを通し、子ども自身が大切にされ守られていると感じ、平穏な生活が持続する見通しである。

施設内で性問題が生じる前兆（サイン）には、児童間の暴力や暴言、物の紛失・盗難・搾取等の「性」以外の境界線の侵害が散見するが多い。職員は、性問題に焦点をあてる前に、子どもらが施設で安心できる環境について、まず取り組む必要がある。

子どもらが集団で生活する施設では、そういった問題への対処として、ルールを示し、ルール（それはしばしば多く・細かくなりがちである）によって秩序と安心を作ろうとしてきた。しかし問題が多発してくると、子どもらがそうせざるを得ない

事情や心情を聴きこむよりも、ルール先行の管理的対応になり、子どもらと職員の関係がより難しくなる悪循環に陥る場合が少なくない。

施設内の安心を作り出すためには、子どもが困ったことについて、いつでも職員に話を聴いてもらえ、一緒に問題解決に取り組んでくれる信頼を持たせていく必要がある。子どもらが施設に入ってくるまでの、人への不信や傷つきを考えれば、スムーズに職員と信頼しあえる関係を作り出すのは簡単ではなく、むしろ大人への不信と警戒に満ちたマイナスからのスタートとなる方が多いかもしれない。職員一人で抱え込み支援するのは、多大な労力と精神的なタフさが求められる。それよりも職員全員で子どもの情報を共有し、ワン・チームとなって、子どもを理解し支援する方が継続性や安定性を担保できるよう考える。

性問題というピンチを、施設内で全職員が共有・検討するプロセス作っていくことと、その課題に取り組んだ実践と振り返りの継続が、職員の経験値や実践知を向上させ、子どもたちの安全を作り出す体制づくり（施設文化の醸成）につながるものとする。

2 実践報告

2-1 目的

- ① 施設職員間のコミュニケーションを活性化し、個々で課題を抱え込むのではなく、チームで課題に取り組む体制を作り出すこと。
- ② 性問題に関わった子どもへの支援について、児童の背景や行動を考察し、施設として共通のビジョンを持ち、具体的なプランと方法を持てるようになること。
- ③ 性問題が起きた要因について洗い出し、再発防止策を施設職員が作り、実践し、同様の問題が起きない施設文化（土壌）を作り出すこと。

2-2 対象施設

2か所の児童養護施設と、1か所の障がい児入

所施設である。

3施設とも複数年にわたり施設内児童間性問題が反復して起き、対応に苦慮していた。

施設、児相、担当部局（こども青少年局）との協議の場で、筆者らの施設支援研修の提案を施設が受け、本報告の取り組みが始まった。

2-3 本報告での性問題

本報告で取り扱う「性問題」は、「子どもの発達段階にそぐわない性的行動。自分自身や他の人を傷つける方法で身体の性的部分に触れる、触れさせる、見る、見せる等の行動で、力関係の差を用い、相手の望まない形で行われるもの」とする。それぞれの施設で発生した性問題は、継続的に複数回生起し、早急に対応する必要があったものである。

2-4 施設支援の内容

3施設における実施状況は表2にまとめたとおりである。各回2時間で合計7回(X施設は6回)、概ね月1回ペースで、各施設を会場として行った。

各回終了毎に、以下の項目からなる振り返り

シートを参加者に記入してもらい、受動的参加ではなく、主体的に考え、日常的な子どもの支援につながっていくよう働きかけた。

【振り返りシート】

- ◎今回の研修でよかったこと・新たな発見気づき
- ◎研修についての意見・感想など
- ◎自分自身の課題と思うこと
- ◎上記に対し、最初にやろうと思うこと具体的・行動（アイデア）

1回目 「性問題を職員間で安心して話し合う関係性（ファーストサークル）の形成・オリエンテーション」

施設内性問題は、問題提起でも示したよう、詳細な情報や対処について管理職などに集中し、全職員に集約されにくい面を持つ。また性問題はもともと語られにくく、職員が個々に抱え込み、各々の職員が何を考え、どうしていこうとしているのかが共有されにくい性質がある。加害・被害を問わず、性問題は職員にとって受け入れがたい体験で、しばしば問題の否認や最小化が起きやすく、一種のパニック状態・思考停止状態から、どう対

表2 研修実施状況

	X施設	Y施設	Z施設
1	ファーストサークルを作ろう オリエンテーション 11名+CW・CWSV・CPB・CPC	ファーストサークルを作ろう オリエンテーション 14名+CWSV・CPB・CPC	ファーストサークルを作ろう オリエンテーション 27名+CW・CPC
2	加害児童ケースカンファレンス1 6名+CW・CWSV・CPB・CPC	加害児童ケースカンファレンス1 7名+CW・CWSV・CPB・CPC	被害児童カンファレンス 27名+CW・CPC
3	加害児童ケースカンファレンス2 6名+CPA・CPB・CPC	加害児童ケースカンファレンス2 7名+CW・CWSV・CPB・CPC	加害児童カンファレンス 25名+CW・CPA・CPB・CPC
4	施設内性問題概論 11名+CWSV・CPB・CPC	施設内性問題概論 7名+CWSV・CPB・CPC	施設内性問題概論 13名+CW・CPB・CPC
5	性問題再発防止心理教育 4名+CWSV・CPB・CPC	性問題再発防止心理教育 7名+CWSV・CPB・CPC	性問題再発防止心理教育 3名※'+CPB・CPC
6	再発防止計画 17名+CWSV・CPB・CPC	再発防止計画 7名+CWSV・CPC	再発防止計画 15名+CW・CPB・CPC
※'		回答11	回答15
7		フォローアップ 8名+CWSV・CPC	フォローアップ 15名+CW・CPB・CPC

児相参加者 CW：担当児童福祉司、CWSV：児童福祉司SV、CPA：担当児童心理司、CPB：心理相談係長、CPC：筆者

各回終了後 振り返りシート配布 ※'研修終了後アンケート実施

※'コロナ感染症対策のため児相で実施。研修委員のみ参加し、施設で伝達研修を実施

応していいかわからなくなることが多い。

職員がチームとして機能し、問題に対処していくためには、職員個々の感情の揺れも含め共有しておかないと、感情と行動の乖離が生じやすく、率直で深いコミュニケーションに至るのを難しくさせると考えた。それで問題対処について話し合う前に、表3の「性問題を知った当初と今の気持ちについて」を用い、性問題発覚直後に職員がど

のように感じ、時間が少し経過した現在どんな風を感じているのか、グループディスカッションを行い感情の共有を図った。職員の前後の感情の差異を取り扱うことで、職員の子どもへの支援の動機づけを形成する仕掛けになるよう意図した。

このグループディスカッションの目的は、「性」というナイーブな話題を、安全に率直に語り合える場を作り、職員間の風通しのよいコミュニケー

表3 性問題を知った当初と今の気持ちについて

複数の感情が沸き起こっていると思います。個人でも違いがあるし、時間の経過の中でも変わってきます。

【全くない 0~100% 極めて強い】 ぱっと思いついた数字を書いてみてください。

	当初	現在
◎否認：「まさか」「信じられない・信じたくない」「そこまでとは・・・」	【 %】	【 %】
◎ショック：「うまく頭が回らない」「何も考えられない」	【 %】	【 %】
◎自責感：「自分が気づけなかったせいで」「何か見落としていたのか」	【 %】	【 %】
◎嫌悪感：「身近な生活の場でこんなことが・・・」「気分が悪い」	【 %】	【 %】
◎戸惑い・不安：「どうすればいい？」「自分達にできるのか？」	【 %】	【 %】
◎回避：「考えたくない」「もう忘れたい」	【 %】	【 %】
◎原因探し：「○○のせいだ」「ほらやっぱり ～がいけない」	【 %】	【 %】
◎無力感：「我々に何ができるの？」「専門家じゃないし」	【 %】	【 %】
◎うんざり：「何をしてくれるんだ！」「これ以上困らせないで！」	【 %】	【 %】
◎使命感：「何とかしなければ」「今頑張らないでどうする」	【 %】	【 %】
◎挑戦・チャンス：「膿（うみ）を出しきっていい施設にしよう」	【 %】	【 %】

【当初強かった気持ちベスト3】

1. _____ 2. _____ 3. _____

【現在強い気持ちベスト3】

1. _____ 2. _____ 3. _____

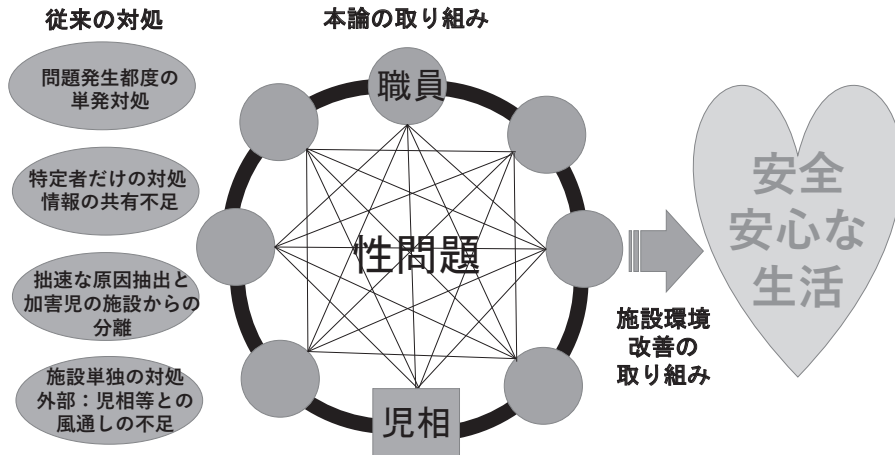


図1 性問題に対しワンチームで取り組む必要性

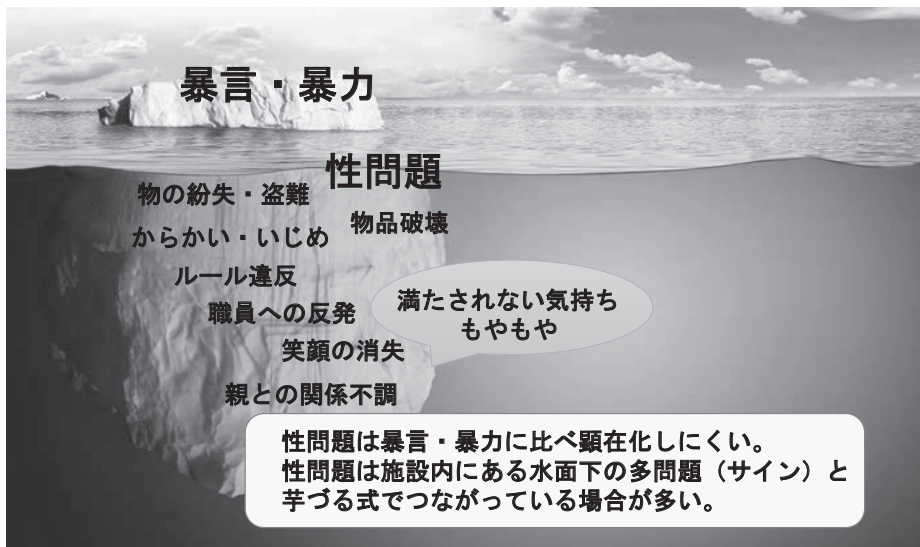


図2 性問題は多問題の一つ：氷山の一角

ションを活性化させることにあった。図1に示す網目状の関係性をイメージし、性問題という話題を軸に、職員みんなで取り組み共通理解を持つとする関係性の形成にあった。この職員一体の支え合う姿勢（ファーストサークル）こそが、子どもの安心や安全を作っていくカギやモデルになると考えた。上記の考えや方法論は「治療共同体の方法」（藤岡2019）を参考とした。

職員間でそれぞれの思いを共有した後に、性問題の背景には多問題が潜在化してあり（図2参

照）、「性」だけに特化せず、これまでの子どもの生きづらさに目を向けていくことや、何より安心できる生活環境を作る必要性について確認した。特別なことを新たにやらなければならないというより、これまで職員がやってきた日々の関わりこそが重要で、どうしていいかわからない不安から、今やれることがあるという見通しを職員間で共有することを最初の一步にしようと考えた。

また、施設に入所している子どもの背景にあることを理解していくことや、子どもとの個別の時

間や話を聴く関わりが重要で、子ども自身が抱える不快な感情や満たされない思いに耳を傾け、すくいとっていくことが、表面上の子どもの行動だけで捉えるのではない、子どもの内面理解になっていくことをオリエンテーションとして伝えた。

2. 3回目「ケースカンファレンス」

子どもを理解し支援するには、職員それぞれが複数の多様な視点から意見を出し合い、今どういふことが起きているのか俯瞰的・冷静に捉え・考えていく必要がある。

カンファレンスは、進行や方向性の持ち方に

よっては、ややもすれば問題志向（反省）になりやすいため、あえてうまくやれていることや関係性について積極的に出すよう求め、今できていることの延長として、次にできそうな（できる）支援のアイデアを出しやすくしようとした。問題解決に向かう具体的な取り組みを見出し実践していくことが目的なので、サインズ・オブ・セイフティの手法（菱川ら 2017）を用い、筆者が職員からの声を拾いその後、小グループでのディスカッションを行った。

また、子どもの起こした問題の動機や思いを捉えるには、子どもの成育史や家族関係や現況に目

表4 ケース・カンファレンス

<p>1. 子どもとの関係や支援が難しくなった場合に起きてくる課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が感情的反応を喚起させられ揺さぶられる。 ・当該児童を理解しようとするのが難しくなる（視野狭窄・硬直） ⇒ 優しくなれない、子どもを多角的に見ることができなくなる ・職員間の温度差。関わり方の格差（関わる人は関わるけど、関わらない人は関わらない）。 ⇒ ①効力感の低下（何をやってもうまくいかないような気持ちになる、疲労） ②他責的志向（子どもの問題ばかりに着目、外に問題を作りやすくなる） ③志気の低下（一体感の低下、意思疎通する意欲が低下） ・職員間の関係がぎくしゃくしやすくなる。 ・支援の一貫性を保つことが難しくなる。 <p>2. なぜケース・カンファレンスを行う必要があるのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応が難しくなった児童の支援を巡って職員間のコミュニケーションが減り、チームとしての一体感、結束力が低下し、バラバラな対応を取ることで子どもの不満が高まる悪循環が起きてくる。⇒ 早急に意思疎通のための話し合いの機会が必要。 ・相互に話し合う中で、気持ちや考えの整理が図られることもある。 ・難しさの中にも、うまくいっていることがある。⇒ 希望を見出す機会 ・複数の視点から子どもを捉えていける。⇒ 視野狭窄・硬直の緩和 ⇒ 柔軟性の生起 ・自分の関わり方の振り返り。⇒ 自分がどう関わっていくかの思考錯誤が生起 <p>3. ケース・カンファレンスの目的およびマナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しい・正しくないは焦点ではない。自由に思ったことを発言していい場。 ・子どもに関わる上での正解は関わる人の数だけある（仮説はたくさんあってもいい）。 ・カンファレンスは同僚の視点で実施される。縦の関係ではなく、横の関係である。 ・うまくいかないことは誰にもあり、大切なのは次にどう関わっていくかということ。 ・カンファレンスは反省会ではない。次にどうするか希望を語り発見していく場である。 ・それぞれの経験や気持ちを話すことが次のステップ（支援）に進むために必要と考える。 ・子どもの視点に立つということを、頭の片隅に必ず置いておくこと。 ・子どもへの関わりについて意見のすり合わせを行うが、必ずしも一致しないかもしれない（白黒つける必要はない）。しかし、最低限（最大公約数）の約束事の共有を図ること。 <p>4. ケース・カンファレンスの流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①基礎的な情報の共有 成育史、家族の状況、問題の経過、関わりの中味と子どもの反応。 ②職員の関わりの上で出てくる感情を出し合い共有する。 ③子どもの状態像の見立て・アセスメント。多様な視点から複数の仮説を立ててみる ④子どもへの対応方針をいくつか具体的に試してみる。 ⑤実践結果を振り返り、②,③,④について再度更新する（この反復）。
--

を向けることが必要で、担当する児相職員が参加し、これまでの経緯や背景について職員と共有するようにした。

さらに職員の子どもへの支援の動機づけを高める工夫として、性問題の加害児や被害児、職員、保護者それぞれが対話するロールプレイを職員にやってもらい、子どもの気持ちを少しでも実感させ、職員の感情を揺さぶることで、今やるべきことの重要性を認識してもらおうとした。

なお、上記のケースカンファレンスで意図したことを、表4にまとめて示す。

4回目 「施設内性問題概論」

ケースカンファレンスでの個別ケースの理解から、個々の事例だけにとどまらない、「施設入所児童についての心情理解:被虐待体験の理解」や、「施設内性問題に対する捉え方やメカニズム」、「子どもにルールを課して施設内の安全を図るより、子どものそばにいて理解していこうとする姿勢や関係性こそが安定した安心と安全を作り出せること」「トラウマ・インフォームド・ケア」(詳細は野坂2019参照)や「被害児童の理解と支援」について、支援の理論化や整理のため、総論的概論を提示し、職員間で意見交換・共有を行った。

5回目 「性問題再発防止心理教育」

虐待を受けてきた子どもの多くは、自分の領域に相手が踏み込んできた際に、相手に迎合したり(特に自分より強い相手に対し)、拒否できないことが多い。そのため「自分を守る境界線」や「自分の境界線が侵害された場合に大人に訴えることが大切であること」や「性行動のルール」等についての心理教育をどう行うかについて、パペット人形を用い実演した。また実演したものを録画し、実際に施設内で子どもに教えられるよう提供した。具体的な内容、シナリオを参考として下記に示す。

心理教育 シナリオ

「自分を大切にし相手も大切にする」約束

【エピソード1】

太郎 : 「お前のゲームソフト貸せや。貸さんとしばくぞ」

ゆうき : 「しばかんといて」「ちょっとだけ貸すけど、返してって言ったら返してよ」

太郎 : 「わかってるわ。ごちゃごちゃ言わんと、はよ貸せや」(ゲームソフトを奪う)

ゆうき : 「太郎くん、そのゲームやりたいからゲームソフト返して」

太郎 : 「俺もまだ使ってて、今いいとこやから、もうちょっと貸しとけや」

ゆうき : 「えー」

太郎 : 「なんか文句あんのか、ぶっとばすぞ!!」

質問1 今を見てどう思いましたか? グループで思うことを話してみましょう?

質問2 もし自分がゆうきだったらどうしますか? その結果どうなると思いますか?

【エピソード2】

ゆうきは、太郎くんが返してくれないゲームのことで、先生に相談しようと思って、声をかけようとしています。

ゆうき : 「先生、ちょっと・・・」

先生 : 「え、何?」

ゆうき : 「・・・」

先生 : 「今忙しいから、この用事すませてからにしてくれる?」

質問1 これを見て、どう思ったか、グループで話し合ってみてください

質問2 あなたがゆうきだったら、この後どうしますか?

【エピソード3】

太郎 : 「ゆうき、布団の中でぎゅぎゅしよう?」

ゆうき : 「他の子の布団に入ったらあかんで、

先生から言われてるやん？」
 太郎：「ちょっとくらいええやんか、誰も見てへんし」
 「ごちゃごちゃ言わんと、はよ入れや、しばくぞ」
 (ゆうきがしぶしぶ布団の中に入ると、太郎が布団の中で裸になり、ゆうきに性器をくっつけてきました。)
 太郎：「ゆうき、俺のちんこがどうなってるか、ちょっと触ってみて」
 ゆうき：「・・・」

質問1 今のを見てどう思ったか、グループで話し合ってみてください
 質問2 あなたがゆうきだったら、この後どうしますか？

6回目「再発防止計画」

5回目終了時「再発防止計画」の作成を宿題とし、職員が準備、考えてきたものを、その理由やどう実践していくのかについて意見交換し共有した。各施設で作ったものを表5～7に示す。

表5 再発防止計画 X 施設

危険をもたらす状況	そのままにしまうと・・・	対応策
施設内で女兒の下着が目に入った時	下着を見たことが刺激になり、再発が起きるかも。下着の盗りこみが起きる。	下着がちらつかないよう整理する。衣類置き場を分ける。居室の戸締り。露出の多い衣服のチェック・制限
TV等で性的シーンを見た時。外出時等に性刺激にさらされた時	ルールが曖昧になり他児のプライベートパーツを触ってしまう。	性に関しての知識、教える内容を職員で話し合って決め、個別対応時に教える。
同性男児と上手に話せない等、いい関係を作れなかった時	手が出たり、暴言が増え、職員からの注意が多くなり受け止めてもらえる居場所がなくなる。	まず大人との関係づくり（個別の時間、話を聴く機会）を行う。
ルール違反があるのに、職員が幼児だからと許す・スルーしてしまう時。遊びの延長と軽く捉えてしまう時。	ルールが曖昧で、境界線が守られなくなる。	子どもの育ちをよく知った上で、スキンシップと性行動の違いについて職員間で話し合いをする。
職員が手薄で子どもだけで過ごしている時	子どもだけだとルールを増やさないといけなくなる。子どもにはしんどい状況になる。	見まわりの回数を増やす。どんな子も「嫌」といえる環境を根づかせる。
子どもの基本情報（生育歴・養育環境）をあまり持っていない時。	初期のサインを読み取れず、対応が後手になって悪化する。	入所前にこどもの情報について職員間で共有する。疑問に思うことは児相に問い合わせる。

表6 再発防止計画 Y 施設

危険をもたらす状況	そのままにしまうと・・・	対応策
児童間で力による支配関係が見られる時 子どもの暴言・暴力に即時に十分な対応ができないことが続く時	力の強い者の言うことがルールブックになり職員の指導がないがしろになっていく。子どもの表情が暗くなる。	力の強い児童と大人の関係がよくなるよう意識的に関わる。力の強い児童の活躍（リーダーシップが発揮）できる場を作る。子どもが意見表明できるよう意識する。
子ども同士の距離が近くなる（膝枕・膝の上に乗る）	女性職員・実習生の身体を触ったり抱っこが多く見られるようになる。	「腕一本ルール」「いいタッチ」を教える。実習生へのガイダンス。
施設内のルール（ゲーム時間、就寝時間）を守ろうとしないのが常態化してしまう時	子ども間に不公平感が漂う。職員に対する不信が出てくる。	ルールがわかるよう貼り出す。職員が把握・運用できるものにする。
他児の居室に入る、他児の持ち物を触る等、境界線の侵害があるのに職員が流してしまう時	被害者（今までしなかった子）が加害をする（やっつ者勝ち・弱肉強食）	小さなことを放っておかないこと。職員が困っていることをうちあげ子どもと一緒に対応策を考えていく。
職員間での報・連・相がおろそかになるとき。	未然に防げたことが対応できない。問題の後追いは効率悪く、誰かのせいにしてチームワークが悪くなる。	引継ぎ帳を1本にしてシンプル化。最重要事項の見落としがなくなるような工夫をする。
子どもが暇を持って余しているのに何も対処がされていない時	施設の生活のQOLの低下。問題行動生起の要因になる。	プラスの職員があると個別対応ができるようになる。

表7 再発防止計画 Z 施設

危険をもたらす状況	そのままにしてしまうと・・・	対応策
年上から年下への威圧。暴言が当たり前になり、年上が年下に対し支配的関係を持つ。	N0が言えない関係性。年上の顔色を窺い生活する年下。	見かけたらその都度声掛けし個別で話を聴く。毅然と間違っていることは間違っていると伝える。両者の話を聴き、関わり方に修正を加える。
中高生の居室に入り込んでいる。他児のベッドに入り込んでいる。	境界線がなくなる。距離感がなくなる。	日常生活の中でなぜやめて欲しいのかを共有し、どの職員でも同じ対応を取るところから始める。職員も子どもの布団を踏まないなど注意していく。
死角（トイレ・お風呂や押し入れ）での遊び。異性職員が確認しにくい場所での遊び。	始めは遊びからスタートしていることが、支配・被支配の構造から暴力や性問題に発展する可能性がある。	職員間で死角の共有を図り、押し入れを遊ばないように変えた。同性職員が意識的に見回る。
物の貸し借りやおやつをあげあう。人の物を勝手にとる・触る・別の部屋から他の部屋の子の物が出てくる。	年上から年下への威圧・支配が横行してしまう。N0が言えない子が増え、職員を信用しなくなり、年上が言うことがすべてのような形になってしまう。物だけでなく、気持ちや時間、プライベートスペース等様々な境界線が崩れてしまう。	気づいた時のこまめな声掛けと介入。ルール（おやつのあげあい）を見直して子どもと共有する。
職員が不在になってしまう時間	死角ができる。ばれなければいいという気持ちが大きくなってしまう。	危険な時間帯の共通認識。できるだけ不在の時間を作らない。職員間の連携。
子どもからの要望や話に対応できないことが増えてしまう。	職員に言っても無駄と思わせる大人不信につながる。	どんな小さな話でも聴く。すぐ聴けない時はいつごろ聴けるか見通しを伝え約束を守っていく。

7回目 「フォローアップ：再発防止計画の実践状況確認」

再発防止計画は作成することが目的ではなく実践し、うまくやれているかを確認し、実態に即しバージョン・アップする作業が重要になる。そのためフォローアップとして、6か月後に実践状況の振り返り及び職員間の意見交換を行った。

2-5 参加者の反応と子ども支援における変化

6回目終了後に研修全体のアンケートを取った。その内容の一部を下記に挙げる。

① 印象に残っていることや、あなた自身が気づいたことはどういうことですか？

- ・子どもへよりよい支援を行うには職員間連携が必要不可欠だと改めて感じた。
- ・性問題に対し気持ちが逃げていたが、職員間で話し合いをすることで、同じような思いを他職員も持つことがわかり、話していいんだと思うと気が楽になり話しやすくなった
- ・性問題は多問題の一つと知り、こどもの背景にあることに目を向けるようになった。

- ・ケース会議の持ち方や進め方について実際体験したことで理解できた。みんなで意見を出し合って考える時間を持ったことが職員間の認識のずれを減らすことにつながった。
- ・当事者になってのロールプレイは子どもの気持ちになって考えることの大切さと難しさを痛感させられた。

② 性問題に対する認識は参加前と比べどうなりましたか？

- ・何でなん？という怒りの感情より、どうしてだろう？と知ろうとする気持ちが生まれるようになった。
- ・性問題の対応は苦手と思っていたが性問題のみに捕われていたからで、背景を見ることでやれることがあるように思うようになった。
- ・性問題と構えずぎていたが、子どもと一緒にいる、生活するという当たり前のことが最も大切なことだと実感するようになった。
- ・「もしかすると・・・」「ちょっとおかしいな？」といったアンテナの数が格段と増えた
- ・死角の時間を作らないよう意識するようになり

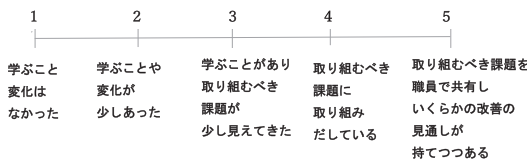
なった。子どもの傍にいる時間が増えた。

- ・子どもへの声かけが増え、子どもとゆっくり関わる時間を優先するようになった。
- ・問題が起きるとうまくやれなかったと責められていると思って話せなかったのが、グループディスカッション後、相談していいんだと思えるようになった
- ・一人で頑張ろうとするんじゃなく、皆でやれば、できることが増えると思えた。

③ 施設職員間のコミュニケーションやチームワークは参加後どうなりましたか？

- ・チームワークの重要性への意識がより強まり、小さなことでも職員間で情報共有するようになった。
- ・反省ばかりでなく、それぞれができていたりやうまくやれていることを職員間で言い合えるようになり、難しいことに取り組んではいるが、雰囲気明るくなった。
- ・うまくやれない、結果が出ないと否定的にばかり捉えるのではなく一つずつできることを増やせばいいと思えるようになった。
- ・子どもの所在確認を意識的にするようになり、職員不在の時間が減った
- ・子ども同士の距離の近さに介入することが増えた（以前は腰が引け何も言えてなかった）

④ 今回の研修が自分に与えた影響について
5段階評価



3、4が各々50%で、「少し先行きが見えてきた」もしくは「変化に向けて一歩踏み出し始めた」段階で、研修で得たものを施設職員が感じていることを示す。

3 考察

3-1 施設支援の取り組みを通じた私自身の気づき

施設職員が主体的に施設内の課題に取り組まないと、子どもの安心や安全は作りだせない。外からうるさく言ったからといって状況が好転するわけではない。施設内で性問題が起きると、職員は自責感や申し訳ないといった思いを持ちやすく、外からの意見に過敏になり、自分たちの思いや意見を出すのを躊躇し、率直な意見交換を阻むだろうと考えた。性問題によって自信を失いがちな職員が口をつぐめば、職員個々が孤立し、チームにすらならず、結果的に問題解決はより遠くなると思えた。

子どもらのことを最もよく知っているのは普段関わっている職員で、筆者らが専門家然と先に意見を言うのと、職員を受動的にさせてしまうと考えた。筆者の役割は not knowing（無知）の姿勢で、職員に教えてもらうよう質問を投げ、グループディスカッションを多用し、職員が声を上げ意見交換させることだと考えた。その結果、外から見ても職員間のやりとりが活発化し盛り上がる様子が見えた。主体性というのは、こちらが相手に持たせようと要求するものではなく、関わるこちらの姿勢や関わり方の工夫と相関するものと思えた。

筆者らの職員への関わり方は、職員と子どもとの関係ともつながるもので、子どもに主体性を持たせていくには、上から教え・諭そうとするのではなく、相手の話を聴こうとし、相手の思いや意見を引き出していく必要がある。施設に入所するまでに、虐待などで自分の境界線を侵害され、主体としての自分を大切に扱われなかった子どもが、相手を尊重し境界線の侵害（性問題）を起こさないようにするには、まず関わっていく大人がモデルになる必要があるといえる。

なお施設職員が主体的に取り組む必要性があると当初から考えていたが、初めて実施したX施設では、こちらも、どう職員をその気にさせるか

試行錯誤せざるを得なかった。研修後の振り返りシートを用いることや、施設の研修担当者を通し参加できなかった職員への周知や、自発的に課題と解決策を見出すよう、途中から働きかけていった。当初研修担当者も交替勤務から参加できないことがあり、誰が責任をもって他の職員に周知するのか、また施設長や管理職に十分周知されていなかったため、勤務の配慮なども難しかったようで、参加職員に負担をかけることになった。途中から施設長へ、進捗や内容の報告も求めたところ、勤務シフトの配慮や、性問題が懸念される施設環境の整備（死角への対応）に積極的に動いてくれるようになった。

筆者がただがむしゃらに取り組むのではなく、職員の力を借り、委ねることで、職員の主体性と責任が育まれるのだと感じた。まず筆者自身がチームを信じる必要があり、結果として、いい意味でこちらが力を抜くことで、相手（職員）が動きやすくなり、連携や協働が持てるのだと感じた。

3-2 問題解決の鍵は風通しの良い施設文化の醸成

対人援助職のプロとはいえ、人がやることなので、うまくできないこともあるミスも起き得る。そのことにお互いが不寛容では職員（チーム）の関係はぎくしゃくしたものになってしまう。大切なことは失敗を通し次にどうしていくかを考え、実践していくことだと思う。

今回の施設支援は、性問題直面後のそれぞれの自分の正直で率直な気持ち、「弱さや揺れ」を出し合うところから始めた。対人援助は一人でできることには限りがあり、お互いを信じ、リスペクトし、助け合わなければ、カバーできないことが多くある。

人はそれぞれの価値観や感じ方があり多様である。だからこそ、正直であることと相手をリスペクトし、話し合うことがとても重要であることを、本取り組みの中で実感することができた。

ベテランも若手も多様な個性を持つ職員集団が

ワン・チームになったとき、困難さを前にしても挫けない強さや粘り強さが生まれてくるという希望を見出すことができた。

これまで施設内児童間性問題は、加害児童の個人的問題に帰されることが多かったが、安心と安全を保障する施設システムの課題と捉える視点が必要である。職員には子どもの安心と安全を作り出す責務があり、この課題にワン・チームとして取り組む必要がある。そして問題解決には、こどもらに対する理解と関わりの方が高まるよう、カンファレンスを定期的に持つことや、日常的に職員間で自由に意見が言え、お互いを信頼し合えるコミュニケーションを作り出す必要がある。子どもについての多面的で新しい情報を職員間でアップデートし、風通しの良い空気を循環させる日々の支援を継続することで、安心と安全を育む豊かな土壌が作り出されていくといえる。今回の取り組みは、加害児童や被害児童個々への支援にとどまるものではなく、性問題が起きにくい施設文化の醸成という、入所する子ども全てに必要な安全と安心を作り出す波及性を持つ支援になったと考える。

3-3 ピンチはチャンス

施設支援をしている最中、2施設において他の児童間で性問題（再発）があった。今回の取り組みがすぐに結果に結びつくほど簡単でないことは十分理解していたが、私たち支援する側の責任の重さを痛感させられた。職員にも戸惑いやショックは当然あったと考えられるが、支援の中での学びもあったからか、そこで思考停止状態になるのではなく、性問題を通し子ども自身の生きづらさやニーズを示しているのではと捉え方が変わり、職員間で自発的なカンファレンスが行われ、子どもへの支援が続けられた。職員の意欲的な表情や発言の力強さは、開始前の自信を失っていたものとは違い、子ども支援にあたる現場職員のプライドと責任を感じさせるものであった。対人援助職の専門性や真骨頂はピンチの時ほど体现されるも

のだと教わった。

3-4 性問題についての施設職員への期待

本報告で3施設と協働することができたが、施設の中には性問題を前にすると、過去の苦い体験から、ガードを強くし問題を抱え込み、児相の介入・支援まで至らないことはよくある。性問題を否認することや最小化して捉えることは、問題解決を遅らせてしまうし、誰にとっても望まないことだが、そうせざるを得ない過去の経緯があるのかもしれない。

筆者が本報告をした理由は、児相がこどもを支援するパートナーシップを持つようと考えていることを示すことにある。また3施設との協働から、職員の意識の持ち方によって子どもの安心や安全が全く違うものになることや、そこに携わり取り組む職員がエンパワメントされるWIN WIN（互惠）関係が持てることを示したいと考えたことにある。

児童間性問題は施設職員にとってストレスフルで困難ではあるが、子どもの理解や支援のあり方を再考する機会になるのであれば支援力の向上や人材育成に結びついていくと考える。また困難さを前に職員がどういう姿勢で取り組むかは、目の前の子どもの生きたモデルとなるし、希望につながっていくと考える。「禍福はあざなえる縄のごとし」というが、禍を福としていくのは、性問題を生問題と考え包摂し取り組むのか、排除するのか職員の意志にかかっている。それらが結集し、子どもがさらにサポートされることを願っている。

付記・謝辞

論文としてまとめることについて、3施設から承諾を得ていることを付記する。

大阪府・市児相の在宅性暴力治療教育グループスタッフと利用者、スーパーヴァイザーの藤岡淳子先生、野坂祐子先生から多くの知見を得たものが本論作成の土台となっている。

各施設職員の子どもらへの日々の取り組みや思いを聞き、さらに職員へのリスペクトする気持ちを持った。そういった仲間と共に「チーム」として取り組めたことに感謝したい。

（たかした ひろゆき：大阪市中央こども相談センター）

引用文献

- ・みずほ情報総研株式会社（2019）「平成30年度厚生労働省委託事業：児童養護施設において子ども間で発生する性的な問題に関する調査報告書」、19-21
- ・遠藤洋二他著（2017）「児童養護施設における“児童間性暴力対応プロトコル（他機関連携モデル）”策定に関する研究」司法福祉学研究、NO.17、1-44
- ・厚生労働省（2018）「児童養護施設入所児童等調査の概要」13p

参考文献

- ・高下洋之ら（2012）「情短施設での心理療法の新たな試み」心理治療と治療教育、第23号
- ・藤岡淳子（2019）「治療共同体の方法」治療共同体実践ガイド、金剛出版
- ・菱川愛ら（2017）「子ども虐待対応におけるサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ実践ガイド」明石書店
- ・野坂祐子（2019）「トラウマインフォームドケア」日本評論社

大阪市社会福祉研究 第44号

「研究論文」及び「実践報告」募集要領

年刊研究誌「大阪市社会福祉研究」では、大阪市内で社会福祉の実践を行っている団体、グループ及び個人が自発的に研究活動を行い、その成果をまとめた「研究論文」及び「実践報告」を募集する。

《募集範囲》

- ①大阪市社会事業施設協議会に加盟する各施設の職員
 - ②大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の職員
 - ③大阪市福祉局・こども青少年局及び各区保健福祉センターの職員
 - ④その他、大阪市内で社会福祉の実践を行っているグループ、個人などで大阪市社会福祉研修・情報センター所長が認める者
- *いずれも、個人による研究のほか、グループによる共同研究、共同執筆によるものも可とします。

《原稿内容》

- ①テーマは「社会福祉」の範囲とします。
- ②研究論文、研究ノート、実践報告等、福祉の実践のうえで生起する諸問題について、その解決のための示唆や方向づけを与えるものとします。
- ③原稿は、未公開（未発表）のものに限ります。

《原稿字数》

参考文献・図表等も含め、18,400字以内（パソコンで作成された原稿）とします。

《応募方法》

所定の応募用紙により、5月31日（月）までに大阪市社会福祉研修・情報センターへ論文テーマ等をお送りください。掲載候補となったものについて、あらためて「執筆依頼」をお送りします。

原稿の締め切りは7月20日（火）とし、提出論文から編集委員会にて掲載論文を選定します。

《その他》

- ・「大阪市社会福祉研究」への提出論文については、政治的・宗教的活動に使用しないこととします。
- ・「大阪市社会福祉研究」に掲載された論文及び実践報告について、次のような観点から審査し、優秀と認められた場合に、同心会より研究奨励賞、研究努力賞、会長賞が授与されます。

副賞 研究奨励賞（3万円） 研究努力賞（2万円） 会長賞（5千円）

各賞について、該当者なしの場合もあります。

なお、大学教員その他専門家との共同執筆による論文等は、選考の対象外となります。

審査項目 (1)継承性 (2)独自性（重点評価項目） (3)波及性（重点評価項目）
(4)客観性 (5)協同性 (6)構成力

問い合わせ先

大阪市社会福祉研修・情報センター（運営主体：社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会）
〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20
TEL (06) 4392-8201 FAX (06) 4392-8272
メールアドレス kensyu@shakyo-osaka.jp

同心会社会福祉研究奨励賞選考一覧

掲載号	研究奨励賞（第8号までは特別研究奨励賞）一覧		研究努力賞（第8号までは研究奨励賞）一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第6号 (昭和58年度)	松阪 功	ケース記録の方法 －現場からの提案－	芝野松次郎	ケースワークの調査法 ：リサーチ・マインデッド・ワーカー
	平田 佳子・橋 英彌 残華千鶴子	重症心身障害児訪問指導について	山縣 文治 高月 波子	乳児の一時的養育ニーズの分析 里親制度運用の状況 －大阪市の場合－
			両角 正子	肢体不自由児通園施設「あさしお園」 の現状と課題
第7号 (昭和59年度)	関 宏之	障害者の雇用と就労 －職業リハビリテーションの課題と展望－	白澤 政和	老人に対するソーシャル・サービス
	辻 光文	教護院と小舎夫婦制 －阿武山学園に生きた一管見－	北浦 亨・青木 正博 山本 恒俊 横石 金男	わが国の社会保障制度における生活保 護制度の役割と課題 生活保護と社会福祉
			清水 隆則 福井 桂子・平田 佳子	集団スーパービジョン 障害児家族への福祉援助について重度 精神薄弱児訪問指導の報告
第8号 (昭和60年度)	真鍋 清則	障害者（児）のリハビリテーション －肢体不自由児の療育を中心に－	黒川 昭登	多様化するニーズと措置費制度
	深尾 開司	公的扶助制度における福祉の具現につ いて －生活保護動向にみる日本的福祉の実 践に向けて－	白澤 政和 西尾 祐吾 平野区福祉事務所母子・ 父子問題小委員会 山本 茂	老人に対するケース・マネージメント －その内容と必要性を中心として－ 被保護母子世帯研究の一視点 生活保護受給世帯の実態 －調査結果の分析から－ 真摯なる専門性を問う －大阪市生活保護施設連盟の現場から－
			大阪市中央児童相談所野 外活動委員会	児童相談所における在宅指導のあり方 を求めて －野外活動の実践報告－
			金戸 述	夜間保育所の示唆する諸問題 －児童福祉施設の今後のあり方に対する －考察－
			大阪市児童収容施設連盟 調査研究委員会 長谷 秀雄・竹村 安子 植村 利弘	施設児童の生活意識と生活実態 －施設児童の理解のために－ 大阪市における小地域社協の育成と課題
			該当者なし	
第9号 (昭和61年度)	旭区福祉事務所中国帰国 者ケース検討小委員会	中国帰国者自立援助の取り組みとケー ス事例		
	西尾 祐吾・杉本 敏夫 東浦 俊次・佃 宏 越村真己子・白澤 政和	被保護高齢者世帯の実態について 大阪市における老人福祉センターの現 状と問題点 －全国老人福祉センター調査結果との 比較をもとに－		
	市村 健二	アルコール関連問題と専門施設の役割		
第10号 (昭和62年度)	大阪市中央児童相談所里 親委託追跡調査研究会	大阪市における里親委託の追跡調査研 究（Ⅱ） －養子縁組ケースについて－	すみれ愛育館共同ホーム 研究グループ	すみれ愛育館「共同ホーム」のとりくみ
	榎並 義弘	更生施設における処遇と展望に関す る一考察 －大淀寮の事例を通して－	横石 金男	社会福祉的援助の原理（岡村方法論に ついて）

掲載号	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第11号 (昭和63年度)	生野区福祉事務所母子世帯処遇改善委員会	自立母子世帯調査報告－生野区に於ける被保護母子世帯について－	大阪市立社会福祉センター内老人電話相談センター担当者グループ	老人電話相談の現状と課題
第12号 (平成元年度)	林 健二	リハビリテーション工学に求められるもの－リハビリテーション工学の現状と課題－	畠中 義久	自立援助機能（自立援助システム）についての一考察 －養護施設・自立援助ホームの立場から－
	後藤 和美	イングランドにおける少年非行対策	人見 和子	均等法時代の女子労働者福祉施設の役割について －大阪市立勤労婦人センター13年のあゆみの中で考える－
第13号 (平成2年度)	ボランティアセンター・ビューロー連絡会	大阪市ボランティアセンター、ボランティア・ビューローの需給調整事業をととしてみるボランティアの育成と課題	坂東美和子	施設給食の向上をめざして －現場からの報告－
第14号 (平成3年度)	原 順子	聴覚障害児をとりまく福祉的課題	武内 貴夫	大阪市における高齢者福祉対策の歩みと今後の課題（下）
			藤井 能文	高齢者のための地域ネットワークづくり －港区の友愛訪問活動を参考として－
			土田美世子・竹本 笑子	児童館・親子教室の今日的役割と機能 －地域ぐるみの子育て支援についての考察－
第15号 (平成4年度)	風の子そだち園生活発達療育研究部	障害者のレスパイトサービスを考える	大阪市児童福祉施設連盟 処遇指標研究会 木戸脇富子・神垣 真澄	養護高齢児の実態と自立援助のあり方 要介護高齢者に対する在宅サービス量設定に関する一考察 －ニーズを中心に－
第16号 (平成5年度)	山田伊佐子・坂本 歩 岡田 博子・新澤 伸子	通園施設における自閉的傾向をもつ子どもと家族への援助 －TEACHプログラムに基づく環境の構造化を中心に－	堀内 桂・濱村 浩一 亀岡 碩哉・佐味 秀雄	愛隣地区における高齢生活困窮者に関する基礎的研究
第17号 (平成6年度)	該当者なし		濱村 浩一・堀内 桂 亀岡 碩哉	愛隣地区における高齢生活困窮者に関する研究-その2（Baumtestを用いて）
第18号 (平成7年度)	該当者なし		湖上 登子	城東区老人福祉センターにおける老人保健・健康増進事業の歩みとそのまとめ
第19号 (平成8年度)	滝口 和夫	戦後の大阪市における失業対策事業の展開と収束（上）	該当者なし	
第20号 (平成9年度)	細川 雅人 大熊 章夫	福祉現場から見た成年後見制度の必要性 重度脳性麻痺者の生活介護の現状と課題	該当者なし	
第21号 (平成10年度)	松藤 栄治	知的障害者のライフコース －就労の問題を中心に－	長谷 秀雄・岩佐 敦子 小西千代美	子育てネットワークと教室運営 －平野児童館における共同子育て事業－
	水野 博達	2000年をどう迎えるか －気になる『措置→保険制度のエア・ポケット』－	青木 正博 脇坂 博史 川田 誠	子どもの心と出会うとき －児童院における通所集団活動を通して－ 『サロン活動』から見えるボランティア活動と地域福祉
第22号 (平成11年度)	松村 昌子・岩崎 隆彦 加藤啓一郎	どんなに障害が重くても、地域で暮らしていくために必要な支援とは何か	寺見 陽子・西山 梢 白井 潤子・堀江 直子 氏原 雅子・石井 博子	乳児と保育者のかかわりに関する一考察 －保育行為の読みとりと援助のあり方を探る－

掲載号	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第23号 (平成12年度)	該当者なし		在町 香月・岡井 淳治 齋藤 宏行・竹村 安子 中嶋 千晴・横山紀代美	区社会福祉協議会・校下社会福祉協議会の展開とコミュニティワーカー
			海瀬 一典・辻 薫 今村 健一・阪口 和代 日浦真木子・西楚明寿香 来間 寿史・山本 基恵	障害児の低年齢化、重度重複化に対応した通園施設の早期療養の工夫
第24号 (平成13年度)	該当者なし		河原田啓史	医療行為を必要とする重度障害者の地域生活の現状と課題 －重症心身障害者M君の在宅生活の事例を通して－
			長尾 正男・岡本 文人 長田 宣子・朝比奈 裕 北川 温子・貫志 彩 清水 晶子・岩上 高志 横山 郷史・市山 成治	情緒障害児短期治療施設における処遇・治療技法の検討 －被虐待児童の入所増加に伴う処遇のあり方－
第25号 (平成14年度)	社会福祉法人今川学園： 制度改革に向けてのワーキングチーム 松尾 尚・北畠 正寛 千葉 邦明・篠瀬美千代 川口 博之・阿武 尚信	制度改革に対応する上での施設現場の課題	安藤 努・井筒 恵子 植村 利弘・西 申子 森岡 朋子	マイケアプランをめぐる在宅介護支援センターの実践
第26号 (平成15年度)	堅川 知子・武 直樹 亀岡 直樹・植村 利弘 末永 秀教・井西 弘宣	生野区における区社協発展強化計画策定への取り組み －区レベルのアクションプランでの協働に向けて－	該当者なし	
第27号 (平成16年度)	坂東 弥生	通所介護における機能訓練について －ICFの観点からみた訓練の意義と課題－	中村さやか・木村 祥子 松浦 聡・児玉 貫志 油谷 佳典	知的障害者の支援費利用の現状と課題 地域生活移行・生活支援の実験的検証 －『もう施設には帰りたくない』この思いを実現するために－
第28号 (平成17年度)	石川 洋志・大西 尚子 武 直樹・堅川 知子 辻中 知加・中嶋 千晴	校下（地域・地区）社会福祉協議会と地域（地区）ネットワーク委員会の現状と課題の整理 －校下における地域福祉推進のための関係構築へむけて社会福祉協議会職員からの提案－	該当者なし	
	富田めぐみ・川原 義彦	社会福祉施設で働く者の人権意識と権利擁護の取り組み（実践報告）		
第29号 (平成18年度)	高落 敬子	「リロケーションダメージ予防」の観点から望まれる利用者本位の高齢者泊まりサービスモデル事業の評価	該当者なし	
	青木 智香・武 直樹 竹越 直子・堤 和美 吉田 美幸	社協職員から問う社会福祉協議会の使命とは －社協らしさへのこだわり－		

掲載号	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第30号 (平成19年度)	該当者なし		谷 太一	アメリカの公的扶助における一般扶助の変遷 - 1996年の福祉改革前後における動向を中心に-
			横内 正人	野宿生活者巡回相談事業によるホームレスの自立支援について - 大阪市内A地区における動向を中心に-
			石村 陽一・坂東 弥生	介護保険の要介護者に対する「介護予防」サービスのアプローチ法についての考察
			村岡枝理子・鈴木 志乃 種継 敦	スーパーバイザー養成研修の効果に関する研究
第31号 (平成20年度)	松藤 栄治	野宿生活からの離脱の条件 - あいりん地域から脱野宿した人々の「その後」より-	岩崎 隆彦	自閉性障害のある子どものこころに焦点を当てる - その理解と支援-
			【会長賞】	
			松浦 聡・児玉 貫志 油谷 佳典	地域生活移行・生活支援に関する一考察
			末永 秀教・堅川 知子 真砂 等・溝渕 肇	指定都市における大阪市社協と区社協の関係性を考える
第32号 (平成21年度)	該当者なし		高落 敬子・山内 恵美 西口 昌代	大阪市認知症介護実践者研修の評価 - 意識調査から見えた研修課題-
第33号 (平成22年度)	益子 千枝・田岡 秀朋 平川 隆啓	過渡期を迎える刑余者の課題と展望	該当者なし	
第34号 (平成23年度)	城東区地域自立支援協議会 有志 松藤 栄治	ローカルガバナンスによる福祉コミュニティの創造 - 城東区地域自立支援協議会の事例を通して-	在町 香月・石川 洋志 殿井 祐一・畑野 千夏	「地域ケアネットワーク連絡会」の実践から見てくる地域における新たな支え合いの展開と可能性に関する研究 - 大阪市東成区における事例をもとに-
			山内 恵美・高落 敬子 北風 昌代	大阪市認知症介護実践リーダー研修の意義と効果
第35号 (平成24年度)	麻井 郁・阪井 誠一 真砂 等	個別支援部門と地域支援部門の職員連携によるコミュニティソーシャルワーク実践について ~大橋理論による整理・検証~	藤原 一男・伊関 玉恵 東野香津美・横野 雅子 巽 美希・西中川由香	大阪市成年後見支援センターにおける市民後見人活動支援の取り組みに関する検討 - 専門職とセンター相談員による活動支援の意義と役割をめぐって-
第36号 (平成25年度)	松尾 浩樹・小野 靖子 市居 利絵・河崎 友紀	地域課題の解決に向けた、創発性を育むプラットフォーム形成の実践に関する報告	太田ひとみ・勝井 操 神野 正彦・金 隆明 末長 秀教・武 直樹 西村 洋三・吉本 年江 吉田 洋司	地域共生ケアの推進を目指した地域共生ケア生野推進委員会の取り組み ~新しい公共の場づくりのためのモデル事業を通じての実践報告~ 宅老所からの20年 ~障がい及び認知症高齢者との軌跡~
			青木 智香・巽 俊朗 田淵 章大・濱辺 隆之 松尾 浩樹	協働による地域課題解決を喚起する実践からの考察 ~社会福祉協議会による今後のコミュニティワーク展開の可能性~
第37号 (平成26年度)	該当者なし		大川 敏子・篠崎ゆう子	地域とともに考える、災害時要介護者の見守りと支援について ~防災をキーワードに、地域福祉を考える~
			【会長賞】 奥田 佳代・清輔 裕子 武 直樹・堅川 知子	生野区における妊産婦支援・産褥センター起ち上げに向けた妊産婦支援の取組(実践報告)と取組からみえてくる区社協などの中間支援組織の役割

掲載号	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧	
	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第 38 号 (平成 27 年度)	該当者なし		長野 美香・平田 舞衣 松浦 聡・油谷 佳典	良い支援を拡げる職『場』づくり ～人としての人権を守る権利擁護委員 会の取組み～
			【会長賞】 森岡 朋子・野田美津子 江川 紀子	認知症の地域包括ケア体制の構築につ いて 認知症対策連携強化事業における医療・ 介護・福祉・地域の連携に向けた取組み ～平成 21 年度からの実践と考察～
			藤野 正司・堀江 幸代 坂根 浩幸・塚本はつみ 田淵 章大	区社会福祉施設連絡会の取組み ～結成から協働活動そして新たな展開 へ～
第 39 号 (平成 28 年度)	岩崎 隆彦・加藤啓一郎 黒田 千珠・後藤 美和 酒井 郁恵・松村 昌子 村井 千都	意思決定支援の「落とし穴」 ～知的障がいのある人の支援事例を通 して考える～	植田 辰彦・岩井 智裕 加森とし恵・佐藤 禎真 西森 伸子・松本 卓郎	阿倍野区社会福祉施設連絡会障がい児 者部会におけるこれまでの実践と今後 の可能性 ～つながりと支えあいのまちづくり～
			中舘 千晴・増田 光彦	住吉区山之内地域の見守り活動の実践
第 40 号 (平成 29 年度)	該当者なし		安達 香里・安藤久美子 宇都宮葉子・太田 康裕 寺村 肇	障がい当事者が望む災害時対応と福祉 避難所 ～アンケート調査から現状と課題を考 える～
第 41 号 (平成 30 年度)	向井 順子・村井 智子 川平 昌美・横野 雅子 石本 佳那	意思決定支援のプロセスにおける市民 後見人の役割の検証	柏原 一樹	更生施設が担う役割と機能の変化～更 生施設淀川寮の取り組みを中心に～
			武市 佳代・小阪 勉 内村ひとみ・高田 郁子 酒井 礼子・田中希久央 坂上 里絵	大阪市北区役所における職員の福祉教育 ～全職員が認知症サポーターになる試 み～
第 42 号 (令和元年度)	塩川 悠・北口 勝紀 小橋 智子・宍倉 忠夫	若者を支援することの意味 ～大阪市平野区における高校生の支援 の取組みを例に～	該当者なし	
第 43 号 (令和 2 年度)	松原 宏樹	認知症介護による家族介護者の経験プ ロセス 一複線径路・等至性モデル (TEM) による分析を通して一	【会長賞】 柳下 雄大	作業療法士が行うオンライン療育の実践 ～課題と展望～
			【会長賞】 坂東 弥生・渡辺 健太 本田 麻絵・坂井 薫 泡田 逸美	自立支援型ケアマネジメント検討会議 から見る今後の自立支援のあり方につ いての一考察

同心会について

I 同心会設立の背景と契機

同心会は、大阪市社会福祉センターの開設（北区同心町）とともにある。大阪市は社会福祉専門職制度採用以降、社会福祉関係者の自己啓発・研究発表のために機関紙「大阪市社会福祉研究」（昭和55年4月、第一号発刊）の発刊や研究会活動を支援した。それらの趣旨・目的を継承し、それを、さらに充実・発展させるために発足したのが同心会である。その契機となったのは、府立大阪社会事業短期大学学長退任と同時に開設された、大阪市社会福祉研修センターへの岡村重夫所長の就任（昭和57年10月）である。この実現に、当時の桜木民生局長・西野調査課長の貢献に大なるものがあった。

昭和57年、大阪市社会福祉センター運営委員会、同58年、岡村重夫賞設置発起人会を契機として、同58年12月24日に「同心会」及び、「同心会社会福祉研究奨励基金」運営委員会（代表委員 柴田善守）が発足した。

II 「同心会」の名称

「同心会」の名称には、理由が3点ある。一つは、大阪市社会福祉研修センターの所在地名（北区同心町）、二つは大阪府立大学内の「岡村重夫賞」と峻別するためである。第三が基本であり、岡村重夫所長自らの命名で、『福祉同心』、即ち、社会福祉を探究し実践するもの全てが、心を同じくしてミッション（使命）をもって、課題に取り組んでいこうという信条を示しているのである。

III 同心会社会福祉研究奨励基金

「同心会社会福祉研究奨励基金」は、大阪府立大学社会福祉学部の「岡村重夫賞基金」の設置と双子の関係にある。岡村重夫大阪府立社会事業短期大学長の大阪府立大学社会福祉学部実現への功績から、「岡村重夫賞」設置が学部決定となり、基金の募集活動が開始された。その寄金の内、学内外の研究者からの額を大阪府大社会福祉学部「岡村重夫賞」とし、社会福祉関係者から寄せられた額を「同心会社会福祉研究奨励基金」とした。その後、同心会基金（昭和59年1月26日）を信託化し、利息収入や多くの研究者・社会福祉関係者等からの新たな寄付を受けて運営されている。さらに、「地域福祉論」（光生館）の復刻版印税が毎年、寄付されている。

IV 活動内容

同心会発足と同時に、「大阪市社会福祉研究 第6号」（昭和58年刊）以降、同心会社会福祉研究奨励賞選考委員会が毎年・各号ごとに開催し、「大阪市社会福祉研究」誌上に掲載された研究論文・実践報告等の中から、「研究奨励賞」、「研究努力賞」及び「会長賞」を授与している。多項目の審査基準を設け、極めて慎重な審査が行われ、受賞論文は極めて水準が高いと評されている。その詳細は「募集要領」に示されているが、審査対象となる論文・実践報告は、あくまでも社会福祉実践者によるものであり、大学教員等の研究者との共同によるものは選考対象外としている点を特徴としている。

選考委員会は、学識経験者、大阪市、大阪市社会福祉協議会等の関係者で構成されており、授賞式での賞状授与や講評をはじめ、忌憚のない質疑応答・意見交換を行っている。

奨励賞選考委員

座長 右田紀久恵（大阪府立大学名誉教授）
委員 牧里 毎治（関西学院大学名誉教授）
白澤 政和（国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科教授）
平田 修一（元大阪市健康福祉局長）
大阪市福祉局生活福祉部長
大阪市社会福祉協議会常務理事

事務局 大阪市社会福祉研修・情報センター内
〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20
TEL 06-4392-8201

大阪市社会福祉研究 第44号 2021年12月

発行所 大阪市社会福祉研修・情報センター
〔運営主体：社会福祉法人大阪市社会福祉協議会〕
〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20
TEL (06) 4392-8201
<https://www.wel-osaka.com>

印刷所 株式会社 春日

OSAKA – SHI SHAKAI FUKUSHI KENKYU

(Studies on Osaka City's Social Welfare)

No.44

December, 2021

[Preface]

Looking back on the 100 years history of the Civic Center and aiming
for the realization a Community-Symbiotic Society in the future

..... Kenji Izumi (1)

[Articles and Practical Reports]

A study of the supporting method for elderly volunteers in nursing home

..... Tomomi Morimoto (3)

The effect of education of understanding people with disabilities to play
the adapted sports for elementary and junior high school

-The attempt of project evaluation to use qualitative data-

..... Koji Yamawaki (13)

Tsubasa Shuden/Haruka Yuasa

A study note about improvement in the quality of support by welfare-service providers

-From welfare business to true social welfare services-

..... Eiji Matsufuji (21)

The roles of professionals in residents' activities

-A case study making a place to learn and help each other in condominium-

..... Sayaka Sasaki (37)

Shu Imbe

Support for staff in preventing recurrence of sexual problems among children
in child welfare facilities

..... Hiroyuki Takashita (49)

[Appendix]

A list of Doushinkai Social Welfare Study Encouragement Prizes (63)

About Doushinkai (69)

Osaka City Social Welfare Training and Information Center
(Operated by the Osaka City Council of Social Welfare)